

令和 7 年第 3 回定例会

## 予算特別委員会会議概要

委員長 木下 靖

副委員長 工藤 夕介

## 目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局出席職員の職氏名	2

### 1日目 令和7年9月17日（水）

開会	3
開議・審査方法	3
○大矢保委員（自民クラブ）	3
1 青森准看護学院の閉学について	4
2 ふるさと納税について	5
3 空き家対策について	6
○木戸喜美男委員（創青会）	7
1 西部市民センター空調設備改修事業について	8
2 除排雪事業について	11
3 鳥獣対策について	13
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	17
1 音楽室のエアコンについて	17
○工藤夕介委員（公明党）	21
1 難病患者相談事業について	21
2 青森市文化芸術活動振興基金積立金について	22
3 男女共同参画プラザ運営管理事務について	24
○赤平勇人委員（日本共産党）	25
1 お米ですくすく子育て応援事業について	25
2 市有文化財について	27
3 清掃工場の運営について	30
4 産業廃棄物対策事業について	31
休憩	34
再開	34
○姥名和子委員（立憲民主・社民）	34
1 地球温暖化対策推進事業について	34
2 ボランティア清掃推進事業について	36
○館山善也委員（創青会）	37

1 青森市消防団合同観閲式及び青森市青森消防団新町パレードについて	37
2 選挙について	39
○工藤健委員（市民クラブ）	41
1 青森市移住・定住応援事業について	41
2 高齢者の補聴器購入助成について	45
3 熊対策について	48
○山本武朝委員（公明党）	56
1 がん治療に伴うアピアランスケア支援について	56
2 高齢者の熱中症対策について	59
休憩	62
再開	62
○万徳なお子委員（日本共産党）	62
1 ファシリティーネジメントについて	62
2 マイナンバーカードについて	64
○藤田誠委員（立憲民主・社民）	67
1 防犯灯維持管理事業について	68
2 財産管理費について	69
3 公園管理事業について	70
4 合併処理浄化槽設置促進事業について	72
5 最低賃金引上げに伴う補正予算について	74
○瀧谷洋子委員（自民クラブ）	76
1 ふるさと納税について	76
2 緑花維持管理事業について	77
3 非常備消防費について	78
散会	79
<b>2日目 令和7年9月18日（木）</b>	
開議	80
○天内慎也委員（日本共産党）	80
1 浪岡川について	80
2 学校施設について	81
3 ごみ捨てのマナーについて	82
○柿崎孝治委員（自民クラブ）	85
1 ねぶたん号について	85
2 森林博物館改修事業について	88
○木村淳司委員（創青会）	92
1 子育てに関する手続のデジタル化の現状について	92

2	包括施設管理業務委託について	99
採決		105
閉会		107

**1 開催日時** 令和7年9月17日（水曜日）午前10時～午後4時14分  
令和7年9月18日（木曜日）午前10時～午前11時31分

**2 開催場所** 第3・第4委員会室

**3 審査案件**

議案第117号 令和7年度青森市一般会計補正予算（第3号）  
議案第118号 令和7年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第119号 令和7年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第120号 令和7年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第121号 令和7年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第122号 令和7年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）  
議案第123号 令和7年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第124号 令和7年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第134号 令和7年度青森市一般会計補正予算（第4号）

○出席委員

委員長	木下 靖	委員	天内 慎也
副委員長	工藤 夕介	委員	藤田 誠
委員	奈良 祥孝	委員	館山 善也
委員	関貴光	委員	木戸 喜美男
委員	万徳 なお子	委員	工藤 健
委員	赤平 勇人	委員	山本 武朝
委員	蛭名 和子	委員	長谷川 章悦
委員	木村 淳司	委員	渡部 伸広
委員	柿崎 孝治	委員	大矢 保
委員	瀧谷 洋子		

○欠席委員 なし

## ○説明のため出席した者の職氏名

副 市 長	赤 坂 寛	健 部 長	千 横 葉 康	伸 満
副 市 長	横 山 英 大	濟 部 長	内 藤 信	実 人
教 育 長	工 藤 裕 司	理 事	工 藤 拓	介 温
企 業 局 長	館 山 新	農 林 水 產 部 長	大 久 保 文	弘 文
代表監査委員	鹿 内 納	都 市 整 備 部 長	中 井 諒	政 英
総 務 部 長	小 野 正 貴	都 市 整 備 部 理 事	土 岐 良	國 刚
総 務 部 理 事	上 村 靖 靖	浪 岡 振 興 部 長	奈 今 賢	雄 明
企 画 部 長	谷 浩 光	市 民 病 院 事 務 局 長	齊 藤 武	秀 宏
企 画 部 理 事	中 村 敦	会 計 管 理 者	井 泉 一	史 公
税 務 部 長	横 内 修	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長		
市 民 部 長	佐 藤 秀 彦	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事		
環 境 部 長	佐 々 木 浩 文	選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 理 事		
福 祉 部 長	白 戸 高 史	水 道 部 長	館 田 山 雅	子
こども未来部長	大 久 保 綾 子	交 通 部 長	高 野 雅	

## ○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	田 村 亜希世	議事調査課主査	柿 崎 良 輔
議事調査課長	横 内 英 雄	議事調査課主事	杉 浦 晃 平
議事調査課主査	石 田 彩 美	議事調査課主事	笹 雄 貴
議事調査課主査	久 保 拓 哉		

## 1日目 令和7年9月17日（水曜日）午前10時開会

○木下靖委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第117号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第124号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」まで及び議案第134号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計9件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第117号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第124号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」まで及び議案第134号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計9件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は、会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月9日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は15人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願ひいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願ひいたします。

それでは、議案第117号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第124号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」まで及び議案第134号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計9件を一括議題として審査いたします。

この際、私から申し上げます。

各委員席及び理事者席には、本日の奈良祥孝委員の質疑の際に使用する資料をあらかじめ配付いたしておりますので、御了承願います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

○大矢保委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）初め

に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費について、青森准看護学院の閉学についてお伺いをいたします。

同学院は、2027年3月をもって閉学するとされておりますけれども、全国的に看護系の学部・学科を新設する4年制大学が増えており、進路選択の変化が背景にあるとされております。

報道では、青森市医師会が行政側に支援を求めたものの、協力が得られなかつたことが閉学の一因とされていますが、これまでに市に対して協議はなかつたのかお伺いをします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の青森准看護学院の閉学についての御質疑にお答えいたします。

准看護師免許につきましては、戦後の看護職の需要の増加に対応するため、中学校卒業を要件に看護師を補助する資格として発足したものであります。

近年、少子化に加え、看護師等を養成する高校や大学への進学志向の高まり等を背景に、全国的に准看護学校への入学者が激減し、閉学となる学校が増えております。

本市においても、青森市医師会立青森准看護学院が、今春入学した1年生が卒業する令和9年3月をもって、閉学する旨報道されたところです。

本市では、看護職人材を確保し、持続可能な医療提供体制を構築していくため、准看護師育成事業を行うものに対して補助金を交付しております、青森准看護学院につきましては、講師謝礼及び教材費として10万3000円を補助してまいりました。

青森市医師会からの協議についてでありますが、平成28年度に青森県看護師等養成所運営費補助金、これが10%削減された際に、青森市医師会から本市に対し文書により補助金の増額の要望がありましたものの、市の財政状況から補助金額を現状維持することを説明し、了承いただいたという経緯がございます。

今後につきまして、本市では、市内の大学等において看護師や保健師等の地域医療を担う人材を養成しているところです。

引き続き関係機関と連携・協力しながら、持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいります。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 市から毎年10万3000円の補助金、金額的にこれ補助金って言えるものでしょうか。いろんなあれがあるけれども、やはり、本市は青森県のね県庁所在地ですから一番先になくなるというのは、ちょっと寂しいんじゃないかなと思います。まだ、あと、ほかの地域には6つぐらいの学校があるんだよね。青森市の補助金があまりにも少ないというのは、その一因であると私は思っています。

はっきり言って、4年制大学が増えたから、県病とか市民病院は困らない状況で

も、准看護師がいなくなるということは民間の病院が一番困るということなの。給料面もそうだろうし、そのところをもう少し考慮して協議してほしかったなというのは——まあ、今となっては、後の祭りですけれども、もう少し考慮してほしかったなと思います。

これについては、これで終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費について、ふるさと納税についてお伺いをします。

元気都市あおもり応援基金が18億1500万円となっており、令和6年度に基金を活用した事業のうち、充当額が多い3事業をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の寄附金の活用についての御質疑にお答え申し上げます。

青森市ふるさと応援寄附制度——ふるさと納税制度は、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」に関連する事業などの17事業を本市の応援していただきたい事業として設定しております、寄附の申込みに当たっては、この中から応援する事業を選択していただいております。

本市では、寄附者の皆さんの意向を最大限尊重し、本市が実施する各事業の財源に寄附金を充当しており、令和6年度の寄附金充当額は、5億924万7979円で、そのうち充当額が多い上位3事業は、人もペットも健康で長生きできるための環境の構築として、この中の感染症予防事業に1億7376万8652円、2つに、市民が安心して居住できるまちづくりとして、青森市斎場建替事業に1億814万2676円、3つに、消防・救急体制の充実・強化として、高規格救急自動車等の整備事業に4000万円となっておりまして、このほかにも102事業に寄附金を活用しました。

以上です。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 令和4年度から令和6年度までの米の寄附実績及び米の提供体制の取組状況をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 米の寄附実績及び米の提供体制の取組状況についての再質疑にお答え申し上げます。

本市の令和4年度から令和6年度の各年度の米の寄附実績につきましては、令和4年度は2918件、4768万円、令和5年度は4335件、7525万1669円、令和6年度は5217件、1億762万4000円となっておりまして、寄附件数・寄附金額、ともに年々増加傾向にあります。

米の提供体制に関する取組につきましては、昨年度からの米の需要の高まりを受け、これまで米を提供してきた4事業者に対し、米の在庫のさらなる確保をお願いしましたほか、今年度からは、事業者を新たに1者増やし、提供体制の強化を図り

ました。

これらの取組により、今年度に入ってからの米の申込み件数の急増にも対応できたところです。

以上です。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 米は、今年ちょっと新米が出て、高止まりになっているということもあるんで、はっきり言って、米の事業者が1者増えたというのはいいことだなど、そういうふうに思います。大歓迎して、これはこれで終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、空き家対策についてお伺いします。

周辺環境に悪影響を及ぼす経過して45年——1981年以前に建てられた耐震性のない木造住宅を準老朽危険空き家等に分類して、解体への補助をするべきと思うが、お考えをお伺いします。

それから、管理不全空家等に指定されて勧告を受ければ、土地の住宅用地特例がなくなり、固定資産税が最大6倍になるということが、青森市のネックであります。

そこで、先の解体補助についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの旧耐震基準の木造住宅空き家を対象とした、解体補助についての考え方ということで、御質疑にお答えいたします。

人口減少・少子高齢化の進行等を背景に、全国的に空き家等が年々増加しており、令和5年の住宅土地統計調査による本市の空き家率は15.1%となっており、全国平均の13.8%を上回っております。

また、全国の住宅の耐震化率につきましては、平成15年から5年ごとに3から5%の伸び率で進捗し、国の最新の調査では、令和5年において全国平均で約90%の耐震化率となっておりますものの、約9割の市町村で全国の耐震化率を下回っており、本市におきましても、推計で現在88.7%の耐震化率となっており、いまだに旧耐震基準——昭和56年以前の建築のうち、耐震基準が満たされてないものでありますけれども、この旧耐震基準の住宅が一定数残存している状況であります。

空き家等につきましては、周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすことのないよう、所有者等が自らの責任において管理することが第一義でありますことから、本市におきましても、空き家等を含む住宅ストックの利活用と旧耐震基準の住宅に対し耐震化の促進を図っているところであります。

管理状況が良好な空き家等につきましては、青森市空き家・空き地バンクへの登録を促し、利活用に関する啓発を行い流通につなげているところであります。

そのため、旧耐震基準の木造住宅の空き家を対象とした補助制度の実施は考えて

いないところであります。

なお、所有者等により適切に管理されていない空き家等につきましては、空家等の対策の推進に関する特別措置法に基づく、法的措置を実施しておりますほか、所有者等による自立的な解体を促すため、解体に要する費用の一部を補助する放置危険空き家対策事業補助金を令和7年7月より開始しているところであります。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 45年たった家も、補助金がないっていうんで、あれですけれども、青森は豪雪地帯ですから、国と合わせていっては、空き家の対策なんて進みませんよ。

私は、随分この市内、去年の大雪で回りましたけれども、やっぱり空き家ができるのは、うちを壊すための、何か対策の一つかなと思っていますけれども、まあ、NHKあたりはね、住所変更したら、受信料を取るためか分からないけれども、変更手続のお願いをしている。だったら青森市も、例えばね、どつかの老健施設に入ったら、老健施設と提携して、住所変更してもらえるように、そして空き家を把握していくというのも一案じゃないかなと私はそう思います。そのところをもう少し、連携をしていただけるかの答弁は要りませんけれども、連携をしてほしいなと、そういうふうに思います。これで都市整備部は終わりますけれども。

環境部に対してちょっと。民間の空き家を一生懸命保全して、環境を整えるという意味でありますけれども、例えば、青森市の公共施設、例えば、梨の木の清掃工場、煙突はなくなってるけれども、建物はそのまま。

それで、総務省で半額の補助金を出すというような話を聞いたら、ちょっと清掃工場は対象ではないということになっておるそうですが、いつまでたってもああやって放置するのはどうかなど、そういうふうに思います。

それから、私、環境部に言いたいのは、中村美津緒議員が一般質問で、新城のごみの、不法投棄をやったけれども、あれって青森市が中核市になる前に、県から譲り受けたものでしょう。だったら県と協議するべきじゃなかったのかと私は思うんです。

今になって、処理しますから県に金くださいと言ったって、金を出せるわけがない。そういうところで、やっぱり一つ一つ解決していくかないと問題にならないんじやないかなと、そのように思います。

これからもいろんな——勤労者プールとか出てきますので、目を光させて、ただ、一般の人には壊せとしゃべって、撤去すると言いながら、行政では、予算がないからそのままですと、そういうのはちょっと矛盾してると私は思いますんで、そのところを適時考えていただければいいなと、そういうふうに思います。

20分経過しますので、これで終わります。ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

創青会、木戸喜美男でございます。

質疑の前に所見を述べさせていただきます。

昨年、新城中学校は教育委員会が主催している夢・志・挑戦アワードにおいて、市内で最もボランティアスピリット大賞という最高賞を受賞しております。

先般、8月23日、第30回新城まつりが西部市民センター前広場で開催され、これまで毎回新城中学校吹奏楽部の皆さんに出演していただいておりましたが、同日、福島県郡山市で東北大会の移動日と重なり、出演は無理かと思っていたところ、大会に出かける直前にもかかわらず、新城まつりで演奏して終了次第、すぐに郡山市に移動するとのことで、快く引き受け、演奏をしてくれました。

観衆からは大きな拍手と東北大会頑張れの声が寄せられ、新城まつりを盛り上げてくれました。

東北大会においては、見事銀賞を獲得しました。おめでとうございます。

吹奏楽部は日々の練習だけでなく、市内の様々な演奏ボランティアを行っております。今年度の主な活動としては、青森開港400年記念式典での演奏、青森新中央埠頭で豪華客船の出迎え演奏など多岐にわたります。また、第30回新城まつりでは、設営ボランティアとして会場内にテーブルと椅子をてきぱきと並べて、万が一のゲリラ雨に対し、テーブルが雨でぬれないように、テーブルクロスを張りながら会場づくりを元気に笑顔でしてくれました。

また、出演者の誘導ボランティア、本部席での来賓案内ボランティアなど、とても熱心に活動していただき、無事終了できました。本当にありがとうございました。

今後の青森市の未来を切り開く人材になるものと期待しております。それでは、質疑に入ります。

10款教育費5項社会教育費2目市民センター費、西部市民センター空調設備改修事業についてお尋ねいたします。

本定例会に西部市民センターの空調設備の改修工事に関する予算が提案されております。

昨今の夏場の気温の上昇はすさまじいものがあり、今年も7月の最高気温の平均値が、観測史上30度を超えるなど記録的な暑さとなりました。

西部市民センターでは、昨年の12月、空調設備に不具合が発生したものであり、1階の事務室や3階の多目的ホールのエアコンが利かなくなつたというものであります。特に、3階の多目的ホールは西側の窓が全面ガラス張りとなっており、西日などにより、ふだんでも室温が高いところであります。ダンス教室や乳幼児の健診などに使用しております。地域でも早期の回復が望まれておりました。

そこで、お尋ねいたします。

西部市民センター空調設備改修事業の内容とスケジュールについてお知らせください。

**○木下靖委員長** 答弁を求める。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 木戸委員からの西部市民センター空調設備改修事業についての御質疑にお答えいたします。

西部市民センターでは、屋上に計 12 台のエアコンの室外機を設置し、館内の空調を行っておりますが、令和 6 年 12 月に 1 階事務室とその前の廊下及び 3 階の多目的ホールとそれに隣接する待合ホールのエアコンが異常停止し、運転できない状態となつたものであります。

今回エアコンが異常停止した箇所のうち、特に 3 階の多目的ホールは、ダンスやヨガ、空手等の団体に定期的に利用されているほか、毎月、本市の乳幼児健康診査の会場にもなっております、同センターの中でも突出して利用者の多い部屋の一つとなっておりますことから、教育委員会では、西部市民センターの空調設備の機能回復を図るため、本事業を実施するものであります。

具体的な事業内容といたしましては、冷媒ポンプ、圧縮機等の部品が既に製造及び供給が終了し、修繕不可能と判明した室外機 2 台のほか、室内機 18 台、冷媒配管の更新などを行うものであります。

また、本事業の工期はおおむね 8 か月程度と見込んでおり、令和 8 年度初夏までの完成を目標として進めてまいります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

部品が既に製造終了となつておる。また、新たな設備に取り替えるということで、提案されている予算額も 3272 万 5000 円という大規模な改修工事になることが分かりました。

西部市民センターは平成 16 年の開館で、不具合が発生すれば、多額の予算が必要になりますが、迅速に復旧のための予算を提案していただいて感謝しております。ありがとうございます。

西部市民センターは、西部地区にはなくてはならない施設でありますので、引き続き、きめ細かな管理をよろしくお願ひいたします。

さて、西部市民センターをはじめ、各市民センターにはエアコンが設置されていますが、このほかに、中央市民センターには市内各地域に分館があります。この分館にも利用者に安心して利用してもらうために、エアコンは欠かせませんが、現状ではほとんどエアコンは設置されていないと伺っております。

そこで、お尋ねいたします。中央市民センター分館にエアコンを設置すべきと思うが、市の見解についてお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 中央市民センター分館へのエアコンの設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、地域における生涯学習の推進や文化活動の振興を目的として、中央市民センターに 31 の分館を設置しており、そのうち中央市民センターが建

物を所有する分館は 11 施設あります。これら 11 施設のうち、エアコンが設置されているのは、本年 8 月に御寄附によりエアコンを設置した白旗野分館 1 館となっております。

教育委員会では、夏季に公共施設を安心して御利用いただくためには、エアコンは必要なものであると認識しているものの、分館を含め、社会教育施設に対する様々な営繕要望をいただいておりますことから、中央市民センターが所有する分館へのエアコン設置につきましては、施設建築からの経過年数や使用頻度等も踏まえながら検討してまいります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

各施設において様々な修繕や改修の要望があるので、優先度を見極めていくということでした。

要望ですが、近年の猛暑にあっては、エアコンのない部屋に集まって活動するという——会議とかですね——という状況では、何かあってからでは遅いので、ぜひ中央市民センターが所有する分館に、エアコンの設置を前向きに検討していただくよう要望いたします。

次に、小・中学校の音楽室のエアコンについて、冒頭お伝えいたしましたが、新城地区の小・中学校は合唱や吹奏楽の活動が非常に盛んであり、新城小学校及び新城中央小学校は、新城ジュニア吹奏楽団を設立後、今年度は青森県吹奏楽コンクールで金賞を獲得しております。

新城中学校は、令和 7 年度の青森県吹奏楽コンクールで金賞を受賞し、代表を獲得後、東北大会で銀賞を受賞しております。

市内においては、新城中学校区以外でも、吹奏楽、合唱で頑張っている子たちがたくさんおられます。市内の小・中学校の音楽室にはエアコンが設置されておりません。

そこで質疑します。

小・中学校の音楽室にエアコンを設置すべきと思うが、市の見解をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 小・中学校の音楽室へのエアコン設置に関する再度の御質疑にお答えいたします。

小・中学校へのエアコンの設置につきましては、令和元年度には全ての保健室へ、令和 2 年度には全てのコンピューター室及び一部の学校の図書室や視聴覚室などへ、令和 3 年度には全ての普通教室へ、令和 6 年度には職員室、校長室などへ順次進めてまいりました。

また、今年度は中学校の校内教育支援センターへのエアコンの設置を進めているほか、小学校の校内教育支援センターにつきましては、エアコンを設置するための

電気設備の設計を実施しているところであります。

音楽室のエアコンは現在古川小学校と筒井小学校の2校に設置しておりますが、音楽室は、授業での使用頻度が高く、また、音を気にする地域住民に配慮しながら活動する必要がありますことから、教育委員会では、設置の必要性が高まっているものと認識しております。

教育委員会といたしましては、引き続き音楽室を含む特別教室の環境整備について、今後的小・中学校の改修等の状況も踏まえつつ、適切に対応してまいります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

適切に対応していきますということでしたが、先ほども紹介しましたが、新城中学校の吹奏楽部は青森開港400年記念式典、クルーズ船の出迎え、新城まつりなど、市の重要なイベントに協力してくれています。

7月28日の戦没者慰霊祭でも南中学校の合唱部、9月7日の棟方志功サミットでも東中学校、造道中学校が合唱を披露してくれました。

子どもたちに報いるためにも、1日も早く、音楽室へのエアコンを設置していくだくことを要望して、この項を終わります。

よろしくお願ひいたします。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、除排雪対策事業についてお伺いいたします。

青森市は、国内はもとより、世界でも有数の豪雪都市であり、近年は気候変動の影響による降雪の変化や、雪対策の担い手である除排雪事業者の人手不足、人件費の上昇などによる厳しい経営環境など、雪対策に対する課題は複雑・深刻化しているものと思います。

令和6年度は、年末年始に記録的な豪雪となり、2月末には最大積雪深が150センチメートルとなったほか、累計降雪量は669センチメートルとなるなど、市民のみならず、除排雪作業を担う事業者の負担も大きいものであったと考えます。

除排雪作業においては、雪捨場の確保は重要な課題の一つであると考えますが、雪捨場のうち、青森港本港地区緑地――浜町と言うんですかね、浜町にある雪処理施設は海があるので、多くのダンプトラックが利用していると聞いております。

そこでお伺いいたします。この雪処理施設の概要をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木戸委員の青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設の概要についての御質疑にお答えをいたします。

青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設、通称、浜町緑地雪処理施設は、冬期間の雪処理施設に利用できる親水緑地として県が設置し、平成29年12月1日から供用開始しており、国・県・本市の各道路管理者が雪処理施設として、原則午後8時から翌日午前6時までの夜間にのみ利用しております。

当該施設の雪処理能力につきましては、青森県において平成 12 年度の豪雪に対応できるように設計しており、1 シーズン排雪日数 75 日間で、122 万立方メートル、10 トンダンプトラック換算でいきますと約 8 万 5000 台分の雪が投雪可能であります。

設計に当たりましては、海水温度や集中排雪によるピーク時なども考慮されておりますが、単純に 1 日当たりにしますと、約 1.6 万立方メートル、10 トンダンプトラック換算で約 1100 台分であります。

また、当該施設の管理運営は、実際に施設を利用して雪処理を行う国・県・本市で構成する青森港雪処理施設協議会が実施しており、それぞれの投雪量に応じて費用を負担しております。

以上であります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

青森港本港地区緑地、さっき言いました浜町の雪処理施設は、市のほか、国や県の道路管理者が利用しているとのことありました。

かなりの量の雪を処理していると思いますが、令和 6 年度はどの程度の利用があつたのか実績をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和 6 年度の利用実績についての再度の御質疑にお答えをいたします。

昨冬における青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設の利用実績は、令和 6 年 12 月 8 日から令和 7 年 3 月 1 日までの間で 71 日間稼働しており、国・県・本市合わせて延べ台数 6 万 8727 台のダンプトラックが利用しており、1 日当たりの搬入台数が一番多かった日は 1 月 7 日で、延べ 2104 台の利用がございました。

以上です。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

令和 6 年度は、国・県・市の 3 者で約 6 万 8000 台、1 日当たりの利用台数は、最も多かった日で延べ 2104 台ということでしたが、除排雪作業でダンプトラックに積まれてくる雪は、道路上の雪だけでなく、ごみや土などが含まれてくると思います。これを雪とごみに事前に仕分けするということは、大変難しいことだと思います。

雪処理施設への投雪に伴うごみなどはどのように処理されているのかお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 ごみの処理についての再度の御質疑にお答えをいたします。

排雪作業でダンプトラックにより搬入された雪には、ごみや土砂などが混入して

いる場合がありますため、冬期間は、当該施設の外周に網を設置し、海洋への浮遊ごみの流出を防止しております。

当該施設稼働後の3月には、外周に設置した網を撤去する際に、ごみの回収を実施しており、回収したごみは一般廃棄物最終処分場へ搬入しております。

また、海底に沈んだ土砂などにつきましては、堆積状況を確認しながらしゅんせつを行うこととしております。

以上であります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

冬期間は施設の周りに網を設置して、浮遊ごみの流出を防止し、海底の土砂などについては、状況を確認しながら、しゅんせつするとのことですが、海洋の水質など、青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設の海洋環境への施設効果についてお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 海洋環境に対する設置効果についての再度の御質疑にお答えをいたします。

青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設の管理運営を行う青森港雪処理施設協議会において、毎シーズン、当該施設の使用開始前、使用中、使用後に周辺水域の水質及び底質調査を行っており、これまでの調査結果では、投雪作業による顕著な影響は見られておりません。同協議会では、今後も継続して調査を実施し、経過観察を行うこととしております。

以上であります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

浜町の雪処理施設は国・県・市が連携した運営体制で、海洋環境の保全にも努めており、今後も適正な運営管理を行いながら、安定的・継続的な除排雪体制を確保して、しっかりと取組をしていくということでありますので、ぜひしっかりと、そういうところを調査したり、水質の検査をしたり、そういうものをしっかりとして、やってもらわればということです。

というのも、私の知っている人がですね、いやいや、木戸さんって、青森でダンプで雪をこうこうと投げているけど、いいんだべかというふうなこと言わされました。

実は、あちこちで投げていることは投げているんだけれども、そこを言ってしまえば、何か変な形になってしまないので、今の浜町の雪処理施設、こういうところでこういうことをやっているんですよということであれば、そういう説明も少しほどけるので、そういう市民の理解度もしっかりと向上できるのかなと思いますので、着実に実行して、推進していきたいと思いますので、ぜひ要望して終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、鳥獣対策についてお伺いい

たします。

ニホンザルによる農作物被害について、これまでの取組について伺ったところ、青森市鳥獣被害防止対策自治体サポートやサポート隊によるパトロール、箱わなの設置による捕獲状況を遠隔で監視できるモニター装置を備えた大型囲いわなの設置、電気柵の設置、ほかに追い払い道具の貸出しなどの説明がありました。

8月25日、午前6時57分に、天田内地区の道路を親猿8匹と子猿2匹が、えさを求めてのうのうと歩いておりました。

大変申し訳ありません。委員長の許可、理事の許可をいただきまして、そのとき撮った写真がこの写真であります。ちょっと小さくて申し訳ありません。

道路があつて、この両脇にサルがいっぱいいて、お尻の上に小猿が乗っかっていると。ここも背中のわきに子猿がいる。全体で8匹おりました。こういったことですね、この、お猿さん——お猿さんと言ったらかわいく見えますが、本来であれば、大変めんこくない猿であります。

この群れで、まず、畑のスイカやトウモロコシ、カボチャなどを食い荒らしに行くと、ひとたまりもございません。前回も言っておりますが、この七、八匹で畑に行くと、トウモロコシなんかは約10分、15分で全滅です。枝豆も、もうそれくらいで食べられてしまいます。

本当にどうしていいものかということありますが、そこで効果を発揮してくれるのが私は電気柵であると思っております。電気柵があるとないとでは格段の差がある。効果てきめんだと私は思っております。

ニホンザルも一度は電気柵に触れて、電気がビリッと体に感じて、居心地が悪い場所だと学習しているかもしれません。

電気柵は太陽光で発電し、バッテリーに蓄電、そして3秒間隔で電流が流れ、いつも流れているわけではありません。3秒で電気が流れるようになっております。

欠点としては、地上から伸びた背の高くなる雑草、あるいはつるの草があります。そういういたものが、電気柵の線に絡まっていくと漏電して効果が薄れてしまうというものでありますので、自分たちのところでは、市のほうで設置してくれたものであっても、自分たちが一生懸命、下の草を刈り払い機できれいに刈っているというのが現状でありますので、そういういたところも、官と民が一緒になってやっていければと思っております。

しかし、春の電気柵の設置、秋の電気柵の撤収については、農業政策課で作業しております。この電気柵の設置にも、暑いとき、あるいは、寒いとき、本当に大変御苦労をかけております。見ていると、七、八人が一生懸命にくいを打ってみたり、柵の黄色いポールを立てて引っ張ってみたり、そんな形で、本当に距離もですね、非常に長い距離になっております。ですから、大変御苦労をおかけしておりますが、今後もよろしくお願ひ申し上げます。

そこで、令和6年度及び令和7年度におけるニホンザルの農地への出没件数と被

害件数をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木戸委員のニホンザルの出没及び被害件数についての御質疑にお答えいたします。

本市における野生鳥獣による農作物被害のうち、ニホンザルの農地への出没件数及び被害件数につきましては、令和6年度は出没件数33件、被害件数13件、令和7年度は8月31日時点で、出没件数28件、被害件数20件となっております。

市では、野生鳥獣による農作物被害対策につきまして、関係機関との連携により、青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、また、鳥獣対策に取り組む青森市鳥獣被害防止対策実施隊や、実施隊の活動をサポートします地域の農業者等で構成される青森市捕獲サポート隊を組織するなど、実施体制を整えているところであります。引き続きニホンザルをはじめとする野生鳥獣による農作物被害対策に取り組んでまいります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

今年は8月までに28件出没したこと。ニホンザルは群れで行動することが多いので、頭数にすると相当なものになると思います。また、被害件数は20件と、既に昨年1年間の被害件数13件を上回っているとのことでしたが、白旗野地区のKさんという方から、私に電話が入りました。

さっきの写真の同じ日であります、8月23日、午前8時25分に、猿の写真を撮つて自宅に帰ったところ、電話が入り、家の周りに猿がいっぱいいて困っているとのこと。猿がどのくらいいるのかなと思いつつ、早速、自分のロケット花火を持って駆けつけました。

家の住民から、追い払おうとして畑に行ったが、逆に猿に玄関まで追いかけられてきたという話で、いやあ、木戸さんって、畑に行っても、猿に噛まれりやまいねはんで、行かねえほうがいいよ、というふうに言われたんだけれども、私としては、そこで帰っちゃうと、猿はだったらやつがいたのか全然分からぬ。よって、怖かつたんだけれども、向かっていきました。それで、畑に行ったら、親猿8匹、子猿1匹が、まず、カボチャ、栗、リンゴを食い散らしていましたので、大声を出して、さらに向かっていきました。

すぐに草むらに隠れる猿や、大きな木の枝に登る猿などがいたので、持参したロケット花火で追い払いをしたものの、効果がいまいちでありました。

草むらの中からですね、ボス猿と見られる猿が、私に対して、まばたきもせず、目はぐりっとしてですね、そして大きな口を開け、歯をむき出しにして、ふだんであれば毛がこうなってると思うんですが、威嚇するときにはですね、毛がぐわっとこう立つんですね。そうすると、こんなちっちゃい猿が、もう倍に見える。それで、あっ、これはもう威嚇されたから、私はもう標的になってしまったと。ここで振り

向いて帰ったら、先ほど言った住民の人と同じになってしまう。よって、これじゃ駄目だというので、そのまんま猿に向かっていきました。

そしたら猿がですね、すうっと逃げました。逃げたのはいいんですが、その逃げたところに、私もまたロケット花火を2発打ちまして畑から帰ってきました。そして、農業政策課のほうにすぐ電話を入れました。

そしたら、農業政策課の職員の方が、早速現場に急行してくれて、今の何て言うんですか、動物駆逐用煙火でしたっけ、それを使って、追い払いをしてくれた。残り2匹ぐらいはいるみたいだと。でも、やっぱり2匹いると、またさらには隠れている猿も、またそのまま出てくる。よって、困ったものだなと、私もそこにずっといるわけにいかないので、その話をしていたら、ちゃんと電動ガンで連発できるやつね、単発でパンパンと出るやつじゃなくて、昔の機関銃みたいにバーッとダーッと出ていくやつですね。それを置いてくれたと。そして、出てきたら、それを使って、ぜひ追い払いをしてくださいと。そういうことをしてくれたので、そのKさん、被害はあるものの、早い対応で感謝しているということでございました。

そこで質疑いたします。

ニホンザル等を追い払いするために使用している機器の種類とその内容をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 野生鳥獣の追い払い機器の種類及び内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、ニホンザルをはじめとする野生鳥獣による農作物被害が発生した場合において、追い払い機器として電動ガン、動物駆逐用煙火及びスターターピストルを活用しております。

電動ガンにつきましては、発射による衝撃や音等によりニホンザル等を驚かせ、圃場への接近を抑制するために使用するものであります。また、動物駆逐用煙火につきましては、火薬等の爆発による炸裂音を利用して、動物類を追い払うもので、炸裂音が非常に大きいことから、鳥獣の中で特にニホンザルに対して強い威嚇効果を発揮するものであります。また、安全管理を徹底しながら使用しているものであります。

スターターピストルにつきましては、発砲音により一時的に鳥獣を驚かせる危機であり、持ち運びながら簡易に使用できるものであります。

これら追い払い機器につきましては、農家への貸出し、提供を通じて、農家自らによる追い払い活動を実施していただいているところであります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

動物駆逐用煙火を使用するための要件についてお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 動物用駆逐煙火の使用要件についての再度の御質疑にお答えいたします。

動物駆逐用煙火を使用及び購入するに当たりましては、日本煙火協会が発行します煙火消費保安手帳、または、自治体が開催いたします講習会の受講証明書を所持する必要があります。また、取得後におきましても、年1回の講習を継続して受講する必要があります。

○木下靖委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳、または、自治体が開催する講習会の受講証明書を所持すること、毎年の更新が必要になることありました。

こういったことを農家の方々に広く知らせて受講していただき、使用できるようPRをぜひしていただければありがたいと思います。

ぜひそのPRを要望して、私の質疑を終わります。

○木下靖委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝委員であります。

ただいま質疑されました木戸委員に引き続いて、音楽室のエアコンについて質疑をさせていただきます。

議案別冊「令和7年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和7年第3回定例会）」の4ページ・5ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」について、10款教育費2項小学校費・3項中学校費1目学校管理費について。

2年前にも、また、昨年も、これについては一般質問でお伺いしているところでありますが、12月議会では、予算編成に間に合わないので、今回は9月議会で取り扱うこととしました。

まず、音楽室へのエアコン設置について、市の考えをお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 奈良委員からの音楽室へのエアコン設置に関する御質疑にお答えいたします。

小・中学校へのエアコンの設置につきましては、令和元年度には全ての保健室へ、令和2年度には全てのコンピューター室及び一部の学校の図書室や視聴覚室などへ、令和3年度には全ての普通教室へ、令和6年度には職員室、校長室などへと、順次進めてまいりました。また、今年度につきましては、中学校の校内教育支援センターへのエアコンの設置を進めているほか、小学校の校内教育支援センターにつきましては、エアコンを設置するための電気設備の設計を実施しているところであります。

音楽室につきましては、授業での使用頻度が高く、また、音を気にする地域住民に配慮しながら活動する必要があること、近年、合唱や吹奏楽の大会において優秀な成績を収める学校が増えてきており、年間を通じた音楽室での活動の必要性が高まっていること、これらに加えて、先般、夏休み期間中に発生したカムチャツカ半

島沖地震による津波の際には、一部の学校が自主避難所となり、エアコンが設置されている普通教室を開放したところですが、これが通常の学校活動が行われている期間に発生した場合には、普通教室を開放することは難しいことなどから、音楽室を含む特別教室へのエアコンの設置の必要性が高まっているものと認識しております。

教育委員会といたしましては、引き続き、音楽室を含む特別教室の環境整備について、今後的小・中学校の改修等の状況を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございました。

それでは、逐次質疑を続けていきたいと思っています。

まず、2年前に私、質問しているんですが、それ以降、実態調査とか、そういうのは行っているんでしょうか。お伺いをいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 音楽室使用中の体調不良実態調査に関する再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会として、音楽室で気分が悪くなった児童・生徒がいるかどうかの実態調査は行っておりませんが、例えば、救急搬送された場合や、医療機関を受診し、日本スポーツ振興センター災害共済給付対象となった場合等には、各学校から報告を受けております。また、各学校において児童・生徒が体調不良を訴えた際には、保健室等での適切な対応に努めており、症状や状況を保健日誌等に記録しております。なお、保健室での休養等により体調が回復した場合など、軽症と考えられる事例につきましては、報告を求めていないところであります。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 実施していないということでした。

そこで、今年は、かなり暑い夏だったという、今でも暑いんですが、今年具合が悪くなった児童・生徒はいらっしゃいますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 暑さによる体調不良者の報告に関する再度の御質疑にお答えいたします。

今年度、音楽室使用時における暑さによる体調不良者につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済給付対象となるような事例の報告は受けておりません。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 多分、こういう日本スポーツ振興センター災害共済とかの対象になるというほどのものではなく、また、救急搬送でもないという軽度なものは、多分あると思うんですよ。ちょっと教室に戻って涼んでとか、保健室に行ってとか、そういうのはあるかもしれません。ただ、保健室に行くほどでもなくとも、やはり実際にはあると思います。

そこで、次の質疑ですが、音楽室へのエアコンの整備について、教育委員会では、予算要求をしているのでしょうか。お示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 音楽室へのエアコンに関する再度の御質疑にお答えいたします。

音楽室へのエアコンの整備・設置につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、授業での使用頻度が高く、また、音を気にする地域住民に配慮しながら活動する必要があることなど、必要性が高まっているものと認識しております。

このような中、小・中学校のエアコンの設置に係る令和7年度の当初予算編成の対応に当たりましては、本市の教育課題や教育活動の実態を踏まえ、校内教育支援センター及び音楽室への整備を検討材料としましたが、市全体の予算の平準化を勘案し、現在、教育委員会として再重要な課題として取り組んでいる不登校対策の一つとして、校内教育支援センターへのエアコンの設置を優先し、予算要求を行ったものであります。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

校内教育支援センターを優先するというのは分からぬでもないんですよ。やはり、教育長も前におっしゃっていたとおり、今回目玉の事業でもありますので。これについては私も理解するところです。

そこで、委員長のお許しをいただいて皆さんのお手元に、青森市一般会計決算教育費の不用額の一覧があります。令和元年度から令和6年度の決算の表です。毎年不用額が1億円以上計上されています。皆さん分かるとおり、左から予算現額、実際に支出した額、そして継続費、その次の繰越明許費というのはこれ、合わせて翌年度へ繰り越す金額で、不用額が生じているということです。これを平均すると、年に8億円以上不用額が生じていることになります。

お聞きしたところ、1校に設置する経費が60万円から100万円とか、お伺いをしていました。ここで言うのは、不用額が駄目だと言っているんでないんですよ。不用額は、やっぱり職員の皆さん一生懸命頑張ってやってきて、その努力の結果だと思います。ですので、この不用額は、ただ一般会計へ返してしまうのだったら、これはもったいないなと。やっぱり教育費の不用額であれば、教育費に使うべきだと私は思っています。

例えば、中学校19校で音楽室が35教室、小学校41校で58教室、全てで93教室があります。これ100万円ずつやっても9300万円——また、計算間違って言えばまいねはんで。そうすると1億円以内でできるんですよ。毎年平均して8億円の不用額が出ているんですから、これは、やろうと思えば可能だと思っています。しかも、必ずしも全ての学校が必要だとは思っていません。例えば、音楽室を使っていない学校だってあるはずです。青森市は小学校で言えば複式学級を導入しているところ

は6校かな、ありますよね。また、音楽室が2つある学校でも、1つの音楽室を使っている、第2音楽室を使っていないというところもありますし、部活動では、例えば、合唱であれば多分、1つの音楽室しか使っていない。吹奏楽だったら、これは人数もありますので2つ教室を使ってると思います、多分。多分だからね。

それで、言いますけれども、最近、先ほど木戸委員からもあったとおり、青森市の合唱のレベルとか吹奏楽のレベル、学校は少なくなっているんですが、レベルそのものはすごく上がっています。特に今年の合唱コンクール、中学校のレベルは今までに聞いたことないだけ質が高いレベルです。ですので、それでも、東北大会には行くけれども全国大会には行けないという学校が出てくるんです。それだけやっぱり全国的にもレベルが高くなってきています。そこで、やはり今のところからいくと、この不用額というものを最大限使うべきだなというふうに思っています。

そこで、その不用額で音楽室へエアコンを設置することはできないのか、市の考え方をお聞かせください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 音楽室のエアコン整備に関する再度の御質疑にお答えいたします。

決算書に記載されている不用額につきましては、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除した額であり、歳出予算現額のうち支出されなかつた金額のことです。学校の整備や維持管理に係る予算等を含めた一般会計、教育費の決算における不用額は、令和6年度で6億9289万2513円となっておりますが、これには委託料、備品購入費及び学校建設費を含めた工事請負費等が含まれており、この不用額が発生する要因は主に入札による執行残などとなっております。

委員御提案の不用額を活用した音楽室へのエアコンの設置については、執行残の確定や補正予算のタイミング、維持修繕の必要性等を見極め、実施可能か検討してまいります。教育委員会では、音楽室を含む特別教室へのエアコンの設置につきましては、今後的小・中学校の改修等の状況を踏まえつつ、計画的に対応してまいりたいと考えております。

**○木下靖委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございました。

執行残の確定や補正予算のタイミング等で見極めていきたいということでした。

そこで、最後に要望をさせていただきます。

まず、各学校に音楽室に必要かどうかというのを聞いてほしいと思うんです。中には校長先生が要らないというところもあるかもしれません。

私、特別教室でなくて、なぜ音楽室ってやっているかというと、例えば、理科室もありますよね。でも理科室の場合は、実験を主に担当する教室だと思うんですよ。ほとんどの授業はクラスでやりますし、実験とかは暑いときにやらないで冬とか、ちょっとずらしてやればいいんじゃないかなというふうに、私は思っています。とこ

ろが、音楽の授業はそうはいかない。夏でも音楽室で、ピアノでやらないとならないものもあるから、だから、今回は音楽——今回というかいつも音楽室に限定してやっています。

まず1つは、各学校に調査してみてください。要るか要らないか。要らないというところにはつけなくていいんですよ、別に。やっぱり税金でやるんですから。最小限の経費で最大の効果を生むというのがこれ原則ですから。

あと、いま一つは、ぜひ予算要求してください。要求したらもうこっちのもんですから。教育委員会ではなくて、今度市長部局と私とがりがりとやりますから、ぎしぎしといきますから。とにかく予算要求をしてください。子どもたちのためにはそのぐらいやらないとつきませんから。よろしくお願ひ申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に関連いたしまして、難病患者相談事業についてお伺いをいたします。

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものと、難病の患者に対する医療等に関する法律にて定義され、患者数等による限定は行わず、ほかの施策体系が樹立をされていない疾病を幅広く対象とし、調査研究・患者支援が推進されているところであります。難病におきまして、患者の置かれている状況から見て、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高く、厚生労働大臣が定める疾患を指定難病と言い、近年この対象疾病数が増加傾向にあります。本年4月1日時点、指定難病の対象疾病数は、昨年の341から348となり、今後の対策、対応は、これまでにも増して強化をされていかねばなりません。

そこで質疑をいたします。

難病患者相談事業の概要についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 工藤夕介委員の難病患者相談事業についての御質疑にお答えいたします。

難病につきましては、今、委員のほうからもお話がありましたが、難病の患者に対する医療等に関する法律において定義されておりまして、国は医療費助成制度の対象疾病として現在348疾病、指定難病としております。

本市の難病患者相談事業につきましては、患者やその御家族等を対象に、療養生活における不安の軽減を図るため、訪問等による相談のほか、医療講演会や医療相談などを行っております。

相談につきましては、市保健所に難病相談窓口を設置しており、来所や電話によ

る相談に対応しているほか、保健師や看護師等の相談員が家庭訪問し、日常生活や療養上の問題等について個別に支援を行っております。また、患者団体等の情報提供や利用できる福祉制度も御案内しております。令和6年度の相談件数ですが、134件であり、そのうち、訪問件数は69件となっております。

次に医療講演会につきましては、疾病について正しい理解を深め、在宅療養を継続していくよう、専門の医師や理学療法士などをお招きし、講演会を開催しているほか、個別相談も実施しております。令和6年度は計3回開催し、延べ56人に御参加いただいたところであり、参加者からは、疾病についての理解が深まった、同じ疾病の人と話すことができてうれしかったなどの声が寄せられております。

難病は長期の療養が必要であり、患者数が少ないため孤立しやすい傾向にあります。そのため、本市では、関係機関と連携しながら、本事業について、広報あおもりや市ホームページ等で周知を図るとともに、患者やその御家族等に寄り添い、抱える医療や日常生活上の相談に対応し、不安の軽減を図れるよう支援に努めてまいります。

○木下靖委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

ただいま概要を詳しくお示しいただきました。訪問等による相談、また、医療講演会や医療相談などの取組をなさっておられるということでありました。

初めに、相談業務についてありますが、来所・電話での御対応は、令和6年度の相談件数が134件あり、うち訪問件数が69件との実績をお示しいただきました。

次に、医療講演会につきまして、令和6年度は3回開催された。延べ56人が参加をされたということでありました。

こうした機会を通じまして、理解を深めることは視野を広げる手助けとなりますし、また、同じ疾病の方と話をするることは、時には、元気や勇気をもらったりいたします。また、時には、相手の方に安心感を与えるなど、非常によい効果が期待ができるところであります。

難病の症状は、同じ難病でも一人一人症状が異なる場合が多く、型どおりのようにはいかないケースが大半であるかと思います。また、時を経ていく中で、また、新しい対象疾病が見られていくことも、今後、想定されるところでもあります。

そうした中にありまして、昨年12月、指定難病の縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー、これは、歩行機能の低下や指先の力が入りにくいといった症状が少しづつ進行する難病ですが、この治療薬、もう薬が実用できるようになったのを始め、少しづつではありますが、明るい点も見られているところでもあります。

今後も、全体の動向を見ていただきながら、患者の方、御家族の方へ不安を取り除き、安心を与える取組を前へ進めていただきますよう御祈念申し上げまして、この項目については以上といたします。ありがとうございます。

次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連いたしまして、青森

市文化芸術活動振興基金積立金についてお伺いをいたします。

基金積立金とは、財政運営を計画的にするため、または、特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備えまして、積み立てておく資金であることから、青森市文化芸術活動振興基金積立金は、本市の文化芸術活動振興に欠くことのできない存在であります。

そこで質疑をいたしますが、本定例会の補正予算案に計上されています青森市文化芸術活動振興基金積立金の内容についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 工藤夕介委員からの文化芸術活動振興基金に関する御質疑にお答えいたします。

青森市文化芸術活動振興基金は、市民による文化芸術振興に資する活動の推進を図ることを目的に条例を制定し、設置しているものであります。本市では、文化芸術振興と企業等の地域貢献を促進するため、文化施設についてネーミングライツ・スポンサーを募集しており、ネーミングライツ料につきましては、本市の文化芸術振興に関する事業費に充当することとしております。

このたび、青森市民ホールにつきまして、本年4月1日からの契約期間となるネーミングライツ・スポンサー契約を株式会社リンクモア様と締結し、ネーミングライツ料として770万円を納付いただきましたことから、文化芸術振興に係る事業において活用するために、本基金に積み立てることとし、本定例会において補正予算案を提案し御審議いただいているところであります。

今後につきましても、本基金を有効に活用し、引き続き本市の文化芸術振興に努めてまいります。

○木下靖委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

文化芸術振興と企業等の地域貢献を促進するため、文化施設についてネーミングライツ・スポンサーを募集、ネーミングライツ料については、本市の文化芸術振興に関する事業費に充当することとしておられると。また、ネーミングライツ料としまして770万円の納付をいただいたということでありました。

本市の文化芸術を守る御苦労、また、御努力を感じているところであります。人々の生活の質を高め、社会の活力を生み出す本市の文化芸術、これはしっかりと継続していくかねばなりません。

日本が、そして青森が世界に誇ります、音楽、舞踊、演劇、映画、アニメなどの文化芸術、この大事な分野での基金活用の取組——少々次元は異なるかもしれません、文化庁では、クリエイター・アーティスト等育成事業というのがあります、次代を担う若いクリエーターらを育成するため、作品の企画から、交渉、制作、発表、海外展開までを3年程度総合的に支援し、若い人材を育てるアドバイザーには、国内外で活躍する優秀なクリエーターらが起用されると。2024年6月には、この事

業に全 29 件のプロジェクトが採択され、オペラ、バレエ、演劇、歌舞伎、ゲーム、現代アートなど分野は多岐にわたりまして、育成の内容はそれぞれ異なると。

同事業は、文化庁が 2023 年度補正予算で、独立行政法人日本芸術文化振興会に創設した文化芸術活動を支える基金約 60 億円のうち、約 45 億円を活用していると。日本の文化芸術活動の活性化促進、国際競争力の強化、存在感、影響力の向上が図られることが期待をされている取組であります。今後、将来も見据えながらの文化芸術振興の取組の強化をお願い申し上げまして、この項については、以上といたします。ありがとうございました。

最後に、2 款総務費 1 項総務管理費 9 目男女共同参画推進費に関連いたしまして、男女共同参画プラザ運営管理事務についてお伺いをいたします。

政府におきまして、昨年 6 月 11 日、男女共同参画推進本部などの合同会議で、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024 が決定をされました。本重点方針の冒頭におきまして、男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範であると。また、全ての人が個性と能力を十分に發揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらし持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素でもあるとの基本的な考え方の記載がありました。

重要かつ確固たる方針である男女共同参画であります、1 点お伺いをいたします。

男女共同参画プラザ運営管理事務の概要についてお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 工藤夕介委員の男女共同参画プラザ運営管理事務についての御質疑にお答えいたします。

本市では、男女共同参画社会の形成を図る拠点施設として、平成 13 年 1 月にアウガ内に開設しました男女共同参画プラザ「カダール」において、男女共同参画社会の実現に向けた市民活動等の支援や、男女共同参画に関する意識啓発、情報発信等に取り組んでおります。

具体的には、1 つに、市民活動を行う団体等を対象としました A V 多機能ホール研修室の有料での貸出し、2 つに、施設の使用対象団体として登録を受けた団体に対して、小会議室や企画ワーク室の無料での貸出しや資機材を保管するロッカーを備えたワークステーションなどの活動スペースの提供、3 つに、男女共同参画に関連する情報や市民活動の情報を提供する情報ステーションの設置などにより、市民活動を支援しております。

また、カダールを拠点とした男女共同参画に関する意識啓発や情報発信等の取組といたしまして、1 つに、男女共同参画の理解促進や女性活躍の推進、DV や人権に関する理解促進をテーマとした各種講座等の実施、2 つに、市民活動を行う団体等が、男女共同参画の視点により、自ら企画運営し、講演会やワークショップ、展

示など、日頃の活動を発表する市民活動企画展「カダールフェスタ」の開催、3つに、様々な悩みに関する相談について総合的に対応する、女性の悩み相談、男性の悩み相談、性的マイノリティにじいろ電話相談の実施、4つに、カダールでの活動内容を広く市民にお知らせする「カダール通信」の発行による情報発信などを行うことによりまして、男女共同参画に関する理解の促進に努めております。

今後におきましても、男女共同参画プラザ「カダール」を拠点とした市民の多様な交流や活動の支援、男女共同参画に関する意識啓発や情報発信などの取組を通じて、本市における男女共同参画の推進を図ってまいります。

以上です。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

各種取組の御詳細をお示しいただきました。

最近、今月4日夜に、本市並びに一般財団法人日本女性財団様で主催をされました特別記念講演がありました。こちらに私も参加をさせていただきました。当日は、西市長の御挨拶、そしてICF国際コーチング連盟認定マスターコーチの青木理恵先生、そして、ミス日本、ミス・ユニバース・ジャパンの審査員などを歴任された清水彰子先生、両先生の講演等、拝聴をさせていただきました。

日本女性財団様は、今年度から全国自治体との連携を本格化され、その第一歩としまして、同財団様と本市はパートナーシップ協定を結び、先進的な事業を展開されていくとのことでありました。

我々公明党会派の各議員においても、これまで男女共同参画に関する意見交換、また、関係の先生方からお話を伺うなど、取り組んでまいったところであります。先日、山本武朝議員からもありましたが、この秋、公明党としましてダイバーシティーフォーラムを開催させていただく予定であります。多様性のある社会、多様性を認め合う社会の構築の一助につなげる取組にしてまいりたいと決意を申し上げまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、議案第134号「令和7年度青森市一般会計補正予算（第4号）」お米ですかなく子育て応援事業について質疑を行います。

まず、本事業について。物価高騰の影響は、子育て世帯に限らず、あらゆるところに広がっている下で、なぜ子育て世帯なのか、例えば、実家などからお米をもらっている人もいる中、なぜお米券なのか、また、先日報道もありましたが、県も同じようにお米券——お米に対する支援を行うという中で、併せて市もやるのかといった声も寄せられております。

そこで、この事業の選定に至った経緯についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 赤平委員からの事業の選定に至った経緯についての御質疑にお答えいたします。

今回の物価高対策に係る事業の選定に当たりましては、本市の厳しい財政状況を踏まえつつ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、真に支援が必要な市民や事業者は誰なのかに主眼を置いております。

その一方で、国の令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューとして、1000億円の増額が措置され、うち、本市に交付される1億1783万7000円を1つの目安として、事業の検討に臨んだところであります。

お米ですくすく子育て応援事業を選定した経緯ですが、米価をはじめ、各種物価の高騰が続く中、学校の冬季休業中に給食の提供がなくなり、子育て世帯の食費負担が増加することから、その負担を軽減するため、米5キログラム当たりの米価高騰前と現在の価格差に相当する額を、子育て世帯に対し、児童1人当たり2640円分の全国共通おこめ券により配付することとしたものであります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 事業内容について1点確認したいと思いますが、全国共通おこめ券を一般の人が買い求める際の標準小売価格というものがあると思います。

実際に店頭でお米券を使用する際に、今回は1枚につき440円というふうなことですけれども、この額面価格との差額についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 標準小売価格と額面価格についての再度の御質疑にお答えいたします。

全国米穀販売事業共済協同組合が発行する全国共通おこめ券の標準小売価格は500円で、店頭でお米券を使用する際の額面価格につきましては440円となっております。

なお、標準小売価格500円と額面価格440円で差額60円が生じる理由を全国米穀販売事業共済協同組合に確認いたしましたところ、お米券の流通に要する印刷経費や運搬経費等の諸経費の一部を購入者に負担していただくことによる差額であるとのことがありました。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 1枚当たり500円で買い取るという言い方が正しいかどうかですけれども、500円で買い取って、440円分が使えると。そういうことでした。

それでは、事業選定のプロセスについてですけれども、令和7年第2回定例会では、残念ながら採択はされませんでしたが、事業者の声として、特に小規模事業者にも支援を行ってほしいという請願も出されました。

引き続き、小規模事業者も苦しい状況にあるということもうかがえると思います

けれども、子育て世帯以外の市民や事業者に対する物価高騰対策についての検討はされたのかお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 物価高対策の検討についての再度の御質疑にお答えいたします。

物価高の影響につきましては、多くの市民の皆様や事業者に及んでおりますため、支援の在り方として様々な意見があることは承知しております。

今回の物価高対策の検討に当たりましては、庁内から事業提案を募集したほか、過去の支援実績や他都市の支援状況を参考に、広く子育て世帯以外への支援も検討したところであります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 庁内から募集した結果、なかつたということなのかちょっと分かりませんけれども、そもそもの交付額が少ないので、やれることは様々限られてくるとは思います。

ただ、ほかの自治体の事業実施計画を見ると、少しでも事業者の支援に充てていこうということが出されていましたり、あるいは同じ子育て支援としても、お米券ではなくて、例えば、就学支援対象世帯への上乗せ支援があつたりとかもしました。

同じ子育て支援でも、保護者が負担している学用品費への支援ということも、例えばですけれども、考えられたのではないかなというふうに思います。

今後について、今回は子育て世帯を対象とした支援となりましたけれども、それ以外の世帯への支援や事業者等に対する今後の支援の在り方についてのお考えをお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 今後の支援の在り方についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市における、今後の子育て世帯以外の市民や事業者等に対する支援の在り方につきましては、今後想定されます国や県における物価高対策や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額、物価高騰の指標となる消費者物価指数の推移、物価上昇率、賃上げの状況などを参考にしながら、真に支援することが必要な市民や事業者を見極めて判断してまいります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 国が早く動いてくれるということが、今後については一番だと思いますけれども、内容については、ぜひ子育て世帯以外にもまだまだ影響が広がっている下で、今後については、全庁的にも知恵を出し合って、考えていくいただきたいというふうに要望してこの項は終わります。

次に、10款教育費 5項社会教育費 1目社会教育総務費、文化財保護事業について質疑します。

これまで取り上げてきました、六枚橋にある市指定文化財であり、天然記念物である黒松についてです。

今年6月頃見たときには、これまでよりもさらに枯れ具合が進んでいるようにも思いましたけれども、現在の状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 赤平委員からの黒松の現在の状況に関する御質疑にお答えいたします。

六枚橋地区の国道280号沿いにある黒松は、昭和42年6月に市指定文化財の天然記念物に指定されたものであります。

この黒松の所有者は、県外在住の個人の方となっており、日常の管理が困難であることから、平成21年に地元の方により組織された黒松を守る会を青森市文化財保護条例に基づく管理団体に指定し管理を担っていただいております。

しかしながら、近年、これまで同会の代表を務められてきた方が御高齢となり、会の活動が困難になっていたため、六枚橋地区在住の方に御協力いただき、本年2月19日付で代表に就任していただいたところであります。

黒松は直近では、令和3年4月に剪定が行われておりますが、その後、全体的に枝葉が少なくなり、海手側の枝葉につきましては徐々に回復してきたものの、国道側の枝葉は枯れた状態となっております。

また、今年度は海手側の葉の一部が茶色く変色し、枯れた状態となっているのを確認しております。

このような状況を踏まえ、今年度、黒松を守る会の承諾の下、民間団体が社会貢献活動として実施する巨樹・古木の保全・保護を目的とする事業により、樹木医による樹勢回復措置を行ったところであります。

その内容といたしましては、8月1日には、根の活力を増進させて、樹勢の回復を図るための固形肥料が施されるとともに、8月1日、9日、15日、23日、30日の5回にわたって生育促進や樹勢強化の効果が期待される液体肥料が枝葉に散布されたところであります。

また、国道側に面した枯れ枝のうち、落下等の危険があると判断されたものにつきましては、8月1日に剪定が行われたところであります。

今後につきましては、枝を保護するために支柱の設置が行われる予定と伺っております。

教育委員会といたしましては、黒松について樹木医の助言を得ながら、貴重な文化財として維持できるよう、引き続き黒松を守る会に協力してまいります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私が見たとおり、国道側だけでなく海側も、一部枯れてしまったという状況の中で、新しい動きとしては、管理団体も変わって、樹木医によって液肥などの処置もされているということですけれども、瀕死である状況は変わりがな

いのかなというふうに思っておりました。

これまでも訴えてきたことなんですが、やはり市指定文化財の中でも特に天然記念物の管理というのはなかなか大変な、専門知識等も必要になってくるものではないかなというふうに思います。

そうした中で、管理団体も高齢化も進む中で、やはりこの団体頼みだけでは厳しい部分があるのではないかというふうに思います。

特に、相談が来たら応じるというまでは、この黒松のように、令和3年に剪定されて、その後、半分が枯れてしまったという状況もあるわけですけれども、そうなってしまってから、どうしようかというふうになんでも遅いのではないかというふうに思います。

この市指定文化財の中でも特に天然記念物への市の関与の仕方というのも、今後見直すべきではないかというふうに思いますけれども、市の考えをお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 市指定文化財に関する再度の御質疑にお答えいたします。

一般的に文化財は所有者の財産でありますことから、市の指定のみならず、国や県の指定あるいは指定を受けていない文化財も含めて、文化財の日常管理はその所有者が自ら行うべきものであり、市指定文化財につきましても、青森市文化財保護条例第6条において、所有者が指定文化財を管理することとなっております。

教育委員会では、これまで市指定文化財の所有者または管理団体に対し、適切な管理ができるよう働きかけを行い、連携しながら、説明板の設置や再塗装、枯れ枝の運搬、処分を行ってきたところであり、今後も様々な機会を捉えて、所有者や管理団体と相談しながら保護活動に協力してまいります。

**○木下靖委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 一般的にはそうだということなんですが、ただ、全国的にはどうなっているかということで、例えば、文化庁では、高齢化も進む中で地域の文化財をどうやって守っていくのかという問題意識の下に、文化財保存活用地域計画、この策定を進めています。

この計画についてですけれども、現在、例えば、東北6県の中では、青森県内のみがつくられていなくて——ほかの東北5県の中のいずれかの自治体はつくられているという状況で青森県内だけがつくられていないという状況があります。

例えば、この計画を策定して、具体的な取組として浜松市、これは以前、天然記念物の所有者のための手引きというものをつくっています、ということを紹介しましたけれども、さらなる取組として浜松市文化財サポーター登録制度というものを創設していました。浜松市の場合は、文化財の維持、継承、啓発活動を目的に、市外の人でも16歳以上から登録することができるということです。

例えば、黒松についても、状態を心配する樹木医から、私のもとにも以前、自分も何とかしたいという声も寄せられたわけですけれども、そうした人たちが結びつくような、何とかしたいという人たちが手伝えるようなそういう仕組みづくりっていうのも、今後は必要になってくるのではないかというふうに思います。

結構いろんな自治体でこういう取組が広がっているようですので、ぜひそういうものも参考にして、文化財の保護を進めていただきたいと要望してこの項は終わります。

次に、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、先に清掃工場運営管理事務について質疑を行います。

この間、清掃工場の運営に関わって、パッカー車を運転する人や町会でのボランティア清掃で出た雑草などを搬入する人から、清掃工場の搬入の際の計量棟で、日によっては、すごく渋滞が発生しているという声も寄せられておりました。

今後、浪岡のごみも搬入するとなれば、さらなる渋滞も発生することも予想されるわけですけれども、渋滞対策についてお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 赤平委員からのごみ搬入受付についての御質疑にお答えいたします。

清掃工場のごみ搬入受付時間は、祝日を含む月曜日から土曜日の午前8時30分から16時30分までとしており、一般に家庭系ごみ収集車の到着が集中します正午前後の時間帯に加え、特に自己搬入の利用者が多くなる3月下旬から4月にかけての引っ越しシーズンや、5月のゴールデンウィークなどの連休、年末年始の時期は、搬入路が混雑している状況が見られます。

混雑の要因といったしましては、1つに、受付となる計量棟におきまして搬入されたごみが家庭系ごみ・事業系ごみの別、産業廃棄物ではないなどの確認のため、搬入者名やごみの発生場所など、ごみの種別を判別するための情報を搬入調書に御記入していただいているほか、ヒアリング等を実施していること、2つに、工場棟内での荷下ろしにおいて、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの各荷下ろし場所が異なるため、係員による車両誘導を行っているものの、事故防止のために相応の時間を要すること、3つに、荷下ろしたごみの中に、火災や施設損傷の原因となる危険物の混入等がないか係員による確認作業にも時間を要することが挙げられます。

混雑解消に向けた清掃工場の取組といったしましては、受付待ちをしております搬入者に対して、係員があらかじめ搬入調書を配付して御記入していただくなどの対策を実施しているほか、搬入調書は市ホームページからダウンロードして、事前に準備できるようにしております。

このほか、市ホームページでは、混雑する時間帯を御案内し、分散して搬入していただくよう呼びかけを行っております。

今後の取組といったしましては、混雑状況に関して、よりタイムリーな情報発信が

できないか検討していくとともに、利用者の皆様からの御意見等を参考にしながら、より効率的な施設運営に努めてまいります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 所内での事故防止ということもあるということなんですが、計量棟で止まっている、書類の記入にも時間がかかっていると。なので、並んでいる間に書いてもらうということもされているということでした。30分、40分待ちという状況もある中で、その中に、業者だけじゃなく一般からの搬入ということもあるということで、例えば、混む時期や混みやすい曜日、あるいは時間帯ということもあると思います。そういうものをあらかじめ周知を図っていくということも、必要ではないかなというふうに思います。この時間帯は混むからなるべく避けたほうがいいですよとか、そういうアナウンスがあれば少しでも違うのかなというふうにも思います。

例えば、町会でやるボランティア清掃の減免申請のときに、窓口に持ってくるわけですけれども、そのときなんかにでも、そういう周知を促すということもあり得るのかなというふうに思いますので、こうしたことも含めて、ぜひ改善は図っていただきたいというふうに思います。

次に、同じく4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費の中の産業廃棄物対策事業について、質疑します。

産業廃棄物対策事業の中で、これまでの不適正現場の立入検査等の実施状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 立入検査等の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、産業廃棄物の不適正保管及び不法投棄がある場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づき、廃棄物の撤去がなされるまでの間、市職員による立入検査を実施し、新たな不法投棄の有無や撤去等の現地の状況変化を監視しているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 産業廃棄物について念頭にあるのが、一般質問でもありました新城山田の中間処理施設跡地についてです。

1993年から事業を行い、1998年には許可が失効しているということで、既に30年近く産業廃棄物が放置状態にあって、県は2002年に廃棄物撤去の措置命令を出したということなので、措置命令が出されてからは23年たっているという状況です。

この中間処理施設跡地についてのただいま答弁もありました、廃棄物処理法に基づく立入検査の状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

新城山田地区の中間処理施設跡地についての立入検査の状況ということであります、平成18年の中核市移行に伴い、県からの事務移譲を受けまして、本市におきましても、引き続き職員による立入検査を定期的に実施し、当該跡地における廃棄物の状況変化等を監視しているところであります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 定期的にということですけれども、直近だと、いつ行ったか分かりますでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 直近の立入調査でありますが、私も同行しまして5月中旬に行ったところであります。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この問題については2003年12月の県議会で当時の日本共産党の諏訪益一県議が質問しております。

その中では、中間処理施設を操業していた事業者は、感染性産業廃棄物も取り扱ったということが指摘されていますけれども、この感染性産業廃棄物も取り扱っていたということについては市としても関知しているかどうか、お示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

感染性産業廃棄物のことでありますが、平成18年の中核市移行時の事務移譲の際の打合せの中で、そういった廃棄物があったというふうなことは承知しておりますが、県の指導によりまして、既に撤去されているということで報告を受けております。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 打合せの中でそういったものがあったということは確認されているということです。

やはり、こうした指摘もある中で、一般質問の中では、周辺の水質——水については調査をしてきたということですけれども、立入検査も行っている中でこの土壤についても調査を実施するべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

土壤調査ということでありますが、まず、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査につきましては、同法第3条の使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場または事業場での敷地であった土地の調査、次に、同法第4条の土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査、さらに同法第5条の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査、以上、3つの調査が規定されて

おります。

当該跡地の原因者は平成5年度に県から産業廃棄物処理の許可を受けており、県の記録によりますと、当時取り扱っておりました産業廃棄物には、土壤汚染対策法に規定する有害物質が含まれていないことから、同法上の土壤汚染状況調査には該当しません。

また、県が平成15年度から実施しております周辺の水質調査について、本市でも継続しております、現在、当該跡地を起因とする環境影響は確認されていない状況であります。

以上のことから、現時点におきましては、土壤汚染状況調査の実施は必要ないものと考えております。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 対象とならないので土壤調査は必要ないということだったんですけども——先に進みますけれども、業者が応じない下で、代執行もやむを得ないと当時の県は答弁をしておりました。当然、市に事務が移譲されたことでそうした認識も引き継ぐべきだと思いますけれども、先日の代執行への認識についての答弁では、周辺環境への影響がないから必要ないという旨の答弁だったと思います。

ただ、そもそも廃棄物処理法に基づく措置命令は、環境省によるとその前段階である改善命令については、まだ具体的な危険が発生する前にそれを予防する目的で出されるのに対して、生活環境の保全上の支障が生じたり、生じる可能性があると判断された場合に、この措置命令というものは出されるというふうにされています。

措置命令を出している時点で、生活環境への影響があるということは市としても認めているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

生活環境への影響ということについてであります、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5に基づく措置命令につきましては、県が平成14年度に原因者に対し、当該跡地に野積みされている産業廃棄物に撤去するよう命じたものであります。

一方で、県では、平成15年度から周辺の水質調査を実施し、周辺の生活環境への影響がないことを確認しており、並行して、第一義に原因者に対し不適正な産業廃棄物の撤去について指導してきたところであります。

本市におきましても、平成18年度の県からの事務移譲後も県と同様の対応を継続してきたところであります、現在、当該跡地を起因とする環境影響は確認されておりません。

○木下靖委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 何か納得はできないんですが、時間もあれなので、あと終わりますけれども、事は、30年近くにもわたる産業廃棄物がやっぱり放置されているとい

う問題だと思うんです。市としても、やはり問題をもっと深刻に捉える必要があるのではないかと思います。

県から移譲される前は、市として県に対して代執行も含めたことだと思いますけれども、強く対応を求めてきたのですから、経過や今後の動きも含めて、そういうふうに要望して私の質疑を終わります。

○木下靖委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、12時55分からといたします。

**午前11時54分休憩**

---

**午後0時55分再開**

○木下靖委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から御報告いたします。

館山善也委員の質疑に対する答弁のため、柴田一史選挙管理委員会事務局長が出席しますので、お知らせいたします。

なお、答弁が終了次第、退席いたしますことを御了承願います。

質疑を続行いたします。

姥名和子委員。

○姥名和子委員 立憲民主・社民会派、姥名和子です。

それでは最初は、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連して、地球温暖化対策推進事業のうち、青森市所有の建築物または市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務委託の概要を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 姥名委員からの太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務委託についての御質疑にお答えいたします。

本市では、本年3月に青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定し、その中で重点取組の一つとして、再生可能エネルギーの利活用の推進を掲げ、市が所有する建築物の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標としたところであり、本年度、市所有の建築物や市有地への太陽光発電設備の導入可能性について調査することとしております。

当該業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会の補助金を活用し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、業務委託により12月末までの実施を予定しております。

委託業務内容といたしましては、市所有の建築物及び市有地を対象に、太陽光発

電設備の導入可能性を調査・検討するものであり、当該設備の導入に当たり生じる課題や考慮すべき地域特性を調査した上で、導入の是非やメリット・メリットを検討し、具体的な導入計画について提案していただく内容となっております。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛾名和子委員 調査対象となる市有施設・市有地数について示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

調査対象についてありますが、調査対象となる市有地の建築物につきましては、市内小・中学校、各市民センター、各支所などを含む計83か所、また市有地につきましては、未利用地となっております計57か所となっております。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛾名和子委員 市有地のほうなんですけれども、この一覧を見ますと、例えば、旧サイクリングセンターとか田茂木野のずっと遠いほうにあります。そこは以前、市民から、建物がもうそのまま放置されていて、何とかならないのかということでそういう声を受けて、管財課のほうとも現地調査した経緯はあるんですけども、建物はそのままで、ほかのところもそういったところがたくさん見受けられます。

それで、次の質疑なんですけれども、建物以外の市有地に整備した場合、発電した電力はどのように供給されるのか示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

建物以外の市有地に整備した場合の電力供給ということについてですが、現在、具体的にこれから調査していくことになりますので、具体的に御説明できる状況ではありませんが、一般的な答えで申し上げますと、民間の電力会社の送電線網の活用等によりまして、発電した電力を使用する施設へと供給することになります。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛾名和子委員 それでは、導入優先度を整理する際に、採算性以外に考慮されるものは何かお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。採算性以外に考慮されるものについてということであります。

こちらにつきましても、現在、調査に着手したところであり、今後委託事業者と協議しながら進めていくことになるため、現時点で具体的にお示しできる段階ではありませんが、事業採算性以外で一般的に考えられることといたしましては、例えば、建築物であれば、築年数等による建物自体の強度、発電量と使用料との需給バランス等を、また、市有地であれば、周辺の送配電設備の状況を、さらに、建築物、市有地共通のことといたしましては、日照時間、日射量、降雪量といった天候面や

周辺地域への影響等を考慮することが考えられます。

以上でございます。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛍名和子委員 ありがとうございます。

部長の答弁で、今これから調査いたしまして、現在、市が所有する建築物、敷地を含む 50%以上に太陽光発電設備を設置するということで、今、調査した上で、設置可能な建物、市有地のうち 50%ということでよろしいかと思います。

それで、特に建築物 83 か所のうち、小・中学校は 33 校となっていまして、小・中学校であれば、児童・生徒の環境教育にもつながりますので、しっかりこの事業を進めていただきたいと思います。

この項は終わります。

次は、4 款衛生費 2 項清掃費 1 目塵芥処理費、ボランティア清掃推進事業についてです。

先般、会報せいそうというのが町会の回覧板で来ました。

その中に、ボランティア用ごみ袋の配付が少し載ってたんですけども、それに関連してお尋ねします。

青森市ごみ問題対策市民会議におけるボランティア清掃推進事業の概要を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ボランティア清掃推進事業についての御質疑にお答えいたします。

青森市ごみ問題対策市民会議が実施しておりますボランティア清掃推進事業は、市民のごみ問題への意識を高め、明るくきれいなまちづくりを進めるため、個人や団体が市内の道路や公園などの公共の場所を自主的に清掃する際に、ボランティア用ごみ袋を配付するものであります。

事業の流れにつきましては、まず申込書を提出し、ボランティア用ごみ袋を受け取って清掃活動を行い、最後に、ボランティアごみを処分して、実績報告書を提出するという手順となっております。

ボランティア用ごみ袋の配付につきましては、廃棄物・リサイクル課の窓口で行っており、配付枚数につきましては、燃えるごみ用の袋は、参加人数の 3 分の 1 の枚数で、1 回につき最大 15 枚まで、燃えないごみ用の袋は参加人数の 6 分の 1 の枚数で 1 回につき最大 8 枚まで配付することになっております。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛍名和子委員 それでは、この事業の実績を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

ボランティア清掃推進事業の実績についてであります、ボランティア清掃推進

事業の今年度の実績につきましては、8月末時点で2件となっておりまして、参加者は延べ21名、配付枚数は可燃ごみ袋8枚、不燃ごみ袋1枚となっております。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛍名和子委員 多い実績ではないかと思うんですけども、これまでどういったPRとか広報をされてきたんでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ボランティア推進事業の周知についてであります、当該事業の周知につきましては、これまでに、令和7年5月に開催されました青森市ごみ問題対策市民会議総会におきまして、参加された皆様に事業の概要を説明したほか、7月には会報せいそうに掲載し、全ての町会の皆様に周知したところであります。

今後の予定といたしましては、広報あおもり10月号へ掲載するとともに、引き続き市民の清掃意識の高揚と明るくきれいな住みよいまちづくりを目指し、ボランティア活動を促進していくため、青森市ごみ問題対策市民会議の会員であります町会の皆様と連携し、周知してまいります。

○木下靖委員長 蛾名委員。

○蛍名和子委員 私も市民の要望で、一般質問でボランティア用ごみ袋の配付をお願いしたところであります。

その導入をしていただき感謝いたしますが、使い勝手とかまだいろいろ工夫していただきたい点もありますので、もっと一般の市民がボランティアごみ拾いをやりたいと思えるような体制にしていただければと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○木下靖委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 創青会、館山善也です。

それでは早速、質疑に入りたいと思います。

9款消防費1項消防費1目非常備消防費に関連しまして御質疑いたします。

青森市消防団合同観閲式及び青森市青森消防団新町パレードについてお尋ねいたします。

残念ながら今年の消防団観閲式のほうは雨天のため中止になりましたが、青森市消防団合同観閲式及び青森市青森消防団新町パレードの来賓について、どのように案内をしているのかお尋ねします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○村上靖総務部理事 館山委員からの青森市消防団合同観閲式及び青森市青森消防団新町パレード開催時の来賓案内についての御質疑にお答えいたします。

青森市消防団合同観閲式につきましては、例年6月に青森市合浦公園におきまして、青森市青森消防団及び浪岡消防団が合同で実施しており、団員約1000人、車両約70台が参加しております。

行事内容といたしましては、青森市長を観覧者とした消防団員服装点検、徒步分列行進及び消防車両の装備点検を行うとともに、勇壮活発なまとい振りやはしご乗りを披露しているものであります。

また、例年8月には、青森市新町商店街振興組合が主催するしんまちふれあい広場の開催に合わせ、新町通りにおきまして、団員約500人、車両20台が参加し、まとい振りやはしご乗り、徒步分列行進、車両分列行進を披露する青森市青森消防団新町パレードを実施しております。

いずれの行事におきましても、日夜、防災活動に御尽力をいただいている消防団員の雄姿を来賓の皆様や、団員の御家族及び広く市民の皆様に披露し、消防団員の士気を高めるとともに、地域に密着した防災機関である消防団への理解を深めていただくことを目的に、実施しているものであります。

各行事への来賓案内につきましては、その開催規模により違いはあるものの、主な方といたしまして、青森県知事、青森地域広域事務組合構成町村長、青森市議会議長及び副議長、総務企画常任委員、青森地域広域事務組合議会議長等の自治体及び議会関係者、また、青森警察署長、陸上自衛隊第5普通科連隊長、青森海上保安部長、近隣消防本部消防長、県内各市町村消防団長、青森県消防協会長、青森県東青地区消防協会長、青森地域防災協会長などの防災機関関係者等に対しまして行っているところであります。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 答弁ありがとうございます。

観覧式のほうは、雨天のため、先ほど述べましたが中止となりましたが、新町パレードに来賓案内が来ましたのでお邪魔させてもらいました。

毎年、非常に楽しみで、このまとい振りだったり、はしご乗り、分列行進も含めて非常に価値があるなと思っております。

また、消防団の皆様は、これは本業じゃなく、日夜、仕事を持たれてその上で訓練をしているということですので、有事の際には、率先して現場に向かい、火事等を恐れることなく突っ込んでいくという形でありますし、また、私たちの財産を守る上でも非常にありがたいなと思っているところです。

消防団の士気を高めるっていう言葉がありました。私は総務企画常任委員会委員ですので、御案内が来る形でお邪魔したわけなんですが、実際に議員でも、町なかを見ると私服でいらしたり、横山副市長もいらっしゃったと思うんですけども、せっかくなんで見に来ている方もいらっしゃると思うんです。

そういう意味では、来賓の立場として呼ばれるのも大事なんですけれども、消防団員にしてみれば、より多くの方に見ていただきたいと思っておりますので、できたら総務企画常任委員会委員以外に、全議員に見てもらうように配慮してもらったらどうかなと思いますので、御質疑いたしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○村上靖総務部理事　館山委員からの来賓案内についての再度の御質疑にお答えいたします。

当消防本部といたしましては、昼夜を分かたず地域住民の安全・安心を守る、消防団の尊い活動を広く知っていただくことは、地域防災を考える上で非常に重要なことであると考えておりますことから、来年度以降の青森市消防団合同観閲式及び青森市青森消防団新町パレードの来賓案内につきましては、全ての青森市議会議員の皆様に案内状を送付するよう調整してまいります。

○木下靖委員長　館山委員。

○館山善也委員　消防長ありがとうございました。

今後、各議員に案内が来るということですので、場面が整う場合もありますし、無理な方もいらっしゃると思いますので、できる限り消防団の活躍を見ていただけるようお願いして、この項は終わりたいと思います。

続きまして、2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費に関連しまして御質疑いたします。

わざわざこのために来ていただきましてありがとうございます。先ほど委員長からお話を聞いてびっくりしました。また、速やかに終わりますので、お願いいいたします。

今回の参議院議員通常選挙に関連して、従事した職員の数と人件費、また開催に要した時間をお示しいただけますか、お願いいいたします。

○木下靖委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長　館山委員からの参議院議員通常選挙の開票に従事した人数と人件費、及び開票に要した時間についての御質疑にお答えいたします。

令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙の開票に従事した人数と人件費の見込額につきましては、開票、分類係が115人で97万5300円、点検係が98人で105万8400円、計数係が27人で29万1600円、結束係が12人で12万9600円、審査係が28人で30万2400円、庶務、計算速報係が15人で39万7200円、開票所である体育館の職員の方などや、場内整理係が21人で49万4400円、合計316人で364万8900円となっております。

開票に要した時間につきましては、午後9時15分から開始し、選挙区の終了が午後11時53分で2時間38分、比例区が翌日の21日午前2時53分で5時間38分となつたところであります。

○木下靖委員長　館山委員。

○館山善也委員　御答弁ありがとうございます。

私も議員になったときに、この参議院議員通常選挙の立会いのほうに指名を受けてお邪魔しました。議員になりたてですけれども、職員の方の顔ぶれが同じような形で見たことがあるなということと、また解散がやはり、夜中の3時頃で真っ暗の

中、帰った記憶がありますて、これは大変なことだなという気持ちがありました。

実際に御苦労——立会人をした方にしてみれば、大変だなと思いもありますし、また、今は、それから 10 年ぐらいたち、コロナとかも可能性があるというところです。この立会い人数は、300 人を超すこともありますし、残業代が 360 万円以上かかるということもありますので、ある程度この辺は民主主義を守るために必要な人数ではありますけれども、今後検討事項ではないかなと思っているところです。

この項は終わりますけれども、次に、令和 5 年第 1 回定例会予算特別委員会において、私のほうから、選挙運動のポスターの作成に関する公費について、次回、市議会議員一般選挙に向けて、他市の状況を比較研究するということでしたが、その進捗状況があったら教えてください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

**○柴田一史選挙管理委員会事務局長** 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担についての御質疑にお答えいたします。

本市では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担につきましては、平成 4 年の公職選挙法改正により、市議会議員及び長の選挙における公営が可能となったことに伴い、平成 5 年 3 月に青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を制定し、公費負担の限度額を定めております。

国では、諸物価の変動や各選挙管理委員会における選挙執行の実態等を踏まえ、原則 3 年ごとに所要の改正を行ってきており、令和 7 年においても改正を行ったところあります。

県におきましても、国の政令が改正されることに伴い、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における公費負担の限度額の見直しを行ってきております。

選挙管理委員会におきましては、令和 6 年度に中核市、県内他市の公費負担の状況について調査いたしました。

その後、本年 7 月に国の公費負担の限度額の改正がありましたことから、現在、再度確認を行っているところであります。

また、選挙運動用ポスターの作成費用につきましては、裏面をシールタイプにするなど、ポスターの仕様も改良されてきておりますことから、市場調査のため青森市入札参加資格業者から見積りの徴取を行っているところであります。

**○木下靖委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございました。

国の方では 3 年に 1 回、県の方でも見直しをしておりましたが、市の方では全く見直しがなされていなかったというところでした。

実はこの話も、去年亡くなってしまった方なんですが、私のお付き合いのあるポスター業者の方から問合せがあって、私の父の時代から、選挙の公費が全く変わってないよということで、私もスルーしていたんですけども、いよいよ持つて赤字

になったみたいで、後に請求が来てから分かったような状況でした。

決して安くしろということではなくて、適正なもので、社会情勢に合わせて行ってほしいなというところと、私としてはあまりお金をかけたくない、お金をかけずに選挙に突入できるような環境が青森市は望ましいと思いますから、国や県の動向を見て、見直していただきたいというところです。

青森市としても、全く 30 年以上見直していないんではなく、一応考えてこういうふうな金額になったっていうならば、裏づけになりますので、ぜひとも、忙しいと思いますけれども、調整をしていただきまして、私の質疑を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

**○木下靖委員長** 次に、工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願ひします。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費、本定例会に提出しています青森市移住・定住応援事業の補正予算案の内容についてお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 工藤健委員からの青森市移住・定住応援事業の補正予算案の内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市移住・定住応援事業の補正予算の内容は、青森市移住支援金及び医療・福祉職子育て世帯移住支援金に関連した経費で、歳出 2405 万円、歳入 1845 万円を計上しているものであります。

まず、青森市移住支援金につきましては、本市への転入前に東京 23 区に 5 年以上居住または通勤していた方を対象に、単身では 60 万円、2 人以上の世帯では 100 万円、18 歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども 1 人につき 100 万円を加算し、交付する制度であり、その財源内訳は、国 2 分の 1 、県 4 分の 1 、市 4 分の 1 となっております。

なお、移住支援金の申請に当たり、申請日から 5 年以上継続して居住する意思を有することを誓約していただいており、移住支援金の申請日から 3 年に達する日の前日までの間に本市から青森県外に転出した場合は、返還規定に基づき全額返還となるものであります。

今回の補正予算案では、当初の見込みより単身に比べ支援額の高い 2 人以上の世帯からの申請が多かったことから、歳出 560 万円、歳入 420 万円を計上いたしました。

また、全額返還規定が適用された交付決定者から令和 7 年 3 月に返還金が納付されたため、国・県への返還金として歳出 45 万円を計上いたしました。

次に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、青森県外に 5 年以上居住し、本市への移住後に医療・福祉職に就業または資格取得のために本市が指定する養成機関に就学する子育て世帯を対象に、1 世帯当たり 100 万円、18 歳未満の子を帯同して移住した場合には子ども 1 人につき 100 万円の加算、ひとり親世帯の

場合はさらに 100 万円を加算し、交付する制度であり、その財源内訳は、世帯及び子の加算については県 4 分の 3、市 4 分の 1、ひとり親加算については県 10 分の 10 となっております。

今回の補正予算案では、当初の見込みより、子の加算及びひとり親世帯からの申請が多かったことから、歳出 1800 万円、歳入 1425 万円を計上いたしました。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

では、移住支援金の今年度の予算と申請状況をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住支援金の今年度の予算と申請状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和 7 年度当初予算につきましては、青森市移住支援金は 29 件、医療・福祉職子育て世帯移住支援金は 7 件を見込み、歳出合計 4920 万円となっております。

令和 7 年 8 月末現在の申請状況につきましては、青森市移住支援金は 19 件、医療・福祉職子育て世帯移住支援金は 6 件となっており、件数としては、予算を下回っておりますものの、先ほど御答弁申し上げたとおり、1 件当たりの申請額が増加しております、申請受付額は 4920 万円となっております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

青森市移住支援金と医療・福祉職子育て世帯移住支援金というのが内訳で、青森市移住支援金については当初見込んでいた単身ではなく、2 人以上の世帯からの申請が多かったと。医療・福祉職子育て世帯移住支援金については子どもの加算とひとり親世帯からの申請が見込みより多かったということであります。

では、移住に関する支援金事業、いわゆる好調だというふうに思いますけれども、過去 5 年間の移住者数をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住者数の推移についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の移住相談窓口などを通じて、本市へ移住した方は、令和 2 年度 18 組 25 名、令和 3 年度 43 組 86 名、令和 4 年度 67 組 124 名、令和 5 年度 69 組 134 名、令和 6 年度 83 組 192 名となっており、増加傾向で推移しております。

なお、移住者数につきましては、例年 9 月末に集計を行っており、令和 6 年度は令和 7 年 8 月末時点での数字となっております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 5 年間順調に増えているということです。

では、U ターンなどの移住者の内訳をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住者のU I J ターンの内訳についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の移住相談窓口などを通じて、本市へ移住した方は統計を取り始めました令和3年度から令和6年度の4年間で262組となっており、そのU I J ターンの内訳は、本市から別の地域へ移り住み、その後に本市へ戻り住んだUターン移住者が170組で約65%の割合、生まれ育った青森県外の地域から本市へ移り住んだIターン移住者が77組で約29%の割合、本市以外の県内市町村から別の地域に移り住み、その後本市へ移り住んだJターン移住者が15組で約6%の割合となっております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

Uターンされる方が約65%、これは青森市の特徴でもあるようです。

では、本市ではこれ以外に市内3か所で移住体験、いわゆるお試し居住を展開しておりますけれども、その概要と現在の利用実績をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住体験施設の概要と現在の利用実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、青森県外に居住している移住検討者が実際に滞在し、生活環境などを体験していただくことができる移住体験施設を現在3か所設置し、御利用いただいているおります。

具体的には、1つに、令和3年4月に供用を開始した、浅虫地区にあり、海も山も温泉も楽しめる古民家「石木邸」、2つに、令和6年5月に供用を開始した、市内中心部にあり、周囲にスーパーや病院、公園などがある、まちなか移住体験施設、3つに、令和6年7月に供用を開始した、浪岡地区にあり、空き家をリノベーションした浪岡家であります。

これら3か所の移住体験施設の利用実績につきましては、令和3年度は6組12名、令和4年度は17組30名、令和5年度は20組37名、令和6年度は41組78名、令和7年度は8月31日現在で25組59名となっております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 こちらのほうも利用者が確実に増えているようです。

では、この移住体験事業の取組ですけれども、利用者の声、また、どのような効果につながっているのかお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住体験施設の利用者からの声と事業効果についての再度の御質疑にお答えいたします。

初めに、古民家「石木邸」の利用者の声として、海の自然や温泉の恵みに癒やされた、ここでの暮らしに魅力を感じた、自然が豊かで住民が親しみやすく、夏場の気温も穏やかだったなど、浅虫地区ならではの自然の魅力を存分に感じながら、移

住体験をすることことができた旨の御意見をいただいております。

次に、まちなか移住体験施設の利用者の声として、生活に必要なものは大体何でもありそうで便利に暮らせそうだと思った、町がコンパクトで交通アクセスがよく不便なく暮らせそうだなど、市中心部での日常生活での利便性を感じることができた旨の御意見をいただいております。

最後に、浪岡家の利用者の声として、学校が町の中心にあり、お店などがまとまつていて生活しやすそうだ、青森空港や浪岡駅からのアクセスがよい点、1軒ごとの住宅が大きく広々と生活できる点で暮らしやすいと感じたなど、地域環境のよさについて評価する旨の御意見をいただいております。

移住体験事業は、移住体験施設に滞在しながら、地域の魅力や雰囲気、生活環境、気候など、生活者の視点を持って体験できるもので、移住を検討している方が実際に本市に移住する前に、移住後の暮らしをイメージしやすくする効果があるものと考えております。

これによりまして、移住前後におけるイメージのギャップを少なくできるほか、移住に向けての心構えや準備を進めることができ、移住の後押しにつながるものと認識しております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

これまでの移住者の増加、これは青森市には確実にいろんな効果をもたらしていると思いますけれども、そうした効果をどのように捉えているのか、また、今後さらに移住・定住を推進するに当たって、どのような取組を進めていくのかをお伺いいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住者の増加による効果についての再度の御質疑にお答えいたします。

移住者の増加に伴う効果といたしましては、人口減少の抑制や地域経済の活性化、産業の担い手確保、地域コミュニティーの活性化などが挙げられるものと考えております。

具体的な事例として紹介いたしますと、移住者の中には地域おこし協力隊も含まれておりますところ、これまで地域おこし協力隊退任後に本市に定住しております7名のうち、6名の方が、飲食店開業、特産品販売、ITサービス業など、多様な分野で起業し、地域経済に貢献しております。

また、同時に市内の各地域において、地域コミュニティーの担い手としても活躍をしております。

このような移住者を増やしていく取組は、人口減少対策としてのみならず、これまでにない視点を持った移住者の活動が地域住民へもよい刺激となり、地域経済、地域コミュニティーに新たな活力をもたらしているものと考えております。

本市におきましては、移住・定住の促進を図るため、働き方やライフスタイルの多様化、地方への回帰志向の高まりを踏まえ、地域との関わりを重視した取組を行っております。

今後におきましても、移住検討者それぞれのニーズに応じた情報発信や相談体制等、移住支援制度の充実を図るとともに、移住体験事業や移住者交流会などにおいて、地域との交流機会の充実を図ることで、移住検討者や移住者が地域とのつながりを深める機会を創出してまいります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございました。

先日、有楽町にあります青森暮らしサポートセンターの担当の方にも電話でお伺いしたんですけども、特に青森県は、昨年比較で移住の相談が倍増しているということあります。

理由を伺いますと、子育ての環境とか、親の介護というのも、もちろんあるんですけども、働き方の見直しとか、自分の時間をきちんと持ちたいということ、あるいは物価高、最近の災害とか、気候変動への懸念も要因の中にあるというふうに聞いております。

現状の支援制度でも、2人以上の世帯が増えているようですけれども、青森市の子育て支援、あるいは教育環境が整っている点などもアピールしていただきたいと思います。

また、移住する方のパートナーの就業確保というのも全国的にはいろいろフォローしている自治体が増えているようですので、こちらもしっかりと押さえていただければと思います。

青森市の移住支援制度は着実に成果を上げているというふうに言っていいと思いますが、青森市の特徴でもありますUターンを含めて、首都圏からの移住者、子育て世帯に高く評価されているというのが、この成果で分かると思います。

また、市内3か所のお試し居住も地域との交流を含めて移住の後押しになれば、確かな効果にもつながるんだと思います。

昨日も、関委員から移住者を増やすための予算獲得の要望もありました。私も必要な予算はしっかりと追加して、制度を途切れさせないことが大切だと思います。

移住希望者に青森なら安心して新生活を送ると確信してもらえるよう、制度の継続と拡充を要望してこの項を終わります。

ありがとうございます。

では次に、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、高齢者の補聴器購入助成についてお伺いいたします。

令和6年第4回定例会におきまして、加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の財政支援制度創設を求める請願が採択されております。

多くの市民の声を受けての議会による議決でありますので、とても重いことだと

思いますが、この請願を受けて、市はどのように対応してきたのか、まずお聞かせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 工藤健委員からの高齢者の補聴器購入助成に関する請願採択後の市の対応についての御質疑にお答えいたします。

高齢者の補聴器購入助成につきましては、聴覚の障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合におきましては、国の補装具費支給制度により補聴器購入費用の一部を支給しておりますが、身体障害者手帳の交付を受けていない場合は支給の対象としておらず、本市は独自の助成制度は設けておりません。

このような中、令和6年第4回定例会におきまして、加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の財政支援制度創設を求める請願が採択されました。

当該請願が市議会で採択されたことは、本市としても重く受け止めており、高齢者の補聴器購入に対する本市独自の助成制度につきまして、令和8年度当初予算編成過程の中で検討を進めることとしたところであります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

では、令和8年度当初予算に向けて検討を進めているということでありますけれども、その後の検討の進捗状況はいかがですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 令和7年第2回定例会一般質問でも御質問いただいたんですが、その後の対応状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市といたしましては、老化に伴う身体機能の低下は誰にも起こり得ることであり、高齢者の補聴器購入に対する助成につきましては、まずは全国一律の公的補助制度を国が創設すべきと考えており、令和6年11月に引き続き、令和7年6月にも全国市長会を通じて国に対し要望を行いました。

一方で、高齢者の補聴器購入に対する本市独自の助成制度につきましては、対象者の年齢、身体の状況、所得等の要件のほか、支援内容や受益や負担の在り方を含め、他自治体の状況等を参考にしながら、限られた財源の中、様々な他の支援制度の見直しによる財源捻出が可能かどうかを含めて、多角的な視点に基づき、検討を行っているところであります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

この助成制度創設に当たって、特に課題となっている点は何なのか、市の考えをお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 助成制度創設に当たっての課題についての再度の御質疑にお答えいたします。

助成制度の創設に当たっての課題といったしましては、第1に、最も大きな課題としては、財源の確保でありまして、本市の厳しい財政状況の中で新たな事業を開始するためには、安定的な財源をいかに確保するかが極めて重要であります。

第2に、対象者の範囲設定でありまして、年齢、所得、聴力レベルなど、対象者の要件をどのように設定するかは、制度の公平性や予算規模に直結する重要な論点であります。

第3に、他の福祉制度との公平性の担保でありまして、本市では既に様々な福祉サービスを提供しておりますが、新たな助成制度を創設するに当たりましては、これらの既存制度との整合性を図り、市民間の公平感を損なうことのないよう、十分に配慮する必要があります。

これらの課題について一つ一つ整理し、解決策を検討する必要があると考えております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 財源確保、対象者の要件設定、そして、制度の公平性ということでありますが、聞こえの不自由というのは、高齢者にとっては切実な問題でして、市民生活に直結する重要な支援にもなると思います。公平に聞こえる安心というのは、やはり仕組みとして考えていただきたい。

では、全国的にも、また、県内でも同様の制度を導入している自治体が増えておりますが、本市として他市の事例をどのように参考にしているのかお伺いいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 他都市の事例をどのように参考にしているかについての再度の御質疑をお答えいたします。

他都市の事例につきましては、現在、補聴器購入費助成制度を実施している自治体の制度内容について調査を行っております。

具体的には、既に助成制度を実施している中核市や県内の自治体のホームページから、制度内容や手続の流れ、必要処理、実施要綱などを確認しておりますほか、必要に応じて担当者に直接連絡し、制度運用上の課題や効果、申請件数の推移、予算規模などの詳細な情報収集に努めております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

助成制度創設について、市民の皆さんも大きく関心を寄せておりますけれども、制度化の時期、見通しについてお示しいただけますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 制度実施の時期などの見通しについての再度の御質疑をお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、令和8年度当初予算編成過程の中で検討

を進めることとしており、財源の確保や関係機関との調整など、制度創設までには慎重かつ丁寧な検討を要する課題が複数あります。

特に、安定的な財源の見通しを立てることが不可欠でありまして、この点につきましては、今後の予算編成作業の中で、全庁的な視点から判断していく必要があります。これらの検討を踏まえまして、令和8年度当初予算での制度創設を目標として鋭意検討を進めているところでありますが、制度の持続可能性や公平性を確保するため、十分な検討期間を要しますことから、具体的な実施時期につきましては、予算編成過程の中で最終的に判断してまいります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

補聴器購入助成を行う自治体は、昨年12月時点で、全国で390自治体、県内では21市町村が今年度中の実施を予定していると。制度設計のひな形もたくさんあるということになります。

また、難聴対策というのは、孤立防止もそうですし、フレイル予防も、加えて、認知機能の低下の抑制にもつながるというエビデンスもありますので、医療・介護費の将来負担の軽減が期待できる。医師の診断、専門店の要件、所得制限等で、これは公平性という意味では担保できるかと思います。

先日も請願を提出された団体から、市へ早急な対応を望む要請文が提出されました。加齢性難聴、これは生活の質と、いわゆる人とのつながりに直結する大きな課題でありますけれども、必要とされる補聴器は高額なので購入をためらう人も少なくない。本市が独自に支援を検討しているということは、特に高齢者の方には、大きな安心につながりますし、聞こえづらさを我慢している方の背中を押すということにもなります。

聞こえることで、家族あるいは地域との交流も可能となって、いわゆる健康で自立した暮らしを続けることができるということになりますので、どうか検討を着実に進めていただきたいと要望して、この件は終わります。ありがとうございます。

では、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、鳥獣対策事業の補正予算の概要及び効果をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 鳥獣対策事業についての質疑にお答えいたします。

鳥獣対策事業の補正予算案につきましては、県の有害鳥獣捕獲体制強化事業を活用した有害鳥獣捕獲の効率化・省力化に資するICT機器等の導入や、ツキノワグマの市街地出没時における安全確保のための資材導入等に要する経費 118万3000円を措置する御提案をしたものであります。

具体的にICT機器の導入につきましては、鳥獣捕獲検知システム、センサーカメラの導入を予定しており、鳥獣捕獲検知システムは、鳥獣がわなにかかったことをメールで通知することから、箱わな見回りの省力化などの有害鳥獣捕獲の効率

化・省力化に効果があるものと考えております。

また、安全確保資材の導入につきましては、ヘルメット、防護ズボン、防護盾などの防護服等、熊撃退スプレー、熊鈴、鳥獣の追い払いに使用する動物駆逐用煙火の導入を予定しており、ツキノワグマの市街地出没時の初動対応を担う担当者等の安全確保や追い払いに効果があるものと考えております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

先ほど、木戸委員から猿の被害が結構きついという話もありましたけれども、私の知っている方もブドウ畠が猿でほぼ全滅したということで、何のためにG P Sをついているんだというようなことで、お叱りを受けましたけれども、そちらのほうもきちんと過去に市への相談もされている方ですので、対応をお願いします。

今回は、熊のことについてお話をしたいと思うんですが、熊の出没は県内では昨年8月末で1332件で過去最高、青森市では8月末で185件、これも過去最高です。それで、町なかで生活している皆さんには、あまり危機感はないのかもしれないんですけども、でも、熊が出没する地域に住んでいる方、あるいは、郊外に住んでいる方にとっては、とても切実であります。それで、熊の目撃情報があるなしにかかわらず、可能性のあるところに住んでいる人にとっては、かなり不安です。

それで、私の住む地域の中学校のそばにも出ましたし、奈良委員の畠にも出ていますし、あと、宮田のアリーナによく走りに行っていたんですけども、今はちょっと、後ろが怖くて走れません。いつ熊に追いかけられるかと思ってです。あと、矢田の畠の手伝いもたまにしていたんですが、今はもう、ラジオをがんがん鳴らして、必ず複数人で行くというふうに決めてやっております。熊の気配に不安を覚えている方は本当に少なくないというのが、そういった地域の実情であります。

出没情報はいくつもありますけれども、現実には、その熊が捕獲されたという情報はないんですよ。地域の人はほとんど知らない。ですので、今、どこに熊がいるのかも知らない中で生活しています。それで、熊が出た地域に住んでいる人間からすると、一刻でも早く何とかしてほしいというのが本音であります。

では、熊出没の季節及び青森環状野内線の内側への出没傾向を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

熊出没の季節等の傾向についてということではありますが、本市に寄せられた令和5年度から令和7年度の8月末までのツキノワグマの出没件数につきましては、委員からも御紹介ありましたとおり、令和5年度は56件、令和6年度は120件、令和7年度は8月末現在で185件と令和7年度は年度途中であります。過去最多となっております。

季節ごとの傾向といたしましては、令和5年度につきましては、9月、10月の秋に出没が増加、令和6年度につきましては、6月、7月の夏に出没が増加、令和7

年度につきましては、年度途中であります、7月、8月の夏に出没が増加している傾向にあります。

青森地区の主要地方道青森環状野内線の内側の出没傾向につきましては、令和5年度は3件、令和6年度は1件、令和7年度は8月末時点で9件と令和7年度は主要地方道青森環状野内線の内側の出没傾向が増加傾向となっております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 人が住む生活圏への出没ということでお伺いしようと思ったんですが、線引きが難しいということで、とりあえず青森環状野内線の内側としましたけれども、実際にはちょっと外側にたくさん人が住んでおりまして、そのエリアにも相当数出没しております。

9月に入ってからは、市のホームページの熊の出没情報によれば、もう既に30件、同じ熊もいますので、あれですけれども。

熊の出没は全国的にも秋に集中しているということなんですが、特に今年はブナの実が不作ということですので、冬眠を控えて、熊は栄養を蓄えるためには絶対必要な時期であります。

熊は、秋の豊作か凶作かというのは、夏にはもう把握しているそうです。ですので、凶作と分かれば、もう春・夏から人里に現れるというふうにも聞いております。今年の熊の出没が夏にも多くなっているのも、これで合点がいくということであります。

これから秋の出没が増えると予想されるんですけども、市として、この秋をぜひ緊急時期と位置づけて、最優先で熊出没への対策を強化すべきだと思いますけれども、市の考えをお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

熊出没対策強化についてということではありますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、県の有害鳥獣捕獲対策強化事業を活用しまして、捕獲の効率化・省力化や安全確保資材の対策強化を実施します補正予算案を御提案しているところであります。

今後につきましても、必要に応じ対策について強化してまいります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ぜひ危機感を持って対応していただきたいんですけども、秋に向けては心配です。

特に、最近の熊の出方を見ますと、人を恐れない。市街地に現れる熊は、そういう熊が増えていると思いますけれども、これはもう従来の人を避ける野生動物というくくりではなくて、市でそういう熊の人里への出没の背景・要因をどのように捉えているのかお伺いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

人里出没増の理由についてということではありますが、人里にツキノワグマの出没が増えた理由につきましては、国の資料によりますと、林業が狩猟・里山利用の減少等により人への警戒心が薄れること、人口減少・高齢化による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がツキノワグマの生息に適した環境に変化しつつあること、果樹等に誘引され、森林から連続する緑地を利用し、市街地に侵入していること、秋季の主要な植物資源——ブナ等の量が大きく低下するときに行動圏が拡大することとされております。

加えまして、青森県によりますと、県全体のツキノワグマの個体数の増加が推定されておりすることから、これらの複合的な要因があるものと考えられます。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

熊が人里に出没する理由というのは、いくつかありますけれども、答弁にもあるとおり、まず、自然環境——ブナの実などの餌不足、2つ目に、耕作放棄地、里山など、人との、いわゆる境界が曖昧になってきている、そして、熊の個体数の増加で若い熊が、いわゆる縄張を持てずに里山に出没するというふうに言われています。

また、熊が人を恐れなくなったということが挙げられておりますけれども、その理由には、まず、餌と結びつく学習効果というのがあって、畑・ごみ置場で餌を得られるんだと、いわゆる人に近づけば餌があるということです。2つ目に、人間と接触する機会が増えたことで人慣れしてきた。3つ目に、人間というのは、危険な存在ではなくて、人間イコール餌のある場所だという認識です。

あとは、今狩猟がほとんどありませんので、いわゆる火薬の臭いとか、犬にほえられるとか、そういったことがないので、出没しても追い払われることがあまりない、攻撃もされない、もう怖いものはないという、いわゆる威嚇・追い払いの減少などがあります。

つまり、人との距離が縮まったという環境変化と、人の近くで餌を得られるという学習と、そして、人からの圧力の低下だと思いますけれども、では、熊を人里へ近寄らせないための対策をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

人里出没増への対策についてということであります。人里へのツキノワグマ出没に係る対策につきましては、青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアルに基づき、まずは、注意喚起や捕獲対策を継続するとともに、熊類による被害を抑制するためには、環境省や農林水産省などの国の関係省庁が公表しておりますクマ被害対策施策パッケージ、これによりますと、「人の生活圏への出没防止」の対策といたしまして、人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置や、熊類の移動ルートとなる河川の生息環境管理、次に、「出

「出没時の緊急対応」といたしましては、鳥獣保護管理法の改正による緊急銃猟での捕獲、さらに、「クマ類の個体群管理の強化」といたしまして、熊類の指定管理鳥獣への指定、人の生活周辺での熊類の個体数管理の支援、農地周辺での熊類の捕獲の支援などの総合的な施策が示されております。

また、青森県第二種特定鳥獣管理計画の原案が今般示されておりまして、その施策として、個体群管理等が示されております。

これらのことから、本市といたしましては、県とも連携しながら、これらの対策の実施を検討してまいりたいと思います。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 人の生活圏への出没防止対策と出没時の緊急対応、そして、熊類の個体群管理の強化などの対策を県と連携して、検討するということです。

必要なのは、人里に近づいてくる熊を追い払う、それで、再び熊を寄せつけないといった環境整備なんだと思います。

今年の9月から、鳥獣保護管理法が改正されまして、いわゆる緊急銃猟制度ができました。この緊急銃猟では、効果とともに、特に人の住む市街地などでは人命につながることなので、安全確保が最優先であります。

青森市での緊急銃猟に取り組む運用のスケジュールはどのようにになっているのか教えてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

緊急銃猟についてということ但是对于、まず、緊急銃猟につきましては、環境省が令和7年7月に公表しました緊急銃猟ガイドラインによりますと、緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備といたしまして、対応マニュアルの作成、必要な人員・関係者の協力体制の確保、机上及び実地訓練・研修等の実施、備品の確保、保険の加入の5つの項目が示されております。

緊急銃猟の判断や損失補償など、市町村の責任が非常に重くなる中で、安全に的確に緊急銃猟を進めるためには、事前準備に相当の期間を要するものと考えております。

このため、本市におきましては、緊急銃猟の体制が整うまでの間は、警察官職務執行法による命令での銃猟を実施することについて、青森県や青森警察署と協議しております、現状では対応マニュアルや実地訓練などについては、令和8年度に実施する方向で考えております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 この緊急銃猟、本当は秋に間に合えばいいんですけども、青森市では令和8年度に実施するという方向で考えている。平川市は緊急性があると判断しまして、住民の安全確保が最優先、そして、大まかですけれども、一応対応マニュアルをもう策定して、早期に運用しながらブラッシュアップしていくということで

あります。

現在でも、緊急銃猟制度では、マニュアルができていなくても、警察と猟友会の連携によって、市街地での緊急の発砲が可能ですがけれども、安全確保のための取組を教えてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 現時点での安全確保についての御質疑にお答えいたします。

まず、警察官職務執行法によります銃猟の際の安全確保につきましては、同法第4条第1項の適用について警察庁からの通知によりますと、住宅街において猟銃を発射する場合は、関係機関等と連携し、交通の規制、周辺住民の避難誘導、学校等への連絡を行うなど、あらかじめ周囲の安全を確保し、猟銃の発射に係る危険防止に努めることとされており、本市におきましても、青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアルに基づきまして、警察署及び青森県と連携し、状況に応じて広報車の巡回により、さらなる注意喚起を行うなど、速やかに市民への周知、避難誘導等を実施することとしております。

また、対応職員への安全確保のため、ヘルメットや防護盾などの防護服等を活用する予定としております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 人里に現れた熊の駆除、追い払い、これが重要なんですかけれども、その時々の対応だけでなく、やはり根本的に、熊に人は不快な存在なんだということを学習させる追い払いというのは絶対不可欠だと思います。

特に、人里・通学路付近は熊が近づかない環境を整える必要があると思うんですが、出没情報、これは速やかに共有をして、即応した追い払いが必要だと思います。

現状の情報共有、注意喚起ほか、対応の流れを示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

熊出没に対する注意喚起についてでありますが、農作物被害に関しては、まずは、農林水産部、それ以外の市街地における対策につきましては、青森地区を環境部、浪岡地区を浪岡振興部がそれぞれ取り組んでおり、市民の安全を確保するため、青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアルに基づき、様々な対策を実施しております。

最初に熊の出没情報が寄せられた際には、警察署と連携し、現地の詳細な状況や被害の有無などを確認するとともに、出没地点近傍に民家等が存在する場合は、注意喚起の看板の設置や町会を通じたチラシの配布等の方法により、地域住民への注意喚起を行っております。

あわせまして、市ホームページやSNSによる情報の発信及び熊出没マップの更新、町内の小・中学校などの公共施設所管部局への情報提供により、市民へ広く周

知を図るとともに、市政記者会への情報提供を行うことで新聞・テレビ等による周知の協力をお願いしております。

なお、青森地区の注意喚起は環境部環境保全課、浪岡地区の注意喚起は浪岡振興部市民課が実施しているとともに、熊に出会わない対応や熊に出会った際の対応につきましては、市ホームページにより周知を実施しております。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 市民に向けては市がやはり出没情報をしっかりと把握して、地図上できちんと場所を明確にするというのが大事だと思います。

市内全般には、注意喚起でもいいんですけれども、特に危険区域には即時、プッシュ送信みたいな——配信できるようなものがいいかなと思いますが、学校・町会にはもちろん重ねて連絡を急いでほしいと思いますし、そのほかの地域の方に知つてもらうために、防災無線・防災情報のメールマガジンとか、そういうのも私は使って構わないと思うんですけれどもね。要は通報から現地確認等、危険情報の発信、それで初動の追い払いまでが迅速に行われるというのが、とても大事だと思っています。

それでは次に、小・中学校の登下校時間帯に重なる出没が最も危険だと思いますけれども、学校・PTA・地域と連動した具体的な措置をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 PTA及び地域と連携した取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

熊が出没した際は、各学校の校長がPTA会長及び学校運営協議会の委員等と協議し、児童・生徒の安全確保に向けた取組を行っております。

具体的には、学校は熊が出没した場所・時間・頭数等について、保護者に情報提供すること、警察にパトロール強化を依頼すること、原則、保護者送迎を依頼することなど、学校・PTA・地域が一体となって児童・生徒の安全確保に努めています。

熊対策につきましては、引き続き児童・生徒の安全を確保することを最優先とし、学校・PTA・地域が連携した効果的な取組が継続できるよう支援してまいります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 まず、熊出没の場所・時間などの情報を保護者へ伝えていると。速やかに情報提供しているということです。あと、警察のパトロール強化、いわゆる重点見回り——巡回を依頼するということだと思います。そして、保護者の送迎依頼です。

教育長に各校の中学校とかの対応の一覧を見せていただきましたけれども、そういった教職員の初動の動きとか含めて、対応マニュアルが既にできているんだと思います。

では、出没した地域に住む子どもたちへの欠席あるいは遅刻への配慮はどのよう

にされているのかお伺いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 熊の出没を理由に学校を欠席した等の児童・生徒への配慮についての再度の御質疑にお答えいたします。

熊の出没を理由に登校できなかった児童・生徒はごく少数ではあったものの、当該児童・生徒につきましては、リモートによる授業参加等を認め、出席扱いとしたところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

送り迎えが原則とはいえ、家庭の事情もいろいろありますし、登下校へ安全が確保できない中では、やはり子どもたちの不安をなくすための柔軟な対応をお願いしたいと思います。

さらに、農家の不安はとても深刻で、冒頭でもお話をしましたけれども、自分の畠に熊の足跡とか、ふんがあったと。もう怖くて作業ができない。また、リンゴ畠をやっている人からはリンゴを熊が取るために登るので、下のほうの枝が全部折れてしまって、もうリンゴの木も何本もそういうふうに枝折れして、駄目になってしまったということも聞いています。来年はもう畠はおつかなくて行けないので、辞めるかなという人もいます。

このままでは、逆に耕作放棄地が増えてしまって、いわゆる若い方の新規就農にも影響を及ぼす可能性もありますので、農業被害を絶対防ぐ必要があるんですが、果樹・農地周辺での予防対応をどのように考えているのかお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 熊による農作物被害の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

農地において、熊の出没または熊による農作物被害の情報が寄せられた際は、本市職員及び獣友会会員により、現地の状況について調査・確認を行っております。

その上で、近隣の町会等にチラシの配布などによる注意喚起を行うとともに、緊急性及び継続性などを考慮しながら、巡回パトロール、注意を喚起する看板の設置のほか、箱わなの設置、忌避剤の配布などにより、農作物の被害を未然に防止し、また、農家の方が安心して農作業を行えるよう取り組んでいるところあります。

○木下靖委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

こうした施策を農家の方にはきちんと伝えていただきたいと思いますが、ほかにも電気柵とか、防護資材の導入支援・設置指導、放置果樹、いわゆる収穫残渣の撤去とか、そういうものを徹底する必要もあると思いますし、収穫期は多分、巡回頻度を上げて見回ることにもなると思います。

出没情報は、例えばＪＡとも即時共有して、こういうことは進めていただきたいと思います。

伺って分かりましたけれども、市は人の住むエリアに出没する熊について、実際には追い払いや駆除を行っているというふうに聞いております。ですけれども、その地域の人はその熊がどうなったのか分からぬんですよ。それがとても大事なことだと思います。こうした情報が欲しい。それで、駆除されたのであれば、関わる近隣の地域には知らせていただきたいと思うんです。だからといって、もう熊が出ないというわけではないとは思うんですけども、取りあえず安心にはつながります。その上で、継続した注意を促してほしい。現状のように何の情報もないまま、またいつ現れるのかなという、不安なまま生活するのはやはり大変です。

これまで、いろいろ熊対策についてお伺いしましたけれども、今議会の補正予算による即応体制の強化、これはとても重要だと思いますので評価いたしますし、今後も必要に応じて追加の対策を検討していただきたいというふうに思います。

もちろん青森市の予算だけで対応できるものでないのは重々承知しておりますが、環境省も2026年度の予算概算要求の中で、熊対策に約37億円を増やしておりますし、この前、青森市も県への重点要望の中で、財政的支援と専門的職員の配置、専門部署の創設をきちんと求めています。

最後に、それらを踏まえて、熊対策への要望を2点申し上げたいと思うんですけれども、まず1点は、人里に近づけない。人を恐れて近づかないという取組をしていただきたい。いわゆる、現場での追い払いと駆除、これはやはり徹底していただきたいと思います。もう1つは、出没情報はやはり地域にすぐ知らせてほしい。その後の駆除などの経過を含めて、きちんとした情報を提供していただきたい。この2つを要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。

4款衛生費1項保健衛生費7目健康増進事業費に関連して、がん治療に伴うアピアランスケア支援についてお尋ねいたします。

9月は日本対がん協会が定めるがん征圧月間です。また、がんは大人だけの病気ではありません。9月は世界小児がん啓発月間でもあります。がん治療は早期発見、早期治療が大事です。日本では2人に1人が、がんになると言われております。そのためにも、がん検診の受診率向上に本市も取り組んでいただいております。私たち一人一人が自分のために、家族のためにがん検診を受診してまいりたいと思います。今月6日、私は保健大学のグラウンドトラックで開催されたリレー・フォー・ライフ・ジャパン2025青森に参加いたしました。リレー・フォー・ライフとは、がんサバイバー——がん経験者の皆さんやその御家族を支援し、地域全体でがんと向き合い、がん制圧を目指すチャリティー活動です。がんの悩みに直面

し、傷ついた患者が共に励まし合い、生きる力を取り戻している、その姿、絆の深さに毎回感銘しております。

そこで、がん患者の友人から要望がありました。様々ながんと闘っている友人がいますが、がん治療で脱毛し、外見の変化につらい思いをしています。そのためウイッグ——かつらを使用しているとのことです。医療用ウイッグや補正具は高額であります。少しでも補助・助成してくれればありがたいんです。金額の大小ではないんです。ぜひ市長にお伝えくださいとのことでした。

今年度から青森県でも実施主体の市町村を補助する助成事業が始まりました。

そこでお伺いします。市では、がん治療に伴うアピアランスケア支援として、費用助成を行う予定はないのかお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 山本委員のアピアランスケア用品の購入費に対する費用助成についての御質疑にお答えいたします。

アピアランスケアとは、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義され、がん治療中に起こる脱毛、肌の変化、手術による傷痕など、外見の変化によって生じる患者の精神的・身体的な苦痛を軽減し、その人らしく社会生活を送れるよう支援することあります。

医療用のウイッグや乳房補正具といったアピアランスケア用品は、がん患者が通院を継続しながら社会生活を送る上で、必要なアイテムであります。

しかしながら、その購入費用は、医療費控除や健康保険の対象外であります、患者御自身の全額負担となっております。このことが、高額ながん治療費と相まって、がん患者にとって大きな経済的負担となっているものと認識しております。

がん治療の影響により外見が変化することは、社会参加の妨げとなりますことから、全国知事会が、がん患者の療養生活の質を向上させるため、国にアピアランスに関する支援制度の創設を要望しており、また、青森県におきましても、令和7年度からアピアランスケア用品購入費助成事業を開始しております。

本市におきましては、これまでがん対策として、まずは早期発見、早期治療のがん検診による予防に注力してきたところであります、これら国や県の動向を注視しつつ、限られた財源の中で、今後の支援の在り方について検討してまいります。

**○木下靖委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 御答弁ありがとうございます。

最後のところで、今後の支援の在り方について検討していくとの答弁をいただきました。様々な表現があります。在り方について検討していくとか、当初予算の中で検討していくとかです。その表現で微妙な空気感があるのかなと思いつつも、ぜひとも検討を進めていただきたいと願っております。

そこで、再度お尋ねします。ウイッグなどアピアランスケア支援が全国的に広まっていますが、中核市での実施状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。中核市の実施状況についてです。

本年5月に、本市が中核市を対象に行った実施状況調査では、中核市62市中、県の事業として直接補助が行われている市が8市、中核市単独事業として直接補助している市が50市でありまして、全体では、中核市全体の94%で実施、4市が実施していない結果がありました。また、補助対象用品はウイッグに関係するものと乳房補正具があり補助対象経費の上限は2万円としているところが最も多かったです。

以上です。

○木下靖委員長 山本委員。

○山本武朝委員 62の中核市で県事業——県がやっているということも含めると、94%の中核市が実施していると。何と実施していないのは、4つの市であるということが分かりました。

それでは、県内での市町村の実施状況について示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。県内での実施状況についてです。

県内では、40市町村のうち、本年9月1日現在で18市町村が事業を実施しております。補助対象用品は、ウイッグに関係するものと乳房補正具がありまして、経費の上限は3万円または2万円となっております。

なお、現在実施していない22市町村のうち9市町村が事業の実施を検討しているという回答がありました。

以上です。

○木下靖委員長 山本委員。

○山本武朝委員 先ほどの中核市で4つは実施していないという中に、残念ながら青森市も入っていますね。そして今、県内の40市町村中18市町村は、補助事業を実施していると。町村のほうはどうしても予算——対象が少ないので、本当に実施しやすいと思います。

また、現在未実施の残りの22市町村のうち、9市町村は県の事業もあり、実施を検討しているということで、だんだん残りが狭まってきたんだなという感じであります。

答弁にありましたとおり、県は4月から市町村が助成した場合、それに対して2分の1、1万円を補助することです。冒頭でも申し上げましたが、補助していただく金額の大小ではありません。少しの金額でも、その助成でがん患者の皆さんへ本市からエールを送りたいのです。

仮に2万円を助成するとすれば、県から1万円の補助が入ります。例えば市では、アピアランスケア支援の費用助成を行った場合の予算規模はどれくらいになるで

しょうか。試算を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。アピアランスケア支援の費用助成を行った場合の予算規模についてです。

先行して事業を行っている他都市の状況を参考に、県の補助金交付要綱に当てはめた場合の試算ですが、対象者への補助金と通信運搬費で年間約 250 万円程度が見込まれます。

以上です。

○木下靖委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

250 万円程度ということで、私も何とか実現したいと思って、数字も含めてお聞きし、迫っているわけであります。

約 250 万円の予算ですから、県から補助が入るので、その半分の約 125 万円が市の持ち出しとなるという見込みが分かりました。

これ以上何度も言いません。がん患者の皆さんへのアピアランス支援の実施を要望してこの項は終わります。

続きまして、4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目環境衛生費に関連して、高齢者の熱中症対策についてお尋ねいたします。

この夏は本市でも猛暑が続きました——猛暑日とは 35 度以上を言うので、正確に言うと 30 度以上の真夏日が続きました。それでも、昨日も 9 月中旬というのに、本市の気温が 31.5 度、日中の暑さは続いております。

それでは、本題の高齢者の熱中症対策についてお伺いします。本市の高齢者の熱中症予防の取組についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 山本委員からの高齢者の熱中症予防の取組についての御質疑にお答えいたします。

近年、気温の高い日が続き、全国的に熱中症による健康被害が数多く報告されており、市民の命や健康に直結する熱中症対策が重要なものとなっております。

特に高齢者におきましては、若年者よりも体内の水分が不足しがちであること、暑さに対する感覚機能が低下していること、暑いときには体の調整機能が低下することから、小まめな水分・塩分の補給とともに扇風機やエアコンの利用等により暑さを避け、熱中症を予防するための注意が必要であります。

また、高齢者は自ら熱中症予防行動を取ることが難しい場合もあることから、普及啓発、注意喚起とともに、周囲の人々による見守りや声掛け等が重要であります。

今年度の高齢者に対する熱中症の普及啓発につきましては、昨年より 1 か月早い 4 月から、高齢者支援課の保健師等の専門職が、まちなかいきいきサロンやあおもり出前講座へ直接出向き、注意喚起を行いました。その結果、35 回の講座において、

延べ 1148 人の方々へ直接情報を届けることができました。

また、環境省作成の熱中症について学べる動画を活用し、まちなかいきいきサロンなどにおいて、イベントの合間に視覚的に分かりやすく情報提供を行っております。

さらに、今年度からは、地域包括支援センター等が実施する介護予防普及啓発事業の仕様書に熱中症予防の項目を追加し、高齢者のつどいの場等において、適切な熱中症予防行動の呼びかけを行っております。

これらの取組に加え、高齢者を地域全体で支えるための見守り活動を推進しており、具体的には、民生委員・児童委員及び地域包括支援センターによる戸別訪問、全ての地域包括支援センターに配置している高齢者介護相談協力員による日常的な見守りや声掛け、民生委員・児童委員、町会・町内会の役員、住民ボランティア等がグループとなり、定期的に高齢者世帯等を訪問する、ほのぼのコミュニティ 21 推進事業などを実施し、特に夏季におきましては、熱中症予防の視点を持って見守りや声掛けを行うよう、関係機関と連携しております。

そのほか、国の交付金を活用した地球温暖化対策実行計画推進事業補助金により、省エネ性能の高いエアコン等への買換えを支援しましたほか、市有施設等に涼み処を開設いたしました。

また、各地域包括支援センターや介護サービス事業者、青森市老人クラブ連合会等に対し、国作成のリーフレット等を活用した注意喚起を継続するよう情報提供を行っております。

本市では、専門職による直接的な普及啓発を通じて熱中症予防の知識を広く浸透させるとともに、地域に根差した見守り活動を推進し、関係機関等との連携をさらに深めながら、高齢者の熱中症予防に取り組んでまいります。

**○木下靖委員長** 山本委員。

**○山本武朝委員** 答弁にありましたとおり、地域全体で高齢者の方を見守っていく、これが地味ですけれども、一番大切であります。高齢者の世帯、お 1 人の世帯を含めて、民生委員の方、町会の方、隣近所の方で声掛けをしていく、これが大事であることは言うまでもありません。

では、どれぐらい熱中症の搬送があったのか、ここで消防長に熱中症による救急搬送について、ちょっと確認したいと思います。

青森市における令和 7 年 8 月までの熱中症による救急搬送人員について、未成年、成人及び高齢者の区分ごとに示してください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

**○村上靖総務部理事** 山本委員からの熱中症による救急搬送人員についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市における、令和 7 年 8 月までの熱中症による救急搬送人員につきましては、その年齢層を、18 歳未満を未成年、18 歳以上 65 歳未満を成人、65 歳以上を高齢者

として区分した場合、未成年が 16 人、成人が 39 人、高齢者が 99 人の合計 154 人となっています。

○木下靖委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

今年——令和 7 年 8 月までですけれども、熱中症による搬送 154 人中、高齢者が 99 人搬送されているということが分かりました。

実はこの数、聞き取りのときもお聞きしたんですが、154 人ですけれども、昨年のちょうど 8 月までは 79 人であったとお聞きしていました。ちょうど 75 人が増えて、ほぼ昨年の倍になっているという熱中症の搬送者、そして、この 154 人中 65 歳以上の高齢者は、先ほどの答弁で 99 人、約 64%——約 3 分の 2 を高齢者が占めているという実情であります。

こういった中、やはり高齢者はなかなか体温調節が苦手だったり、暑くともなかなかお水を飲まなかったり、常に小まめに飲みましょうと声がけしていかなければならないと思います。

そういう中で、やっぱりこれを聞かずにはいられません。高齢者に対して、エアコン購入費を助成する考えはないでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 高齢者世帯へのエアコン購入費助成についての再度の御質疑にお答えいたします。

高齢者世帯のエアコン購入費用につきましては、生活保護受給世帯でも、真にやむを得ない特別な事情がある場合を除き、生活保護費のやりくりにより購入することが国の通知で示されており、国の考え方といたしましては、生活保護受給世帯を含む低所得の高齢者世帯においても、自費で購入することが基本であると考えております。

本市独自のエアコン購入に対する助成につきましては、熱中症対策は地球温暖化の影響もあり、本市だけの地域課題にとどまらず、国全体で取り組むべき課題であること、多額の予算が必要となり、限られた予算の中での財源確保や、他の行政サービスとの優先順位を考慮する必要があること、賃貸住宅の場合、貸主の承諾が得られない場合や退去時に原状回復義務が発生する可能性があることなど、様々な問題があると認識しております。

のことから、現時点では、本市独自で高齢者世帯へのエアコン購入費の助成を行う考えはありませんが、引き続き、先ほど申し上げました高齢者への熱中症予防の呼びかけや普及啓発、注意喚起及び地域ぐるみの見守りの取組を行ってまいります。

○木下靖委員長 山本委員。

○山本武朝委員 現時点では、市独自では高齢者世帯へのエアコン購入助成はできないと、考えもないということで、個人が購入するのが原則であるということも御

答弁いただきました。

このエアコン助成の中で、東京都がこの夏、エアコンの購入費の助成がありまして、東京都ですから、もう小さな国のような財源を持っているわけですけれども、実は周辺の埼玉県、神奈川県、千葉県の知事が隣で暑さはどこも一緒ですので、その財源によって、うちもできないのかと、県民から、住民からあって。なかなかつらいものがあって、3県の知事が国へ要請しているというのが今回ニュースで報道されたところであります。暑さは同じなのに、住む場所によって、自治体の財源があるところではエアコンを買える。買えないというのは、やはり差が現実であるのだなど、ここを何とか少なくしていきたいという思いです。

引き続き、呼びかけ、注意喚起、見守り、声掛けをしていくということで、これは先ほど来、最も大事であります。多額の予算が必要となるので、市独自では簡単でないということは理解できます。

その上で提案・要望ですが、価格がリーズナブルな冷風扇というのがあります。安い機種は1万円を切るものがあるんですけれども、水を入れて、ぱーっと扇風機のように、ちょっと涼しい風が来るという代物ですが、この冷風扇の購入に数千円でも助成し、購入へのきっかけにしていただくことはできないのかなと感じたりします。

実際、私も実家の秋田に行ったら、居間はエアコンがあるんですけども、ほかの部屋で冷風扇があって、結構涼しいなど、これはなかなかいいなというふうに自分も体感しました。エアコン並みの冷たい空気ではありませんが、結構涼しい風が来ます。ただし、部屋全体を冷房とするものではありません。少しでも、高齢者の熱中症対策につながればという思いであります。このことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○木下靖委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時10分からといたします。

## 午後2時41分休憩

---

## 午後3時10分再開

○木下靖委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

○木下靖委員長 万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 共産党の万徳です。

最初に、ファシリティーマネジメントについて、2款総務費1項総務管理費3目

財産管理費です。

旧市民体育館や旧市民美術展示館のその後の利活用はまだ決まっていないと聞きました。

それで、ファシリティーマネジメントについて、用途廃止した学校などについて、普通財産として管理している主な建物をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 万徳委員の普通財産として管理している主な建物についての御質疑にお答えいたします。

用途廃止後、普通財産として管理しております学校施設につきましては、令和4年度に用途廃止いたしました旧大栄小学校、令和2年度に用途廃止いたしました旧後潟小学校及び旧西田沢小学校など10施設があります。

このほか、学校施設と同規模程度の延べ床面積が2000平方メートル以上の建物といたしましては、令和6年度に用途廃止いたしました旧市民体育館、平成27年度に用途廃止をいたしました旧梨の木清掃工場などの4施設となっております。

以上です。

○木下靖委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、用途廃止した施設の取扱いについて、ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、どのような手続になるのかお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 用途廃止した施設の取扱いについての再度の御質疑にお答えいたします。

用途廃止した施設につきましては、府内で利活用の希望があるかどうかについて照会を行い、希望がない場合には、建物の解体や売却等も含め対応を検討することとしております。

また、当該検討の結果、建物を解体することとなった場合には、市のファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、施設周辺の環境に配慮しつつ、施設の老朽度合いによる危険度などを勘案し、優先順位を検討の上、財政負担の軽減と平準化を図りながら、計画的に対応することとしております。

○木下靖委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今御答弁いただいたファシリティーマネジメントのルールは、用途廃止の後に利活用を希望しますかと全庁に聞いて、なかつた場合、管理を担当する課が提案して、例えば、旧体育館については経済部になるし、旧市民美術展示館は教育委員会になるわけです。

最初に答弁いただいたように、対象施設が多いので、優先順位を検討すると、今、企画部長から御答弁いただきましたが、ただ聞き取りで伺った状態では、解体するのかどうするのかという次の判断をどこで行うのかというのが担当課によってはつきりしなくて、膠着状態にあるように、私には聞こえました。

ここでまず、企画部長が政治的判断を行って、優先順位について指導を発揮してほしいと思うんです。

それで、ファシリティーマネジメントというのは確かに市営住宅も対象ですけれども、私が言っているのは、用途廃止の是非ではなく、用途廃止するときは入居者の意向第一で実施すべきだということで、修繕などが間に合わないしたら、今回の計画は凍結すべきだということです。

人口減少の中で、様々な施設などの用途廃止とかがあると思うますが、いずれにしても、市民本位でファシリティーマネジメントを進めていくということが今問われているわけです。

ファシリティーマネジメントの優先順位を決めていくということですから、現場の声をよく聞いて、柔軟な対応を求めることがあります。

それで、町なかにある旧市民美術展示館のような空きビルを残しているのは、安全上も問題がありますし、市民に空き家対策を呼びかけているのに、整合性が取れないわけです。

私としては、旧市民美術展示館は優先して、使わないなら早く解体すべきだと思います。旧市民美術展示館というのは、善知鳥神社の向かいにあります。善知鳥神社は観光スポットの一つでもありますし、行きますと。花嫁さんもいらっしゃったりするんですよ。

その向かいにある旧市民美術展示館が空きビルになっていると。冬なんかは、歩道の雪が残ったままになっているということですから、解体前にも、冬期間の歩道除雪はしっかりとやってくださるよう要望して、この項は終わります。

続きまして、マイナンバーカードについて、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費についてです。

今回、郵便局で更新ができるようにすると提案がされています。

1日200人ほどの市民が、現在、駅前庁舎に更新手続に来ていると聞きました。

マイナ保険証について言えば、資格確認書を持っている75歳以上の方とか、希望すれば資格確認書を発行してもらえるのですから、むしろ慌てなくても大丈夫ですよと、お知らせしたらいいんじゃないかと思うんです。

人が先日——カムチャツカ半島地震が発生した日に、駅前庁舎に行ってマイナンバーカードの更新手続をする予定だったそうですが、2階に避難誘導されて、昼まで待機して、おなかがすいたので帰っていいですかと職員に聞いたら、御自身の判断でどうぞと言われたので帰宅したけれども、マイナンバーカードの更新をし損なったと。それで、再度予約を入れたら随分先になってしまったと言っていました。

それで、この方は後期高齢者なので資格確認書で病院に行けていますよねと言つたら、そうだということです。それなら更新は急がなくていいですよと、お話ししました。

それで、皆さんはマイナンバーカードの期限切れ——更新手続のお知らせが来る

と、大変だと思って、殺到しているんだろうと思います。

期日が過ぎても電子証明書の更新は可能かお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 万徳委員の有効期限が過ぎた電子証明書の更新についての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードには、インターネット等で作成・送信した電子文書が、利用者本人が作成した真正なものであって、利用者が送信したものであることを証明する署名用電子証明書と、インターネットサイト等にログインした者が、利用者本人であることを証明する利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書が搭載されています。

署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します英数字6桁から16桁の暗証番号が必要となる電子証明書で、具体的には、オンラインによる転出届やe-Taxによる行政手続の際に利用するものです。

利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトや専用端末等にログインする際に利用する数字4桁の暗証番号が必要となる電子証明書でありまして、具体的には、コンビニエンスストア等での住民票などの各種証明書の取得やマイナポータルへのログインなどに利用するものです。

電子証明書の有効期限は、原則としてマイナンバーカード発行から5回目の誕生日となっておりまして、有効期限の3か月前から更新手続が可能になっております。

なお、有効期限を迎える方全てに、期限の2か月から3か月前を目途に地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が送付されます。

有効期限内に電子証明書の更新手続を行わなかった場合は、電子証明書が失効してしまいますが、再発行手続を行うことで、再度利用できるようになります。

以上です。

○木下靖委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の答弁ですと、いつでも証明電子証明書の更新はできるということだと思います。

では、このたび郵便局に依頼するということですが、電子証明書の更新対象者というの波があるって、今年度、第1回の波が来ているということです。

それで、来年は波もある程度収まると思うんですが、こういう対象者数が減少しても、郵便局での電子証明書の更新を実施するんでしょうか、お示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 郵便局での電子証明書更新の実施についての再質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの普及等を目的として実施されましたマイナポイント事業から5年が経過しまして、電子証明書更新手続の来庁者が増え、今後もマイナンバーカード電子証明書更新対象者が増加する見込みでありますこと、また、国において

も、市町村に対して、マイナンバーカードの普及促進の対策として、郵便局の積極的な活用の検討についても通知がありました。こういったことから、日本郵便株式会社に委託するものであります。

電子証明書の更新を実施する郵便局につきましては、住民の利便性を重視しまして、市内で高齢者やその家族の相談窓口として担当地区割りをしております地域包括支援センターにおける 11 の圏域分けを活用しまして、これまでマイナンバーカードの申請サポートを実施している 11 の郵便局での実施を予定しているところです。

市の窓口のほか、市民の身近な窓口である郵便局で電子証明書の更新手続を行うことで、マイナンバーカード業務の円滑な運営と市民の利便性の向上につながるものと考えております、今後の継続につきましては、委託業務の年度更新の都度、日本郵便株式会社と協議して進めてまいります。

先ほど、万徳委員から御指摘ありました、電子証明書の更新の対象者の増減の波があるというお話がありましたけれども、参考までに、5年前の取得の実数で申し上げますと、それを 5 年後の更新者として置き換えると、令和 6 年度は対象者が 2 万 1000 人ほどでしたが、令和 7 年度は約 5 万人、令和 8 年度は下がると言つても約 4 万 4000 人で、令和 9 年度は 6 万 8000 人ほどになるということでありまして、当面はこの増加の傾向が数年続くという見込みになっております。

以上です。

○木下靖委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、令和 8 年度の郵便局への電子証明書更新に係る委託料はどの程度見込んでいるのでしょうか、お示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和 8 年度の予算につきましては、今後、郵便局と調整の上で予算要求という形になってこようかと思いますが、予算編成はこれからということになりますので、令和 8 年度については、今ここで申し上げることはできませんが、参考までに、令和 7 年度予算の内訳について申し上げます。

郵便局における、電子証明書更新に係る予算につきましては、令和 7 年度当初予算におきまして、統合端末等設置に要する経費及び郵便局への業務委託料に要する経費など合計 754 万 1917 円を計上しているところです。

以上です。

○木下靖委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 マイナンバーカードの利活用がデジタル社会を目指すためにやるということでポイントを付与したりして、任意と言いながら、健康保険証としての一本化というのが強行されてきたわけですけれども、今月 9 月 19 日からスマートフォンにマイナ保険証が搭載できると国では宣伝しています。

それと同時に、その機器の準備が整った医療機関、薬局で順次利用可能となる予定ですと。利用できますが、病院で使えるかどうかは、順次、設置し次第というこ

とで、今ある読み取り機と別に設置しなければならない現状ですよね。

市民病院にもお伺いしたところ、今のところ、そのスマホ用のマイナ保険証の読み取り機の設置は決まっていないということでした。

また、市役所窓口で本人確認用にスマホに搭載したマイナンバーカードが使えると、デジタル大臣が盛んに宣伝しているんですけども、多くの自治体のほうでは準備ができていないし、本市もそうです。

各自治体のホームページでは、スマホに搭載はできるようになりますが、本人確認として活用できませんとお知らせしているところが多いですね。本市でもそういういた混乱を起こさないために、ぜひホームページでお知らせすべきです。

マイナンバーカードは確かにコンビニで住民票などを取るときは便利だと思います。確定申告にも使えるから便利と言われていますが、私もe-Taxを使っていましたけれども、マイナンバーカードを使わなくてもアクセスできますし、ナンバーを入れなくても申告できました。

あと、医療機関にかかったときに服用している薬、これも便利だ便利だと言われていますが、直近の服薬は反映されないという欠点がありますよね。

私自身、9月1日に、ある医療機関にかかったんですが、受付では、今日は機械が不具合で、マイナ保険証が使えません。資格情報のお知らせを持っていませんかとお一人お一人に聞いていらっしゃいました。それで、結果的には持っていない方も顔パスしていましたね。

こうした、ちぐはぐをまず解消していくべきだと、国に求めていくべきだと思います。郵便局へ委託するより前に、市民には、資格確認書を希望する場合は、速やかに発行して、更新の手続は慌てないで大丈夫だと周知することを求めたいと思います。

そして何より、健康保険証をマイナ保険証に一本化することを撤回すべきだということを求めて、私の質疑を終わります。

**○木下靖委員長** 次に、藤田誠委員。

**○藤田誠委員** 皆さん、こんにちは。藤田でございます。

できるだけ委員長の命に従って、補正予算だけをやっていきたいと思います。よろしくお願ひします。もし、ちょっとずれても勘弁してください。

先ほど、工藤健委員が熊の話をしまして、今年の私どもの仲間の勉強会で、秋田の専門家の方から勉強した——山菜が駄目で、去年のブナが駄目で、今年は間違いなく本当に増えて、秋田の方は、その当時、国に法的な措置を求めていた。多分、法律がちょっと変わったけれども。あと、いわゆる熊への着るもの——この前、秋田県で警察官が着るものを見ました。それで、熊と行き会ったらどうすればいいかと聞いたら、とにかく頭だけを囲いなさいということです。ばったり行き会うと強い爪で持っていかれるそうですので、多くの方が顔を半分持っていかれると。それが致命的なんだそうです。それで、頭をやって、あと、体は少しぐらい削

られてもいいでしょうということを、その女性の専門家が言っておりましたが、青森市も早く情報が入って対応しているようですので、工藤健委員の質疑を聞いて安心しました。

それでは、早速入ります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費について、防犯灯の維持管理事業について。

この前、ある会合で、ある町会長さんから、防犯灯が切れて電話しても、一向に防犯灯がつかないと。それなら担当課に言うか。担当課に電話したと。言わなくてもいいけれどもと耳元で騒いでおりました。そのときは冗談で、予算なくなつたんだったら、来年4月まで待ってみたらいかがですかという話をしたんですが、今回、事業費について補正されていました。当初は、事業費か何かだと思ったんですが、これは多分そのお金だと思います。

一度、総務企画常任委員会で、佐賀県の武雄市図書館の視察に行ったときに、武雄市図書館に会合が終わってから行こうと思ったら、外へ出たら、100メートル先に1個街灯がついている。武雄市は本当に暗いまちです。ところどころにまちがあつて明るいんだけども、行く途中の歩道に明かりがついていないという。そういう意味では、青森市内は少ないところもありますけれども、本当にいろんな場面で安全なまちだなと思っています。

この事業は何年か前に、防犯灯をLEDに変えるという事業があつて、記憶しています。そろそろ契約が10年ぐらい過ぎるでしょうから、そろそろLEDも切れてくる頃だなど。この間ずっと、私の町内では1回も切れていません。

大変いい防犯灯——明かりだなと思いまして、今回このLEDもそろそろ寿命が近くてあちこち切れ始めるでしょうから、質疑をしてみることにしました。

今回の維持管理事業の9月補正予算の概要をお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 藤田委員の防犯灯維持管理事業についての9月補正予算の概要についての御質疑にお答えをいたします。

本市では、明るく住みよい地域社会づくりを進め、夜間の歩行者の安全を図り、地域の防犯対策を支援するため、防犯灯維持管理事業において、防犯灯の設置や修繕等の維持管理を行っております。

平成26年には防犯灯LED化ESCO事業としまして、事業者と10年間の契約を結び、効率的かつ包括的な維持管理を行っており、事業実施の初年度には、既にLED化した約4100灯を除き、既存の蛍光灯式防犯灯約2万8600灯をLED化し、現在、市内全域のLED防犯灯設置数は約3万3500灯となっております。

本定例会に補正予算として計上しております防犯灯維持管理事業につきましては、昨冬の豪雪により防犯灯が破損したことで修繕件数が多くなり、当初予算に不足が見込まれましたことから、防犯灯の不点灯などの修繕対応のほか、防犯灯を設置し

ている劣化が進んだ柱の交換などを行うため、698万9000円の委託料を計上し御審議いただいております。

以上であります。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 10年以上たっていたから、そろそろ劣化だと思ったら、劣化ばかりじゃなくて、豪雪でということですね。いやいや大変だな。豪雪ばかりでなくて先ほど言ったようにLEDの寿命は、それぞれありますけれども、何万時間というので、そろそろ来ると思います。

10年間は大変安く済んだでしょうから、これからある意味、事業者も改修に入るでしょうから。この事業については、聞き取りの中で、いろいろ切れてから事業者にお願いをするということは、切れる玉数が多いと、取り替える期間が長くなると。それで、昨今、防犯灯が切れたり、夜の事件が増えてますので、頼んだのに、防犯灯が取り替えられていないで、暗闇で事件が起きたと。犯人は、防犯灯がなくて暗いからやりましたなんて言ったら、この事業でまた、個人賠償の話じゃないけれども、担当者がちゃんと仕事をしてやったのに、事業者がやっていなかつたというふうなのがないようにしていただきたいなと思います。

また、時々、市に損害を与えたというような話がいろんなところで出ています。これからきちっと仕事をしないと、ちょっと遅れたとなると、いろんな部分で監査請求されて、損害賠償請求も出てきますので、これについては、ぜひともできるだけ早く。聞くと、委託事業なので、多く切れれば、なかなかすぐにはぱっぱぱっといかないと。その点はきちっと町会長とも、取り替える時期はちゃんと教えてやってほしいなと思います。いつまでも耳でささやかれても、私も困るので、ぜひともよろしくお願ひします。

これに関しては、以上です——後でまたお呼びだてるかもしれません。

次に、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費についてお伺いをします。

今回の補正で財産管理費、公用車管理業務と庁舎等整備事業、これは、4月の総務企画常任委員協議会の資料で、市公用車におけるNHK受信料の未契約の分だと。放送法第64条からすると、私は契約が成立するまで別に金を払わなくてもいいんじゃないかと言ったら、今長野市でもめていて、いわゆる延滞金だってたら、2021年に延滞金の額を閣議決定しているということなので、多分長野市で、また職員と、いわゆるNHKともめているのか、ちょっとニュースで入りました。

聞いたら、きちっとやっているようですが、公用車の管理事務及び庁舎等整備事業の補正内容について御説明ください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 藤田委員の公用車管理事務及び庁舎等整備事業の補正予算の概要についての御質疑にお答えいたします。

まず、公用車管理事務につきましては、先ほど藤田委員からもありましたけれど

も、令和7年4月21日開催の総務企画常任委員協議会で報告させていただきました、一部の公用車に設置されておりますカーナビでテレビの受信が可能な状態にありながら、NHKの受信契約が締結されていなかった事案を受けまして、総務部管財課所管の26台分に係るNHKの受信料といたしまして、使用料及び賃借料に170万9000円を計上したものであります。

次に、庁舎等整備事業につきましては、昭和54年の柳川庁舎竣工時から設置されております、屋根や敷地内から集水した雨水等を排水するポンプ設備につきまして、点検時に老朽化による不良箇所が発見されましたことから、当該設備の更新に要する経費といたしまして、工事請負費に695万6400円を計上したものであります。

以上です。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございました。

先ほども言ったけれども、テレビを見なければ、テレビの金を払わなくてもいいんじやなくて——面倒くさいね。それでも、早く気づいて、NHKともきっちと話をして、正規にやっておりますので、これはこれでいいかと思います。

ただ、今、テレビ機能を——アンテナを外せばいいとかという、NHKとの協議も進んでいるって話なんだけれども、公用車は何かあったときには、やっぱり災害時の放送も必要です。危機管理課から、いろんな電話とか連絡先、いざとなれば通じなくなる、通信障害も出てくる可能性もあるので、そういう意味では、情報を得るために、公用車にやっぱり民放なり天気予報を見れるものがついていたほうがいいと思いますので、そこはこれから市としてどうするのか、経費が無駄だからって、企画部長から、アンテナを取ってしまって金を払わなくてもいいとしゃべるのか。そこは、なるたけ災害時に出動する車にはつけておいたほうが、私はいいと思いますので、ぜひとも御検討というか、この補正については——あと、庁舎の整備事業です。約700万円、配管もみんな入れれば、そうなるところだけれども。日頃の点検と日頃の整備をしていれば、ここまでいかなくとも——だと思います。

ポンプは日頃点検していれば、ベアリングは二、三千円出せば、蜆貝ポンプ場に持っていけばちゃんと直してくれるかと思いますの——今の方が直せるかどうか分からぬけれども。あと、さっき、梨の木清掃工場の話があったので、ちょっと余談ですが、中央公園の噴水のポンプ、梨の木にいっぱいポンプあるよ。もう中のポンプを取ってしまっているかどうかは分からぬけれども、いろんなポンプがいっぱいあるので、もう十何年も投げているけれども、ちょっと整備すれば使えるんじやないかなと思いながら聞いておりました。

ここについては、あと突っ込みどころがないので、終わりたいと思います。ありがとうございます。

次、8款土木費4項都市計画費4目公園費についてお伺いします。

公園管理事業について、この9月の補正予算278万円の概要についてお示しくだ

さい。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 藤田委員からの公園管理事業の9月補正予算の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、現在143か所の都市公園のほか、411か所の開発緑地、36か所の児童遊園を設置し管理しております。

これら都市公園等の安全で快適な利用環境を確保するため、遊具やあずまや、ベンチなど公園施設の点検、トイレや園内の清掃作業、降雪に備えた雪囲いや遊具の取り外し、遊具やあずまやなどの施設の雪下ろしなどの維持管理を行っております。

本定例会に補正予算として計上しております公園管理事業につきましては、昨冬の豪雪により発生した遊具や藤棚などの施設破損を優先的に修繕したため、当初予算に不足が見込まれましたことから、278万円の需用費——維持修繕料を計上し、御審議いただいているところであります。

今後におきましても、公園利用者が安全・安心に利用できるよう、公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

これも、遊具は雪で壊れたと。壊れた遊具は元に戻しましょうね。ある公園で、子どものばねついたこれ、2つが1個だけになってそのままです。ちっちゃい子どもが、1歳か2歳か3歳か、やっと歩いているのが、1個のばねのところで、お母さんと取り合いしているという楽しい風景が見られますけれども、ぜひとも、あるものは直していただきたいと。今回、まだ、雪で278万円といったら、遊具はもつと高いので、遊具の何が壊れたのか、これに関して、意見というか、お願いというか——したいと思います。公園愛護会の会長をしている立場から、ちょっとお願ひです。

最近は、樹木をばっさばっさと切って、何なんだろうと思っていたけれども、切るっていいことだなと思って。あちこちで木が倒れて、突然倒れてということで、樹木医の検査をして、手を抜くと職員がまたやられるので、気をつけていただきたいと思います。

都市公園の木の頭、背が高くなってきて、その頭——都市公園の木の高さ制限をしたほうが、私はいいと思います。いわゆる旧線路沿いのところの公園、ばかみたに高くなって、私は前に大野市民センターの周りから苦情を受けたけれども、毎年秋になれば、屋根に葉っぱがいって、掃除してと。いいでばな、環境よくて。冬の前に、無落雪屋根の穴を掃除すればいいでばな、それだけだべなと言ったら、それから電話をよこさなくなつたけれども、そういう意味で、都市公園も黙っていれば何ぼでも上に伸びるので、その前に頭を切つてくれれば、高枝ばさみだけで切れるぐらいだと。重機を使つたり、昇降機を使つたりして、切る経費がかから

ないので、ぜひとも、高さ制限を検討していただきたいなと思います。これは要望ですので、ごめんなさいね。

それでね、ちょっと関連して聞きたいんですが、どなたか一般質問の中で聞いた気もするんですが、いろんな木があるんだけれども、樹木を1本切るとなれば、大体どれぐらいお金が必要かというのは答えられるかな。お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 樹木の伐採経費についての御質疑にお答えいたします。

本市における、公園樹や街路樹の維持管理につきましては、樹木の健全な成長を促すことや景観・隣接地への配慮として剪定作業を行っていることのほか、公園の快適な環境と安全を確保するため、安全の確保が疑われる樹木などにつきましては、伐採作業を行っております。

樹木の1本を伐採する際にかかる経費につきまして、例えば、樹高約10メートルから15メートル、幹回り約150センチメートルの樹木を1本伐採するということで仮定いたしますと、伐採や廃材処分等に約9万円、高所作業車のリース代等に約8万円、合わせて約17万円の費用が見込まれるところであります。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 かかるね。1本だけならいいけれども、何十本も市内にあるので、そういう意味では、木も大事です。

私の管理する公園には、木はあるんだけれども、夏場は日陰にならない。その木が日陰になるところは、子どもたちが遊ぶ場所では全然ないので、木が欲しいなと思いますけれども、この経費についても、きっと計画性を持ってできれば、頭だけ切っておけば、安全性は多分高くなると思います。いつ、どこで木が倒れるか分からぬ。そういう意味では、全部の木に履歴をつけて、きちんと管理すればいいんでしようけれども、そこまでやっているかどうかは、ここでは聞かせん。ぜひとも、そういうふうにしていただきたいなということをお願いして、これについては終わります。ありがとうございます。

次、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、合併処理浄化槽設置促進事業についてお伺いをします。

最近、下水道料金が高くて、やめて合併処理浄化槽に切り替えるかなあと、ちょっと計算しました。うちは設置費用が100万円から150万円かかる。いわゆる合併処理浄化槽を入れると管理費がかかる。前は1年間、1万円でよかったんだけれども、多分今だと、月に二、三千円の管理費が必要になってくると。年間2回、いわゆるくみ取りをしなければならないでしょうから、多分3000円ぐらいかかるなど。そうすると、取り替えるのは無意味だなと思っています。

この前、新聞に、水道料金を値上げしなければ駄目だという主幹さんの記事がありました。私は値上げしてほしくないけれども、上げなければいけないのであれば、安いうちに上げて、たまってたまって、もうどうにもならなくなつてから上げられ

れば、月に 1000 円も 2000 円にもなるので、ぜひとも、そこはよろしくお願ひして——ちょっと、ずれそうになったので、この合併処理浄化槽の 9 月補正の概要をお示しください。お願ひします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の概要についての御質疑にお答えいたします。

青森市合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、生活排水による公共用海域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、くみ取便所、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換設置する者に対して設置費用の一部について補助を行っているものあります。

補助対象地域につきましては、公共下水道が整備済み、または計画されている区域及び牛館地区や諏訪沢地区などの農業集落排水が整備された区域を除いた区域について、補助対象地域としております。

また、公共下水道の整備方針の見直しによって、計画の対象外になりました浅虫地区、油川地区及び新城地区などの一部の区域について、指定区域と定めて補助金額増額の対象地域としております。

補助対象者は、新築を除く主に住居に用いる建物であって、くみ取便所、または単独処理浄化槽から処理対象人数 10 人以下の合併処理浄化槽に転換設置を行う者としており、指定区域については建て替えによる新築を行う者も対象に補助を行っております。

令和 7 年度の当該補助金の上限額は、浄化槽の人槽の区分に応じて、5 人槽で 39 万円、指定区域では 45 万 8000 円、7 人槽で 47 万 4000 円、指定区域では 55 万 8000 円、10 人槽で 66 万円、指定区域では 77 万 2000 円となっております。

補助金の件数につきましては、過去 5 年間の実績として、5 人槽が 24 基、うち指定区域が 13 基、7 人槽が 20 基、うち指定区域が 12 基、10 人槽の実績はございません。

当該補助金の財源といたしまして、国の循環型社会形成推進交付金を活用しております、過年度に実績よりも余分に交付された交付金の返還を生じたため、本定例会におきまして、合併処理浄化槽設置促進事業における返還金 135 万 5000 円を補正予算案として計上し、御審議いただいているところであります。

当該補助金の利活用促進のため、令和 7 年度は広報あおもり 4 月号及び 8 月号、そのほか市ホームページにおいて周知を行っており、水環境の改善に有利な合併処理浄化槽の転換設置を推し進めてまいります。

先ほど、返還金のところで 135 万 5000 円と申し述べましたが、正しくは 135 万 4000 円の間違いであります。訂正しておわび申し上げます。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 合併処理浄化槽に切り替えたやつの補助金の額だと思いましたが、これは返還金だと。

そうすれば、これはすぐには出てこないかも分からぬけれども、当初想定されたこの件数というのは、すぐ出てくるかな。水道部は見直しをして、新たな指定区域に対して、ホームページを見たら、5人槽で45万8000円と。大体80万円から120万円なので、半分が助成されると。そういう意味では、活用して、もっともっと宣伝をして、転換させたらいいんじゃないかと。

新たに下水道の区割り見直しで、見直し前は補助金を出せ出せと。まだまだ来る予定がないんだから、補助金を出してくれたら——まあ、今度はこういうふうに補助金を出せるわけですので、今、答弁を聞いて、いっぱい聞きたいところあるけれども、時間がないので、ちょっとと言うだけにします。

もともと、この指定区域は見直しによって対象区域が増えたので、できれば、これからやるんじゃなくて、圧縮機つけた分も、何ばかでも補助金を出してやれば——まあ、つけてしまっているやつはいいか——切り替えをもっと進めていただきたいなと思います。例えば、指定区域、今の見直しによって、どれぐらいの世帯がまだされていなくて、今後どれだけを目指すために、来年度どれだけの予算を組みますという、そこまで答弁を求めたいところだけれども、こここのところについては、これ以上やると怒られますので、やめたいと思いますが、ぜひとも合併処理浄化槽は、下水道料金に加わらないので、ただ、管理費がかかる。それからプロワーの電気代がかかる。だけれども、こっちのほうが安いと私は思います。そういう意味では見直しされた区域の方はラッキーではないかなと思っております。

私は、ちょうどこの前、一般質問でも言いましたけれども、柳川ポンプ場と新田浄化センターの区域にあって、今度は下水道が入るなと喜んだら、藤田議員、すみませんと。事業費の見通しが立っていなくて、しばらく来ませんと言われたから、プロワーを買い替えました。そうしたら次の年、予算つきましたとしゃべられて、頭にきてまって、新しいプロワーを捨てて下水道をくっつけましたので、あのときは本当に頭にきたので、金返せと損害賠償したいところでした。これはこれでありがとうございました。

今後とも、合併処理浄化槽に切り替える促進をしていただきたいなと思います。こういうのをくり返さないでいただきたいなと思います。

最後に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、最低賃金引上げに伴う補正予算について、ちょっとお伺いします。

これまで指定管理料に関わって、最低賃金が上がれば、この話をしてきました。多分、答弁はそうそう変わるものでないだろうけれども、これまでの答弁から想定すると、間もなくあと1年後には指定管理契約が切れるというのは、任期が近い業者ほど、今回の1000円を超える最低賃金引上げは想定をしていなかったと思います。

そういう意味で、最低賃金引上げに伴う指定管理料の見直しについて、改めて市の考え方をお伺いします。お願ひします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 藤田委員からの最低賃金引上げへの対応についての御質疑にお答えいたします。

本市の指定管理者制度におきましては、募集の段階で施設を管理運営するための人件費や委託料、賃借料や消耗品費などを基に、指定管理期間において必要となる経費の総額を指定管理料基準額として提示しております。

この指定管理料基準額に対し、指定管理者が5年間の指定管理期間に必要となる、物価や賃金水準等の変動も想定した様々な経費を指定管理料として積算して応募しているものと認識しております。指定管理期間中の指定管理料の変更は原則行わないこととしております。

なお、指定管理者と締結する指定管理施設の管理業務に関する協定書において、業務実施に伴う責任分担を定めており、施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関するものについては協議の対象としておりますことから、最低賃金引上げにより、指定管理料の増額が必要との申出があった場合には、指定管理業務における収支状況など、個々の施設の現状を踏まえながら対応しているところであります。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 同じ答弁をさせて、答弁書を作るほうも楽でしょうけれども、やっぱり、考え方を変えないと私は駄目だと思っているので、あえて言いますけれども、給与・賃金は——あ、最低賃金が高いとこもあるのか——最低賃金が上がったら、その分は上昇率として、その都度その都度上げるべきだという。これはなじまないかも分からぬけれども、よく燃料費とか光熱費は指定管理のところで精算項目として区分しているところがあります。そういう意味では、市役所って親方なので、請け負うほうは、なかなかしゃべりにくいと思うのね。そういう意味では、いろんな場面で市の皆さんから関係者に声掛けをしていただけます。

この指定管理についても、指定管理をしている業者に対して、どうですかと、苦しくありませんかと言われても、何も楽だとしゃべる人はいないんだろうけれども、声をかける。本当に市役所の人は——私はいろんな手續で忙しくて。そうすれば、あと1週間で締切りですので、必ず出してくださいって。本当に、やんなかつたよ、忘れてて書類のずっと下のやつをひっくり返して出すという、そういう、本当に心強いというか、心がけというか、大変そういう意味での指導が行き届いているんだと思います。

いろんな意味で、やっぱり指定管理者に寄り添って、今回の上げ幅はちょっと半端でないよ。政府で今、政治をやっている人たちは——中心の人たちは、地方の物価高騰対策はどうでもいいんだ。今は、総理、総裁、そっちばっかりで、地元の業

者から、今回はいわゆる交付金が1億円しか来ないからどうにもならないけれども、先ほど、どなたかが言っておりました。中小事業者が泣いている、早く何か対策してくれと。そういう意味では、明日でもいいので早く総裁選をやって決めて、いろんなことを決めてほしいなと思います。

今できることは、市としては、指定管理者に寄り添って、ぜひとも、この想定を超える——私はまだまだ1000円を超えるとは思っていなかつたけれども——想定を超える最低賃金で指定管理者は大変でしょうから、声をかけてくださいということをお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、瀧谷洋子委員。

○瀧谷洋子委員 自民クラブ、瀧谷でございます。

初めに、ふるさと納税について質疑をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、お伺いいたします。

新たな寄附受付ポータルサイトとして、三越伊勢丹を選んだ理由をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 瀧谷委員のポータルサイトについての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成24年度から青森市ふるさと応援寄附制度を実施し、寄附金申込書による寄附の受付を開始しました。

また、平成26年度からは、本市の魅力のPR及びより多くの皆様に寄附先として本市をお選びいただける機会を増やすため、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスでの寄附の受付を開始し、以降、令和元年度には、さとふるを、令和3年度には、ふるなび、楽天、ANAを、令和4年度にはau PAY、セゾンを、令和5年度にはJAL、「JRE MALL」を、令和6年度にはヤフーのポータルサイトを追加し、計10のポータルサイトによる寄附の申込みを受け付けております。

さらに、今年度は、青森市を応援していただく皆様のさらなる寄附機会の拡大と魅力ある返礼品のブランド化を図るため、去る8月に三越伊勢丹のポータルサイトを新たに追加いたしました。

三越伊勢丹の特徴は、返礼品における在庫管理から受発注、配送管理、問合せ対応までの一連の業務を株式会社仙台三越が行うことにより、安心感と信頼性があること、寄附上限額が高い百貨店顧客にアピールできること、百貨店バイヤーによる魅力的な返礼品の企画・調達ができ、返礼品の高付加価値化及び販路拡大を図ることができること、百貨店独自のネットワークを活用した高いPR効果が期待できることなど、本市の今後のふるさと納税の戦略に合致することから導入したものであります。

以上です。

○木下靖委員長 濵谷委員。

○濵谷洋子委員 御答弁にありましたように、百貨店バイヤーによる魅力的な返礼品の企画・調達ができ、販路拡大を図ることができることというふうにありましたが、実際そのバイヤーは浪岡地区のリンゴ畑を視察しに行きました、どういった商品を返礼品にしたらいいのかというようなことを見て歩いてるのも伺っております。

ただ、市民の方からは、以前、部長にも御相談させていただきましたが、Amazonを自分で使っているような方々は、Amazonというサイトであると応援寄附制度を考えてはいないんですかということも、私、聞かれたこともありますので、状況に応じて、そういうのも取り入れてみるのも一つではないかなというふうに思っております。

次に、「市長におまかせ」でいただいた寄附は、どの応援していただきたい事業に使うのかお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 市長におまかせ枠の使途についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度から新たに応援していただきたい事業として設定いたしました、「市長におまかせ」枠の使途につきましては、現時点では決まっているものではありませんが、青森市総合計画基本構想に掲げた将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向けた、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」の3つの基本政策に資する取組に活用することを基本としつつ、具体的な活用事業につきましては、毎年度の当初予算編成過程において決定してまいります。

○木下靖委員長 濵谷委員。

○濱谷洋子委員 ありがとうございました。

まだ、現時点では決まっていないということでしたが、私は、11月から最低賃金が上がることによって事業者の経営圧迫が懸念されてくると思います。

ぜひ来年度、皆さんの寄附をいただいた有効活用の一つとして、市内経済の中小企業または小規模事業者の下支えとなるような支援を考えて使っていただきたいなというふうに思います。

この項については終わります。

次に、緑化維持管理事業についてお伺いいたします。

8款土木費6項緑花費1目緑花費に関連して質疑をさせていただきます。

緑花維持管理事業の9月補正予算の概要をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 濱谷委員からの緑花維持管理事業の9月補正予算の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市における公園樹や街路樹等の維持管理につきましては、樹木の健全な成長を促すことや、景観への配慮として、樹形を整えること等を目的に剪定等を実施して

いるものであります。

また、公園の快適な環境と安全を確保するため、春の公園開設時においては、目視による樹木点検を行い、安全の確保が疑われる樹木につきましては、伐採などの対応を行うとともに、巡回パトロールの際に、枯れ枝や枯れ木を発見した場合には、速やかに枝の除却や伐採等を行っているところであります。

本定例会に補正予算として計上しております緑花維持管理事業につきましては、昨冬の豪雪により発生した倒木や枝折れ被害に優先的に対応したため、当初予算に不足が見込まれましたことから、215万2000円の委託料を計上し、御審議いただいているところであります。

今後におきましても、公園利用者が安全・安心に利用できますよう、樹木の適正な維持管理に努めてまいります。

○木下靖委員長 濵谷委員。

○濵谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

これに対して再質疑は行いませんが、まず街路樹等の維持管理の中で、御答弁にもありましたように、枯れ枝や枯れ木を発見した場合には速やかに除去、伐採等を行っているということでしたが、各造園事業者は枝を伐採するのに、皆さん資格を取りにわざわざ行っていると思いますが、これを職員の方々が危ないと感じたときに伐採するのであれば、やはり講師を呼んで、きちんと枝を伐採する技術を学んだりなど、ただ切るだけでは、全てを取り除いてしまうのはいいですけれども、ある程度危ないところだけを切り除いて、あの木はそのまま放置となれば、細い枝が今後成長してきたときに、それが危なかったりというふうになる場合もあるううなので、そのところをよく気をつけながら伐採を行っていただきたいと思います。

この項に関しては終わります。

最後に、非常備消防費についてお伺いいたします。5款消防費2項青森市消防団運営費1目非常備消防費に関連して質疑をさせていただきます。

非常備消防費の補正予算の内容をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 濱谷委員の非常備消防費の補正予算の内容についての御質疑にお答えいたします。

非常備消防費は、青森市消防団の団員報酬や活動時の手当のほか、消防団活動に必要な資機材及び車両等の購入費並びに機械器具置場等の施設整備に要する費用等となっております。

本定例会におきまして、御審議をいただいております非常備消防費の補正予算案につきましては、2102万2000円を増額しようとするものであります。

その主な内容といたしましては、青森消防団第6分団が管理いたします造道地区の機械器具置場等の移転・建て替えに伴います建設事業費等で3911万8000円の増額、青森地域広域事務組合消防本部の令和6年度決算剰余金のうち、非常備消防分

等で 1809 万 6000 円の減額となっておりまして、その差引き額が補正予算額となつてきているものであります。

以上です。

○木下靖委員長 濵谷委員。

○濵谷洋子委員 ありがとうございました。

約 1800 万円の減額となっておりましたが、非常備消防の今現在使用している制服であったり銀色の防火スーツと言うんですか、ああいうのが大体劣化し始めてきて、もう、うん十年と使っているそうで、穴が空いたら、その部分を継ぎはぎしたりなど、皆さん工夫をしながら、今現在も使っているそうです。

特に冬の観閲式のときなどに、本団の方々はコートを着用しますが、そのコートも年代物なので、かなりサイズが合わなかったりだとか、劣化しているというふうなことも伺っておりました。

約 1300 人——青森市に今登録をいただいている消防団の方々が、この約 1800 万円の減額をしないでも、新しいものが着れたり、新しい機械を取り入れたり、消防団のためになるような使い方を今後検討してほしいなというふうに思います。

以上で私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 本日の委員会はここまで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

## 午後 4 時14分散会

## 2日目 令和7年9月18日（木曜日）午前10時開議

○木下靖委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願ひいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の天内慎也です。

それでは、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費に関連して、浪岡川の治水対策についてお聞きします。

浪岡病院辺りの浪岡川沿いに住んでいる90歳過ぎの女性から連絡がありまして、最近また川の中の雑木が伸びてきて、大雨のときの氾濫が怖いと。死んでも死に切れないと声がありました。少し言い過ぎではないかとも思いましたけれども、その方の気持ちを真剣に受け止めまして、早速都市整備課に伝えたら、すぐ目立つところは伐採してくれました。すぐに対応していただきまして、ありがとうございます。

それでは、質疑します。

台風等の災害時に浪岡川の水位上昇を防止するため、河川内の雑木伐採を県に要望すべきと思うがどうか示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員からの浪岡川の治水対策についての御質疑にお答えいたします。

浪岡川は、浪岡地区の中心部を流れる一級河川岩木川水系の河川であり、雑木の伐採等、河川に係る管理につきましては青森県が行っております。

近年の気象変動により全国的に局地的な集中豪雨が多発する中、浪岡川におきましても大雨による急激な水位の上昇が発生しておりますことから、市では、浪岡川の流水機能を確保するため、毎年度県に対し要望を実施しております。

県では、本市からの要望や河川状況を踏まえ、適宜対応してきたところであり、今年度は浪岡城跡案内所付近の揚子橋から上流部の延長約1キロメートルの河床掘削及び雑木の伐採を行ったところです。

市では、県の令和8年度予算要求に向け、去る9月8日に大釧迦川合流点から中世の館付近の川原町橋までの延長約1.5キロメートルの河床掘削及び雑木の伐採について県に要望したところですが、今後におきましても浪岡川の流水機能が確保されるよう、引き続き県に対し要望してまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 県に要望したということですけれども、過去 10 年以上前ですから、平成 24 年、平成 25 年に 2 年連続の台風、大雨で浪岡川の堤防から水が越えて、一部床下や床上浸水があり、被害がありました。

そのことも一般質問でも 2 回ほど取り上げましたが、私だけじゃなくて各方面の皆さんのが騒いで、要望がありまして、翌年の平成 26 年に一部ですけれども、土砂のしゅんせつ——雑木処理をやっていただいたということで、すぐ県は動いたということがありました。

今回は、9 月 8 日に県に要望したということで、延長 1.5 キロメートルですから、浪岡の町なかの川——こう、やっていくということなので、昔やったときは、確か 2 年から 3 年ぐらいに分けてやったという記憶がありますけれども、前回のような、すぐ来年から手をつけてもらえるように、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費に関連して、学校施設についてお聞きします。

浪岡北小学校の屋根さび改修工事について令和 6 年に設計を行い、今年、令和 7 年に工事を行うというふうに聞いていました。現在は足場が設置されている状況です。

質疑します。

浪岡北小学校の校舎と屋内運動場の屋根改修工事の進捗状況を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 天内委員からの浪岡北小学校の屋根改修工事の進捗状況に関する御質疑にお答えいたします。

浪岡北小学校の校舎及び屋内運動場の屋根改修工事につきましては、老朽化により生じたさびが広範囲に及んできたことから、新たな金属製の屋根を重ねて張るカバー工法を採用しており、施設の規模が大きいことから校舎棟及び屋内運動場棟を 2 工区に分割し、令和 7 年度から工事を実施しております。

今年度は 1 工区である校舎棟の屋根改修工事を実施しており、本年 6 月に 1 億 2811 万 7000 円で契約を締結したところであり、令和 8 年 1 月までの工期しております。

また、第 2 工区となる屋内運動場棟につきましては、限られた予算の中で適切に実施していく必要がありますことから、今後も緊急度や優先度及び予算の状況を見極めながら対応していくこととしております。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 北小学校の屋根のさびは二、三年ぐらい前には、かなり取り上げました。住民の方々からも、さびがひどいということでありましたが、早くさびがない屋根になることと、あと、令和 8 年度からは屋内運動場をやるということでし

たが、体育館は雨漏りもしていましたので、そこもいい仕事をして、早く直していただければなと思います。

やり方は、今のトタンの上にトタンをかぶせるカバー工法ということで、屋根の下地が確認できない工事になるわけですけれども、だから、予定外の修繕が見つかるとかにはならないのかもしれません、一応確認もします。

屋根の部分も含めてお聞きしますけれども、予定外の修繕が必要な箇所が発生していないのか示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 今年度、浪岡北小で発生した主な修繕要望に関する御質疑にお答えいたします。

浪岡北小学校で令和7年度に発生した主な修繕要望は、地下ピットの排水管からの漏水、校舎用及び体育館用ボイラーの不調、体育館地下ピット排水ポンプの不調などとなっておりますが、このうち地下ピットの排水管からの漏水につきましては対応済みとなっております。

ボイラーやポンプの不調につきましては状況確認・調査を踏まえ、引き続き緊急度や優先度、予算の状況を見極めながら対応していくこととしております。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 南小学校と同じで校舎が——学校が大きいので2か年ということですけれども、早く雨漏りもなく、さびもない、子どもたちが安心して勉強ができる環境を要望したいと思います。

これは終わります。

次に、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費に関連して、ごみ捨てのマナーについて質疑します。

地域の清掃活動として、私自身はこれまで町内会の春の一斎清掃には、町内会の一人として参加してきましたが、今年から町内会の役員の一員になりました、地域全体を管理する立場となりました。

お盆前に、墓地に行く市道の歩道が草がぼうぼうで、都市整備課に草を刈ってもらいました。現場を確認しに行くと、ごみ——小さい袋に缶酎ハイとか弁当のからとか、そういうのがいっぱい落ちていて、役員と私と2人で、ごみ袋を持って30分ぐらいで終わるんですねえべかなということでやったんですけども、結局のところ2時間かかって、5つぐらいのごみ袋が満杯になってしまいました。

ここは、東北自動車道浪岡インターチェンジから降りて、大釧迦工業団地のほうに行く道路ですね。コンビニもありまして、人通りは少ないんですけども、車は多く通る、主にトラックが通りますね。そういう条件もあるかもしれません、私自身、本当にびっくりしたんですよ——ごみのポイ捨てについて。人のマナー、モラルはどこさいってしまったんだべかというふうな衝撃を受けたというか、初めてやったからかも分かりませんが、そういうふうに思いました。

ということで、質疑に入ります。

ごみのポイ捨てに対する未然防止策について示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 天内委員からのごみのポイ捨てについての御質疑にお答えいたします。

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第5項では、何人も公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならないと規定しており、全ての市民に公共の場所の清潔の保持を義務づけております。

このため、市では、青森市ごみ問題対策市民会議と連携し、4月から10月までの毎月1回、市民の参加を募り、公園や歩道等をボランティア清掃する市民一掃きデーを実施しているほか、今年度からは、ボランティア清掃を実施する市民の方にごみ袋を配付する事業を開始し、公共の場所のごみを片づけてきれいにするとともに、みだりにごみを捨てない気運の醸成を図っているところです。

また、市が管理する道路敷地のごみ等につきましては、道路パトロールのほか、市民や関係機関等から通報を受けた際には、状況に応じてごみ等を除去するよう努めるとともに、頻繁に不法投棄が発生している町会等からの要請に応じまして警告用の看板を設置するなど、ごみのポイ捨て防止を呼びかけているところであります。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 部長の答弁にもありましたけれども、私も調べましたが、青森市では条例があるということ。あと、青森市ごみ問題対策市民会議というのがあるということで、私のほうにも参加できませんかという通知が来ますが、なかなか参加できていませんが、今後、できれば参加したいというふうに思っております。

一番大事なのは、条例も大事ですけれども、やっぱり人としてマナーを守ること、モラルを守ることが根本にあると、一番大事だということが、ますあると思います。

そこで質疑します。

ごみのポイ捨てに対する未然防止策について、市民への周知方法を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ごみのポイ捨て防止策の周知方法についてであります、本市では、ごみのポイ捨て防止につきまして広報あおもりや青森市ごみ問題対策市民会議が発行する広報誌「会報せいそう」を活用し、周知に努めているほか、毎年市内の小学校4年生を対象に配布しておりますジュニア版ごみハンドブックなどを通じて、全ての市民に公共の場所の清潔の保持を義務づけている青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の周知を図っているところであります。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 いろんなやり方をして、市民にごみ捨ては駄目だという、そういうことを知らせていかなければならぬと思います。

また地域の話になりますけども、高速のインターチェンジを降りて、すぐ県道にぶつかりますけれども、そこの県道のところに五、六年前にポイ捨て防止のための看板が——カメラがあるよという看板が設置されたことがありました。私はそのカメラ——私はダミーでないかなと思ったんですけども、そこは分かりませんけれども。しばらくしたら看板は撤去されましたが、それ以降ポイ捨ては目立たなくなりました。

だから、このことも未然防止策にはなるのかなと思うんですけども、地元の人間としては、ここに捨てることは駄目だとなつたから、私がごみを拾つたところに捨てたのかなとか、いろいろ考えさせられるんですよ。イタチごっこというか。そういうこともあるのかなというふうに思つておりました。

私自身、今回深く考えてしまいましたけれども、何でごみを捨てるのかということで、小さいときから家庭や地域や学校、それぞれがマナーやモラルについて教えてもらひながら成長をしていくと。大人になっていくわけですけれども。

そこで、聞くんですが、学校が原因だろうという意味で聞くのではなくて、学校ではどのように学んでいるのか、モラル向上に向けた取組を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 ごみのポイ捨てに関するモラル向上の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

市内各小・中学校では、あらゆる教育活動を通して社会人としての望ましいマナーや規範意識の向上に向けた取組を行つております。

具体的には、中学校1年生の特別の教科道徳においては、ごみに関する問題を解決するために大切なことを扱い、ごみのポイ捨てが他人を不快にし、社会問題に発展することもあること、小学校4年生の社会科においては、ごみ処理等に多額の税金が使われていることに触れ、ごみ処理の仕組みやごみを減らすための取組が大切であることなどを学んでおります。

また、市内全小・中学校の児童・生徒が一齊にボランティアに取り組む「あおもりボランティアDAY」において、例えば、千刈小学校では、奥羽本線沿いにポイ捨てされたごみが多く目につくという児童の声から、全校児童が清掃活動を企画・実践したこと、北中学校区では、地域の方々が通勤や通学で利用する駅舎やホーム、周辺道路を気持ちよく使えるよう、PTAや町会など地域の方々と一緒に取り組む清掃活動を小・中学生が合同で企画・実践したことなど、活動を通して、児童・生徒は地域社会に貢献する中で自らの規範意識を高めております。

さらに、PTA連合会、小・中学校長会、教育委員会が合同で策定した、子どもの健やかな成長と笑顔支えるための7か条の第4条に示されている子どもに社会のルールや正しい生活習慣を教えることが、教育の原点である家庭でも行われるよう

協力を依頼しているところであります。

教育委員会では、児童・生徒のモラル向上に向けて、身近な大人がモデルとなり、学校だけではなく、家庭・地域が一体となって取り組むことが大切であると考えており、引き続き、持続可能な社会の担い手の育成に努めてまいります。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、答弁にありましたけれども、幼少期——小学校、中学校のこうした教育、あとボランティア活動ということで、ごみ捨ては駄目なんだよということを教えているということでした。あと、最後は大人がモデルになるということも大事だということでした。

私も今回、自分で問題意識を持って質疑しますけれども、自分では、はつきりとした答えにまだ結びついていません。これはやっぱり人のモラル、マナーに対する考え方というのは、幼少期はよくても大人になるにつれて変わってくる人もいますよね。そうすれば、そういった人もなかなか簡単に人の意識というものを変えることは難しいと私は思っております。

ですから、そういった中でも、市は未然防止策と周知徹底に今後も取り組んでいただきたいと思っていますし、私も今回役員になったのは、まだ今年が初めてですけれども、自分の町内会の中でも努力をして、今回拾った道路——ポイ捨てしている道路をきれいにする取組を清掃活動に力を入れるということと、あと、継続していくことで、多分、いつか捨てている人にも目につければ、心が変わるのでないかということを粘り強く町内会としても行っていきたいと思っています。

以上で終わります。

○木下靖委員長 次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブ、柿崎孝治です。

8款土木費4項都市計画費5目都市計画総務費に関連して、ねぶたん号についてお伺いいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」。赤い小型バス、かわいいねぶたんの絵がラッピングされていると利用者からも評判のようです。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症に移行しました。それ以前は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその防止対策等に伴う旅行需要の低迷により、本市においても観光客が減少していました。

コロナ禍の終了、5類感染症移行に伴い、国内外における旅行需要の回復等により、徐々に観光客が増え始め、最近では、青森駅やベイエリアが観光客でにぎわっていることを確認でき、本市への観光客が増加していると感じています。

観光客が増えると人気スポットである三内丸山遺跡、県立美術館など観光施設と新青森駅や青森駅などをつないでいる青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の利用者も増加し、過去には繁忙期において、観光客の増加により、ねぶたん号が

混雑し、乗り残しが発生したと聞いたこともあります。

さて、青森市内の観光客は9月に入ってからも減少せず、増えているように感じています。週末は青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」も混み合っています。今後、秋の観光シーズンに入り、個人の観光客の増加が続くと思われます。

そこでお伺いいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の令和6年度利用実績をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 柿崎委員からの青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の令和6年度利用実績についての御質疑にお答えいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」は、新青森駅、青森駅及びフェリーターミナルなど、市内の主要交通拠点並びに三内丸山遺跡や青森県立美術館など観光施設を結び、主に本市を訪れる観光客の二次交通として運行しております。

運行ルートにつきましては、これまで利用状況等を勘案して見直しを行っており、現在は青森駅西口及び新青森駅東口をそれぞれ発着地とする2系統の循環ルートであり、当該運行ルートにつきましては、令和6年4月1日から運行しております。

令和6年度の利用者数につきましては、10万2355人となっており、令和5年度の利用者数10万1013人と比べ1342人の増となっております。

令和6年度の利用者数が増加した要因といたしましては、令和5年度において大幅な観光需要の増加に伴い、約1400人の乗り残しがあったため、令和6年度につきましては、この乗り残し分を解消するための運行ダイヤや運行ルートなどの見直しを行ったためと考えられます。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

大幅な観光需要の増加に伴う令和5年度の乗り残しを踏まえ、令和6年度からはねぶたん号の運行ルートやダイヤ等の見直しを行うなどで対応したことが分かりました。

質疑いたします。

ねぶたん号の混雑日はどのような方法で予測しているのかをお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 ねぶたん号の混雑日の予測についての御質疑にお答えいたします。

年度当初のねぶたん号の運行計画策定時におきまして、あらかじめ乗客数の増加が見込まれます4月から9月までの土日・祝日、ゴールデンウイーク、夏の大人の休日俱楽部バス実施期間及び7月下旬から8月末までの夏休み期間の繁忙期につきましては、特定日として設定し、増便対応を行っております。

また、イベントの情報や過年度の利用実績等を踏まえまして、特定日以外で乗客

数の増加が見込まれます場合には、運行事業者とも協議の上、既存ダイヤに後続車を追加し、車両2台の同時運行により、乗り残しを防ぐ追走便対応を行っているところであります。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

4月から9月までの土曜日、日曜日、祝日、ゴールデンウイーク、夏の大人の休日俱楽部バス実施期間及び7月下旬から8月までの夏休み期間の繁忙期については特定日として設定し、増便対応を行っていることに理解をいたしました。

青森市に来る観光客が行きたい食のスポット、のつけ丼で人気の青森魚菜センターでも大人の休日俱楽部バスの期間中は予想できないほど来客があり、御飯とみそ汁は絶対品切れさせないことに心がけているそうです。集客が増加する日も研究されているようで、大人の休日俱楽部バスには特に着目しているそうです。

そこでお伺いいたします。

JR東日本の大人の休日俱楽部バスに伴う観光客の増加に対するねぶたん号の対応・対策は行っているのかお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 JR東日本の大人の休日俱楽部バスへのねぶたん号の対応等についての御質疑にお答えいたします。

JR東日本の企画乗車券であります大人の休日俱楽部バスのうち、夏の実施期間につきましては、ねぶたん号の利用が増加いたしますことから、ねぶたん号の小回りルートにおきまして、30分に1便の運行を行う特定日として設定し、増便対応を行っているところであります。

一方、昨年度の県立美術館でのジブリ展の開催など、突発的なねぶたん号の需要の増加が見込まれる場合などにつきましては、必要に応じて追走便による対応を行っているところであり、今後におきましても、観光客の増加等に伴うねぶたん号の需要を予測しながら、特定日の設定や追走便の対応について検討してまいります。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

大人の休日俱楽部バス、夏の実施期間については、ねぶたん号の利用が増加することを把握し、ねぶたん号の小回りルートにおいて30分に1便の運行を行う特定日として設定し、増便対応を行っていることを理解いたしました。

続いて、観光客の増加により、市の観光施設の来場客数も増加しています。

以前、8月2日の「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の1日当たりの入場者数が過去最高を更新したとの報道がありました。

そこでお伺いいたします。

本年4月から8月の「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の入館者数をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 ワ・ラッセの入館者数についての再質疑にお答えをいたします。

本年4月から8月までの実績は約35万人で、前年同期と比較し約2万6000人、率にして8%の増となっておりまして、平成23年の開館以来、過去最高を記録した昨年度を上回るペースで推移しております。

以上です。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

ワ・ラッセは、青森ねぶたという本市観光の中心的なコンテンツを青森駅前の抜群の立地で体験できる重要な施設です。今後もさらなる集客に向けた取組を期待いたします。

それから、ねぶたん号について要望を述べます。

青森駅の自由通路窓側にある、ねぶたん号のチラシ設置台のチラシは、観光客が多くなると日本語バージョン、外国語バージョンともかなりはけていますし、青森駅改札口前にあるねぶたん号を紹介している大型モニターを見ていて、観光客には乗車場所やルートが分かりやすくなっています。とても役に立っていることがうかがえます。

先日、決算特別委員会で工藤健委員が話されたねぶたん号、西口の停留所に貼られた県立美術館の休館日のお知らせの貼り紙が分からなかった件ですが、先週末14日ですが、トライアスロン開催のため、ねぶたん号の運行ルートの変更のお知らせの貼り紙が西口停留所案内の表記の一番下段に小さく貼られていました。

ポイントにはマーカーなどで引かれていましたが、観光客はほぼ見ないと感じました。当日は中段の真正面に貼らないと気がつかず、同様のことが発生すると思われますので、改善を検討していただきたいと思います。

ねぶたん号、私自身、乗車に至っておりませんが、年内には必ずAOPASSワンデーパスかツーデーパス、2系統の循環ルートを乗車してみます。

ワ・ラッセについても、観光客の皆さんのが何を見て、何に参加して、何に感動して喜ばれているのかを確認したいと思います。

これで、この項は終わります。

ありがとうございます。

続いて、10款教育費5項社会教育費5目森林博物館費に関連して、森林博物館改修事業についてお尋ねします。

青森市森林博物館は昭和57年——1982年、43年前に開館しています。建物は旧林野庁青森営林局ですが、博物館向けに改裝されていて、敷地内に森林鉄道保存館があります。館内には、森の生態系をパネルで紹介するコーナーをはじめ、木材加工技術、伝統的な林業用品、日本最初の森林鉄道を紹介、展示するコーナーが数多く存在しています。

当時の建築技術を考える上でも貴重な建物で、青森市の指定有形文化財になっています。

令和4年——2022年5月20日、林業遺産に認定され、令和5年——2023年には森林博物館マスコットキャラクターが誕生し、昨年4月からは青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」も停車しています。

青森市森林博物館は、昨年度からいろいろなイベントを行い、集客がアップされていることがうかがえます。それは、博物館でのSNSの発信、来館された方のSNSなどの発信などで感じることができます。イベントを開催している博物館敷地内にいる来館客の多さを車で通ったときも目に見えていました。

さて、森林博物館は経年劣化でかなり傷んだ箇所が確認されて、かねてから改修が望まれ、念願かなって、昨年度8月から、森林博物館の西側から改修工事を実施されました。

昨年は、改修工事が行われていた際、地域の皆さんはどうに改修されるか希望と不安が混じって見守っていたことを覚えていました。

質疑いたします。

今年度行われている森林博物館の第2期工事の概要についてお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 柿崎委員からの森林博物館改修工事の概要に関する御質疑にお答えいたします。

森林博物館は、明治41年に建設された本市を代表する貴重なルネッサンス風の木造建築であり、また、当時の建築技術を今に伝える貴重かつ優れた建築物として価値が高いものと認められることから、平成16年11月に青森市有形文化財に指定されたものであります。

森林博物館の維持管理に当たりましては、市指定文化財としての景観や文化的価値に配慮する必要がありますことから、建設後116年を以上経過した建物であり、経年劣化は避けられないことから、これまで優先順位をつけて順次修繕を実施してきたところであります。

しかしながら、森林博物館は明治期からの経年変化などによる腐食や劣化が著しく、雨漏りも生じたことから、森林博物館を西側・中央・東側の3つの工区に分割し、屋根のふき替え、外壁の一部交換や再塗装、窓の交換及び窓枠の再塗装等の改修工事を実施することとしたものであります。

改修工事の期間につきましては、腐食部分や劣化部分の調査、改修作業等を行いながら実施する必要があること、また、屋根及び窓の工法が高度な技術を要することから、工期を令和6年度から8年度の3期に分けて実施することとしたものであります。

今年度実施している第2期工事につきましては、本年5月から着工したところであり、現在は森林博物館中央部分の屋根のふき替え、外壁及び木製建具の塗装を行っ

ており、予定どおりに進んでおります。

今後につきましても、屋根・外壁・木製建具等の工事を進め、令和8年3月の完成を予定しているところです。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

本年度実施している第2期工事については、本年5月から着工してきたところであり、現在は森林博物館中央部分の屋根のふき替え、外壁及び木製建具の塗装を行っており、予定どおり進んでいることが分かりました。今後についても、材料費や人件費等の高騰にも対応され、令和8年3月の完成を目指してください。

足場など博物館を覆っています。改修作業で休業していると思われがちですが、森林博物館ではいろいろな対策をされ、入館者数を落とさないように、博物館の職員の皆さんのが努力されています。

そこでお尋ねいたします。

今年度実施したイベントと入館者数をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 森林博物館のイベントに関する再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年6月28日と29日の2日間、森林博物館では森博夏まつりの一環として、夏の工芸学校を、近隣のあおもり北のまほろば歴史館では開館10周年記念イベントの一環として、あおもり妖怪祭りを同時開催したところであります。

なお、森林博物館におきましては、昨年度は森博夏まつりの一環として、あおもり古書市を開催したところでありますが、今年度は子どもから大人まで楽しめるワークショップや雑貨の販売、飲食が楽しめる夏の工芸学校を開催したところです。

イベント2日間の入館者数につきましては、令和6年度が2202人であったのに対し、令和7年度は4769人となり、夏の工芸学校の開催が功を奏し、前年度に比べ2567人の増加となったものであります。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

広いしっかり整備された前庭もあり、イベント2日間の入館者数については2567人の増加で、博物館の客数アップの取組も功を奏したと思います。

それから、館内での状況をお尋ねします。

森林博物館の貸館等を利用したイベントなどについてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 森林博物館の貸館等を利用したイベントに関する再度の御質疑にお答えいたします。

森林博物館では、第1学習室、第2学習室、第3学習室の3室を貸室としており、令和6年度につきましては、コスプレーヤーによる撮影会のための着替え場所とし

て 12 回、その他民間団体等による森林セラピートラベル体験会や木工教室などとして利用されております。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

最近では、いろいろな博物館などでオリジナルグッズなどを販売しているようですが、森林博物館ではどのようなオリジナルグッズを販売しているのかをお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 森林博物館のオリジナルグッズに関する再度の御質疑にお答えいたします。

森林博物館では、オリジナルグッズとして令和 4 年 1 月から指定管理者の職員が森林博物館の建物をデザインしたクリアファイルを販売しているほか、指定管理者が関係業者から仕入れたヒバ石けんやヒバ湯なども販売しているところです。

○木下靖委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

意見と要望を申し上げます。

若い人たちに——主に高校生と大学生になりますが、森林博物館の利活用について意見を求めたところ、奇想天外な意見がありましたので皆様にお伝えいたします。

1 つに、建物が古い洋式の建物であり、前庭もありコスプレイヤーの聖地にしていただきたい。駄目ならコスプレの撮影会の場所として紹介していただきたい。撮影スポットとして隠れた聖地としての魅力がある。インスタ映えしそうな箇所、場所がたくさんある、2 つに、どこかの展示室を改装してカフェをやってほしい。落ちついた雰囲気で勉強や読書ができそうだ。その場合は、Wi-Fi の完備やスマホ、パソコンの充電もでもできるようにしてもらえば老若男女の集客ができるのではないか、私には思い浮かばないのですが、若い人たちがこのような 2 つの要望・意見があったことを理事者の皆さんにお伝えしておきます。

さて、第 2 期工事実施に当たって、昨年度に引き続き、今年度も博物館前に危険防止対策のバリケード、いわゆる囲いが施されています。昨年度もラッピングされた囲いを見て、博物館の沿革などが分かり、すばらしいと感じていました。

今年度の危険防止対策の囲いは、ずばり開港 400 年についてです。正面玄関付近には大きな、みなとまち・あおもり誕生 400 年記念ロゴマーク——このバッヂのマークですね、これが一面、多くとられています。

続いて、開港 400 年——まちづくり 400 年の説明をして、青森開港 400 年を記念して制作された大型のステンドグラス風のねぶた 3 枚が大きく貼られています。青森が誇る伝統文化、ねぶたと西洋のステンドグラスの美しさを融合させた、このモチーフは伝統を守りながらも新たな価値を創造していく青森の姿を象徴しています。ずばり森林博物館には適していると思います。ステンドグラス風のねぶたの実物は、

現在アスパム 13 階の有料展望所で見学できます。

それから、ラッピングバスや駅前アートギャラリー——今は展示終了していますが、このような大きなステンドグラス風のねぶたは迫力があり、すばらしいと感じました。このようにお金をかけ、迫力のあるステンドグラス風ねぶたは、多くの市民の皆さんに見ていただきため P R が必要と考えます。

9 月下旬には開港 400 年の大きなイベントがめじろ押しです。青森市森林博物館のイベントと一緒に P R し、併せて入館者数も増やしていければいいと思います。特にインバウンドのお客様を呼び込んでいただければ、私自身うれしいです。

現在、森林博物館では、令和 7 年度青森市森林博物館・青森県立郷土館共催展「鈴木正治・きのしごと」青森市出身の彫刻家、鈴木正治さんが手がけたユニークな彫刻作品の展示を 9 月 28 日まで開催していますので、もし皆さんお時間あつたら見学に訪れていただきたいと思います。

これで、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 創青会、木村淳司です。

まず、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費に関連して、子育てに関する手続のデジタル化の現状についてお伺いしたいと思います。

先日、東奥日報の記事で、青森県内の小・中学生が合計で 5 万人を割ったと報じられました。これは今後 10 年、15 年の間に働き手の減少が一層深刻化することを示しています。まさに青森市にとって存続できるかに直結する大きな問題です。

私は、少子化対策の一環として、子育て手続のデジタル化が非常に重要と考えております。オンラインによる届出や申請が可能となれば、市民がより便利に感じるだけでなく、市役所の業務効率化にもつながります。限られた人材で質の高い行政サービスを維持していくためにも積極的に進めていくべき施策と考えます。

そこでお伺いします。

出生届に関わる電子化の状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 木村委員の出生届のオンライン化についての御質疑にお答えいたします。

出生届は、戸籍法の規定により、出生の日から 14 日以内に、本籍地または届出人の所在地もしくは出生地の窓口で、届出することと規定されております。また、出生届は郵送することも可能となっております。

令和 6 年 8 月に戸籍法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、スマートフォン等で撮影した医師等が作成した出生証明書の画像を添付し、マイナポータルからオンラインで届出を行うことができるオンライン出生届の暫定的な対応が一部自治体で開始されております。

出生時の手続として必要な母子手帳への出生届出済証明への押印、乳幼児健康手帳の交付等については、オンライン出生届実施自治体では、郵送での対応や必要に応じて来庁してもらう等の対応を実施していると伺っております。

本市では、オンライン出生届出の暫定的な対応は実施しておりませんが、市民課総合窓口において、出生届出時にこれらの関係手続を完了できる運用を行っている状況にあります。

今後、国におきまして、全ての市区町村において出生届のオンライン化を可能とする本対応が予定されておりすることから、これに付随する手続のオンライン化等も含め、国の動向を注視してまいります。

以上です。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

国において、オンラインで出生届を提出することができるようとする対応が、全ての市町村でできるようになるということが予定されているということでした。また、一部の自治体では、実証実験として、医師が発行した出生証明書をマイナポータルに写真をアップロードして添付する仕組み、これを行っている自治体があるということでした。

そこで質疑いたします。

県内などでオンライン出生届を実施している自治体はあるのかお伺いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 オンライン出生届出の実施状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

出生届のオンライン化につきましては、青森県内で実施している市町村はありません。令和7年7月1日現在で東京都八王子市、福島県郡山市、福岡県福岡市など21の市町が実施しております。

以上です。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 出生届のオンライン化の実証実験は、全国21の自治体で実施されているということでした。

オンライン出生届が導入されたとしても、母子手帳への出生届出済証明の押印——判子を押してもらうものがあるんですね。それから、乳幼児健康手帳の交付といった手続は、依然として郵送対応や窓口での対応が必要になる場合があるということでした。このため出生届自体はオンラインで可能になったが、結局は市役所に行かざるを得ないという状況が先進自治体でも生じているということです——実証実験を行っている自治体ですね。

重要なのは、デジタル化を目的とすることではなく、市民が真に市役所に来なくても手続が完了する状態を実現することです。出生に関わる一連の手続全体を見直

し、来庁不要の流れを構築していく必要があると考えます。

また、総合窓口についても、現状では名称と異なり、市民が複数の窓口を回って同じ内容を何度も記入しなければならない運用となっていると思います。形式的に総合窓口を設けても市民は利便性の向上は実感できず、結局、市役所は不便なままという印象につながっていると思います。

クレジットカードの申込みや銀行口座の開設、保険の契約など、民間の多くはオンラインで完結する現代において、市役所への来庁は市民にとって大きな負担となっています。また、そのことが取り残され感を生んでいます。行政側が、半日あれば済むのだから来庁すればいいと考えている限り、市役所は社会の変化に対応できない機関とみなされてしまうと思います。

出生に関する手続について、続けて質疑いたします。

児童手当認定請求の電子申請時における口座情報の確認方法について、昨年の議会で質問しましたが、この現状についてお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。こども未来部長。

**○大久保綾子こども未来部長** 口座情報の確認方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和6年第4回市議会定例会一般質問での木村議員からの御要望を受けまして、本市では、児童手当認定請求の電子申請時における口座情報の確認方法について、他の自治体における状況を調査したほか、マイナポータルの申請管理操作マニュアル等の確認をいたしました。

その結果、市職員が自ら電子申請フォームをカスタマイズできることを把握したため、令和7年2月に口座情報の画像データを電子申請フォームにアップロードできるよう改善したところであります。このことにより、現在は口座情報の郵送は不要となり、オンラインで手続が完結できるようになっております。

**○木下靖委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 昨年の12月議会で要望したことが実現されたということで、子育てに関する手続、デジタル化が一歩進んだと思います。

また、実現するに当たって、いろいろな自治体にお聞きになったり、マニュアルを確認したりした結果、電子申請のカスタマイズが可能になった、分かったとのことでした。職員の方々が熱心に調べて実現してくださったこと、感謝したいと思います。また、これは非常によい前例になったのではないかなと思います。ほかにも不可能と思われていた手続でも、よく調べれば電子化できるものがあるかもしれません。

もうすぐ市役所内で生成AIの使用も可能になりますので、AIに相談しながら改善策をどんどん出して実行してほしいと思います。

今後も、電子申請の推進をどんどん進めていただきたいと要望します。

次に、この児童手当認定請求に関する電子申請フォームが可能になった後の電子

申請の実績についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 電子申請フォーム改善後の申請実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

児童手当認定請求に係る電子申請フォーム改善後の本年2月から本年8月末日までの電子申請の実績につきましては7件となっております。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 改善後の申請実績7件ということでした。

恐らくこれは、現状では、出生届自体が窓口に来庁しなければならないため、その流れで児童手当の手続も、併せて窓口で行っているという状況があると考えます。実際、出生届を出しますと、2階で児童手当の手続もお願いしますというふうに案内をされるということになっております。

つまり、児童手当単独でせっかくオンライン申請が可能になっていても、出生に関わる手続、一連の手続を全て来庁しなくてもできるという状態にしなければ、結果としては電子申請が十分に活用されていないという現状が見えてきます。このことからも明らかなように、出生届を含む関連手続を一体的にオンライン化し、市役所に来なくても完結できる仕組みを整えることが必要と考えます。

次に、母子健康手帳のデジタル化について、現在の国の進捗状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 母子健康手帳のデジタル化についての再度の御質疑にお答えいたします。

国におきましては、令和4年度から、こども家庭審議会成育医療等分科会及びデジタル行財政改革会議などにおきまして、デジタル化された母子健康手帳が最低限持つべき機能や母子の情報連携、母親以外の保護者との情報共有・管理の在り方、紙の母子健康手帳からの移行などの課題について議論が進められております。

また、令和5年度から妊婦健診、乳幼児健診などのデジタル化実証事業を実施し、同年12月には電子版母子健康手帳を活用し、スマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなどの母子保健DXを推進する方針が示されました。

さらに、令和6年6月にはデジタル行財政改革会議におきまして、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、令和6年度から課題と対応を整理した上で、令和7年度に電子版母子健康手帳ガイドライン等を発出し、令和8年度以降の普及につなげるとしております。

来年度以降につきましては、マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化や、電子版母子健康手帳の普及に向けた情報連携基盤を活用するための実証事業の実施などが予定されており、電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健DXの取組が進められることとされております。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 来年度以降、国において母子健康手帳のデジタル化が具体的に進められることになっているとのことでした。電子化自体は既に決まっている方向性であり、本市としてもそれを前提とした準備が必要だと考えます。

現在、妊婦や御家族が元気プラザに来所して、病院での診断結果などを示して母子健康手帳の交付を受けるという形になっています。また、その際に健診の受診券や出産・育児期のサポート内容について、保健師の方から丁寧な説明を受けるという流れになっています。これは非常に、大変、本当に心強い取組だと思います。

ただ、妊娠初期は体調不良があったり、また就労との両立が非常に——お仕事との両立が非常に難しい時期でもあり、手続のために再び休みを取って来庁することというのは、非常に心理的にも負担になっていると思います。

電子化により交付手続自体を来所不要とすることは、妊婦や御家族にとっても大きな利便性向上につながると考えます。また、母子健康手帳の交付と同時に配付している健診の受診券や各種案内資料など、現状で、紙で交付しているものについても、来なくて済む形を前提に整理していく必要があります。紙の書類は紛失リスクも高く、スマートフォンに集約できる仕組みのほうが時代に即していると考えます。

一方で、交付時に行われる保健師との面談やコミュニケーションは、妊娠・出産期の不安を和らげる大切な支援です。これについては家庭訪問や、地域の市民センターなどの相談対応といった別の仕組みでしっかりと担保していくことが望ましいと思います。

つまり、母子健康手帳の電子化は利便性のために進めつつ、対面のコミュニケーションによる支援は切り離して充実させる、こうした両輪で妊婦や御家族を支えていく仕組みを令和8年度以降の電子化開始を見据えて、今から取り組んでいただきたいと思います。

次に、産後ケア事業について、市民から産後ケア事業の申込み、電子化を望む声がありました、現在の状況についてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 産後ケア事業の電子申請の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、産後ケア利用者の利便性の向上を図るため、令和6年7月1日から産後ケア事業の申込みについて電子申請を開始いたしました。電子申請開始以降、令和7年8月31日までの申込みのあった149件中、約88%に当たる131件が電子申請での申込みとなっております。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 産後ケア事業、約88%が電子申請になっているということでした。

この取組については、青森市ホームページの市民の声にも電子化してほしいという要望が寄せられていたと記憶しています。それを実現していただいたことは、大

変よかったです。特に市民にとっては、最初に役所に電話をかけるという行為自体がすごく心理的なハードルになりやすいと思います。役所にいる側からは気づきにくい敷居の高さがあります。

その点、最初からフォームで気軽に申込みができるようになったことは市民にとって大きな利便性の向上であり、これは9割近くが電子申請を選んでいるということからも分かると思います。

このように電子化によって、最初の一歩を踏み出しやすくすることは市民サービスの改善に直結する好事例であり、非常に有意義な取組だと評価いたします。

ところで、産後ケア事業、申込みを電子化するに当たって実施要綱の改正などを行ったのか、また、電子化したことでの業務処理上のメリットについてお伺いします。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。こども未来部長。

**○大久保綾子こども未来部長** 電子化についての再度の御質疑にお答えいたします。

産後ケア事業は、青森市産後ケア事業実施要綱に基づき実施しており、当該要綱におきましては、申請の手段について特段規定していないことから、電子申請の開始に当たっては、要綱の改正は必要なかったものであります。

また、電子申請導入による業務処理上のメリットにつきましては、従来必要であった申請内容を管理台帳に手入力する作業が不要となったこと、利用者数や利用回数等の実績を正確かつ迅速に集計、管理できるようになったこと、これらの業務処理上のメリットに加えまして、産後ケアを利用したい方が、手軽に申込みができるようになるなど、利用者の利便性も向上したものと考えております。

**○木下靖委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 利用者の利便性が向上しただけでなく、保健所や元気プラザで対応されている職員の方の事務負担も軽減されたということは大きな成果だと評価いたします。また、電子化の導入が特段難しいものではなかったことも確認できましたので、今後は、最初から電子申請を前提とした仕組みを設計していくことが重要と考えます。

また、電子化によって職員の方が負担軽減になると、産後のケアといった人と人とのコミュニケーションに時間を割けるということで、電子化はある意味、人の温かさをしっかり市民に届けていくことにつながると考えます。

子育て関連のサービス、今後も様々な申込みや届出がありますが、今回の産後ケアと同様、基本を電子申請とし、窓口対応を例外とする発想に転換していただくことを強く求めたいと思います。

次に、令和6年第4回定例会の一般質問において、子ども医療費、医療証のマイナンバーカードと一体化をすることについて質問をいたしました。

その進捗状況は、国において、令和8年度以降に構築することとされていると。

マイナンバーカードで可能になるような仕組みを国において令和8年度以降に構築することとされているということになっておりました。

この進捗について、お伺いしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 子ども医療費助成等のオンライン資格確認についての御質疑にお答えいたします。

現在、国におきましては、法律規定及び地方単独の公費負担医療分野の受給者情報を、マイナンバーカードを用いて健康保険の被保険者情報と同時に使うオンライン資格確認について、令和8年度中の全国展開に向けて体制構築に関する検討が進められています。

これを踏まえ、本市では、子ども医療費助成等のオンライン資格確認の導入に当たって必要となるシステム改修について、令和7年度の国への補助申請を視野に入れ、昨年度、使用しております総合福祉システムの開発事業者に問合せをいたしました。

事業者からの回答は、システムエンジニアの人員不足により、総合福祉システムの標準準拠システムへの移行が、国が定める期限である令和7年度末の完了が困難となり、移行完了時期を1年延伸し、現在、人員を集中投入して作業している関係上、当該システム改修に人員を充てることは不可能とのことであり、令和7年度中の整備を断念したものであります。

マイナンバーカード1枚で医療機関の受診が可能となることは、受診者の利便性向上のみならず、自治体や医療機関等においても、事務の効率化などに資する取組であると考えておりますことから、総合福祉システムの標準準拠システムへの移行後、速やかに導入できるようシステム事業者と調整を図ってまいります。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 子ども医療費助成のオンライン資格確認、要するに紙の今、受給証で資格確認を行っているところを、マイナンバーカードを使って子どもの医療費が無償になる、公費負担の対象になるということを確認するシステムを、これに当たって必要になるシステム改修について、令和7年度の補助申請を視野に入れて問合せをしていただいたということで、ありがとうございました。

ただ、国のほうで総合システム標準化がちょっと遅れているということで、令和8年度以降になるということでした。ただ一方で、国の動向を踏まえれば、この一、二年でこれも実現するだろうという見込みです。したがって、本市においても、種別ごとに窓口の手続の流れを整備して、技術的に可能になった段階ですぐに移行できるように今から準備を進めていくことが重要だと考えます。

現状を見ても、例えば国保加入世帯の場合は出生届を出した際に、国民健康保険証の交付がその場で受けられますので、その保険証を持って子ども医療費の申込みに行くと、その場で——ちょっと時間はかかるんですけども、子ども医療費、医

療証がもらえるという形になります。

ただ、会社員の方で社会保険に加入されている世帯では、まず勤務先から保険証が出てから改めて窓口に行って医療証の手続をするということで、子どもを連れて再度窓口に来るということも必要になり、非常に大きな負担になっています。こうした課題を解消するためにも申請の電子化に加えて、医療証そのものの電子化を進める必要があると考えます。

国が進める、そういった基盤システムのようなもの、こうした仕組みが整備されれば、技術的には実現可能になるものと考えられますので、本市としても、技術的に可能になったらすぐ実施できる体制をあらかじめ整えておくよう積極的な取組をお願いしたいと思います。

以上でこの項は終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費に関連して、包括施設管理業務委託についてお伺いします。

最近、私はオカでんアリーナの柔・剣道場を利用する機会があります。しかし、排煙窓の開閉装置がほとんど壊れている上、雨漏りも発生している状況です。開館からおよそ20年が経過して、老朽化が進んでいると感じています。

また、先日とある小学校の体育館を学校開放施設として利用した際に、雨が降ってきたんですね。体育館なので安心だなと思って、子どもと一緒に遊んでいたんですけども、すると、屋根からぼたぼたと雨が滴り落ちてきました。驚いたのは、その体育館は雨漏りの修繕工事を行ったばかりだったということです。これは別の場所から雨が落ちてきたということなんですね。これは恐らく屋根全体の劣化が進行してしまって、部分修繕では対応し切れない状況にあるという状況だと思います。

こうした事例は、青森市が抱える公共施設の課題を象徴しているように思います。場当たり的な修繕にとどまり、根本的な解決に至らないまま老朽化が進行しているのが現状ではないでしょうか。お金がないから直せない、市民サービスの低下、これは青森市の今の現状を如実に物語っているのではないでしょうか。

今、青森市が直面する様々な課題は、人口減少に起因するものがほとんどです。例えば、労働人口がどんどん減り、今後数十年で半減するという事実はもはや変えようがありません。こうした状況の中で、今までと同じインフラを同じような手法で自治体が維持していくことはできません。これを直視して政策を考えいくことは、行政、政治として非常に大切なことだと考えます。大切なのは、効率化によってコストを抑えながら必要な施設の維持管理を途切れることなく続けていくことです。

現状、根本的に財源が不足しているのは、病院事業や除排雪などの運営が非効率であるため、ほかに回せる予算がカットされていることが原因だと考えます。除排雪や病院事業の立て直しについては今議会で質問・提案を行いました。

本日は、公共施設管理をいかに効率化していくか、その方法について、焦点を当

てて質疑・提案を行いたいと思います。

具体的には、類似する施設や業務をまとめて発注する包括施設管理業務委託についてです。例えば、エレベーターなどの法定点検を要する設備を一括で契約する方法などです。法定点検を要する設備については、設置されている限り、同じ種類の点検がどの施設でも発生するため、まとめて一括契約にしやすいものです。また、こうしてまとめることによって業務管理の面で同じ業務ですので、合理的ということになります。

こうした仕組みによって、管理費の削減とサービス水準の向上を同時に実現し、限られた予算を修繕やサービス維持に振り向けることができると言えます。この課題は、単に施設所管課の担当レベルに任せて完成するものではありません。最終的には市長・副市長のリーダーシップの下、全庁的に取り組むべきものだと考えます。

そこでまず、青森市において、まとめられる業務がどの程度存在するのか確認したいと思います。

令和6年度契約実績報告書に基づき、順番にお伺いします。

初めに、令和6年度青森市契約実績報告書のうち、空調機器に関する点検等の業務委託の契約実績をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 木村委員の空調機器に係る点検等業務委託の契約実績についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度青森市契約実績報告書に記載の委託契約のうち、空調機器に係る点検等業務委託の契約実績につきまして、契約件数は13件、総額は2397万760円、1件当たりの平均金額は184万3905円となっております。

以上です。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 13件あるということで、同じような業務が13件あるということだと思います。平均額が約184万円ということですが、この13件の契約のうち8件は50万円以下になっています。

契約額が20万円から30万円程度の場合には、見積り競争によって契約している場合もありました。見積りを作成すること自体は事業者にとって、かなりの手間になります。設計、算出した結果、受注ができるのであればいいんですけども、必ずそういうことになるわけではありません。

小規模な案件で、なおかつ人手不足の状況にある事業者にとって、これぐらい——見積り競争だったら、案件が小さいし、見積り競争の参加を見送るかなという判断になりかねません。その結果として、必要な点検が適切な時期に行えないおそれが生じます。

よって、契約をまとめて、ある程度の金額にすることは、規模のメリットによるコストダウンと同時に、人口減少による人手不足の中でも公共施設をしっかりと維持

していく体制づくりにつながります。

次に、自家用電気工作物の点検業務について確認します。

自家用電気工作物とは、学校や体育館、市民センターなど大きな建物に設置されている高圧で電気を受ける設備のことを指します。これらの設備は、言わば施設に電気を供給する心臓部に当たり、電気事業法に基づき専門の業者による点検が義務づけられています。点検を怠ると、感電事故や火災、停電による施設の使用停止といった重大な事故につながるおそれがあります。そのため、毎年必ず行わなければならぬ公共施設の安全・安心に直結する点検です。

そこでお伺いします。

令和6年度青森市契約実績報告書のうち、自家用電気工作物に係る点検等業務委託の契約実績をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 自家用電気工作物に係る点検等業務委託の契約実績についての再質疑にお答えいたします。

令和6年度青森市契約実績報告書に記載の委託契約のうち、自家用電気工作物に係る点検等業務委託の契約実績につきまして、契約件数は17件、総額は1834万2115円、1件当たりの平均金額は107万8948円となっております。

以上です。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 平均額が約107万円ということでしたが、全体17件のうち8件は25万円以下の契約となっています。また、点検に専門的な知識が、恐らく必要なので、この17件は3つの事業者で受注をしています。複数の契約をまとめることで効率化が図れると思います。

次に、令和6年度青森市契約実績報告書のうち、エレベーターに関わる点検等業務委託の契約実績をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 エレベーターに係る点検等業務委託の契約実績についての再質疑にお答えいたします。

令和6年度青森市契約実績報告書に記載の委託契約のうち、エレベーターに係る点検等業務委託の契約実績につきまして、契約件数は9件、総額は2345万8160円、1件当たりの平均金額は260万6462円となっております。

以上です。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 9件で平均が約260万円という御答弁でした。これも9件のうち4件は50万円以下の契約となっています。

現在、同じ事業者が複数の施設で同種の点検業務を担っている場合であっても、施設の所管課が、恐らく異なるためなのか契約が分かれているケースが見受けられ

ます。入札の時期もほぼ同じなので、所管をまたいで取りまとめてることで、市役所にとっても、業者にとっても効率化につながると思います。その結果、業者が事務手続に追われるのではなく本来の点検業務に集中できるようになり、より良好な維持管理が実現できると考えます。

次に、令和6年度青森市契約実績報告書のうち、自動ドアに関する点検等業務委託の契約実績をお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 自動ドアに係る点検等業務委託の契約実績についての再質疑にお答えいたします。

令和6年度青森市契約実績報告書に記載の委託契約のうち、自動ドアに係る点検等業務委託の契約実績につきまして、契約件数は12件、総額は163万3500円、1件当たりの平均金額は13万6125円となっております。

以上です。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 平均額が約13万円ということでした。また、12件のうち3件は5万円以下の契約になっています。小さい契約が多数あるという状況です。

また、契約実績のうち半数近くについては同じ事業者が受注しており、いずれも一者との随意契約となっています。これは多分、設置した事業者やメーカー指定などの理由で当該事業者以外、対応が難しいため随意契約になっていると思います。これは別に問題はないと思います。

そのため、仮に契約を一本化しても、例えば引き続き一者隨契としても問題はないものと考えますので、同じ事業者に一括で委託することも可能と考えます。

さらに、中には同じ所管課で同じ日に入札を行っていながら契約が分かれているケースも見られます。こうしたものは事業者から見ると、1本にしてくれれば事務の手間が減るのになると感じられているのではないでしょうか。市にとっても事業者にとっても、まとめて契約したほうが効率的であり、契約事務の負担軽減につながる考えます。

自家用電気工作物の点検を例にとれば、本市全体で年間1800万円を要しています。これを包括契約で取りまとめ、契約金額が仮に1割少なくできれば、180万円の余力が生まれます。5年で900万円、相応の修繕に充てられる財源を確保できる計算になります。こうした工夫の積み重ねこそが、サービスの削減に頼らず、市民サービスを守り向上させることにつながると考えます。事業者側から見ても、小さな契約を数多く交わして対応することは大きな負担になっています。

かつては、公共工事は事業者にとって非常に魅力的であり、競争相手も多く、民間の仕事が限られていた時代には多少手間がかかるても積極的に受注したいという状況でした。しかし、近年は人手不足が深刻化し、事業者がこなせる業務は限られています。その結果、全国的に入札不調に至るケースが増えており、ほかの自治体

では、随意契約であっても事務手続の手間が民間より多いという理由で公共事業を断るケースも出ていると聞いています。

今後さらに人口減少による人手不足が進むと見込まれる中、事業者にとって小規模な契約を個別に積み重ねる形では、持続的に公共事業に参加することは困難です。小口契約をまとめ、包括的な業務委託契約の形を取ることで、事業者にとって安定的に公共事業に関わり続けられる仕組みを構築することが必要と考えます。

ほかの自治体では、こうした包括契約による効率化は既に実施されています。本市も今までどおりやるという硬直的な考え方から脱却し、まずは、できる工夫から着手すべきです。包括業務管理のような改革は条例改正も不要であり、発注の仕方を変えるだけですぐに実行可能です。財政難と人手不足の時代にあって、こうした改善のような当たり前の効率化を積極的に進め、市民の利益につなげていくことが必要ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

契約をまとめる方法として、学校、庁舎、市民センター、こういった種別でまとめて契約する形もあります。

そこでお伺いします。

学校の維持修繕に関わる契約の流れ及び令和6年度の実績についてお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○泉宏明教育委員会事務局理事** 小学校の維持修繕に関する再度の御質疑にお答えいたします。

小学校の維持修繕につきましては、各種法定点検の結果や担当課による現地調査により不具合箇所の把握に努めるとともに、日々寄せられる学校からの修繕要望を受け、緊急度や優先度、予算の状況などを見極めながら実施しております。このうち130万円以下の少額な維持修繕につきましては、教育委員会事務局総務課が見積りの徴取などといった契約手続を行っております。

小・中学校の維持修繕に係る令和6年度の実績につきましては、小学校が744件で1億1801万5289円、中学校が377件で4569万9383円となっております。

**○木下靖委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 小学校で744件、中学校で377件、合わせて1年間で1100件以上の修繕契約があるという御答弁でした。

これは校長先生や学校からの要望に対し、教育委員会の事務局が迅速に対応してきたあかしであり、現場が努力されていることの表れだと思います。一方で、1日で平均すると3件以上の契約をこなしていることとなり、契約事務を担う職員にも、また実際に修繕を担う業者にも大きな事務負担となっていることが分かります。契約一覧を見ると1件3万円程度、あるいは、それ以下の契約も多く見られます。私の近くの千刈小学校の9800円という契約がありまして、これは業者が大変だろうなと思って見ていました。

こうした小口契約であっても、実務上は契約書を交わすケースが多く、業者からすれば事務負担が実質的に大きな割合を占めることになります。地域の業者が恐らく学校との関わりや地域貢献の思いから、採算を度外視で担ってくださっている実態もあると推察いたします。

このような業務を、年間に予定される修繕件数を見込んだ上で、一定の範囲を包括的に契約することが考えられます。例えば、13万円以下の修繕を包括契約で対応するとなれば、より迅速な対応が可能になると考えます。

業務効率化の契約を行う仕組みを見直すことによって、業務効率化とスケールメリットの活用により、結果としてトータルコストの縮減と修繕できる件数の増加につながると考えます。

実際に、広島県廿日市市では、支所、学校、市民センターなど異なる99施設を一つにまとめ、電気や空調など14種類の設備管理を5年間の包括契約で契約し、小規模修繕を含めて、まとめて委託をしています。公募段階では、仕様書を詳細に固めずイメージで提示し、選定後に協議で確定する方式を取り、民間のリスクに配慮しています。さらに、物価変動にも対応できるよう、契約額以外の増減要素を債務負担行為に含めるなど柔軟な制度設計を行っています。行政側の効果としては契約事務や仕様書作成の削減、スケールメリットによる効率化、そして地域全体での一体的な住民サービスの提供が可能になります。一方で、大手に独占されて中小業者が排除されるのでは、という懸念もあります。

千葉県流山市では、市内業者を最大限活用すると仕様書に明記し、電気や消防といった業務は原則、現行の水準で地元業者が担う仕組みをつくっています。このように、現場を熟知している担当課の皆さんの知見を生かしながら進めることで、制度設計次第で効率化と地元活用は両立することができます。

さて、公共施設の中には指定管理者によって管理されているものも多くあります。指定管理者からは指定管理料が安過ぎて大変だという話はよく出ていますし、議会でも議論をされています。

指定管理者制度においては、特定の施設の業務全てを委託しなくてはいけないというわけではなくて、例えば、施設の管理のうちエレベーターの保守点検や清掃業務を除いて、その施設の指定管理者に管理を実施してもらうことができると思いますが、このことについて法令上の見解をお示しください。

**○木下靖委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 指定管理者の業務内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者が行う業務内容につきましては、地方自治法第244条の2第4項において、指定管理者が行う業務の範囲は条例で定めるものとされております。

本市の指定管理者制度導入施設の各条例では、指定管理者が行う管理の業務の一つとして、維持管理に関する事を規定しておりますところ、具体的な業務につき

ましては、指定管理者と締結する協定書に基づく仕様書で定めております。

したがいまして、指定管理者に行わせる業務の具体につきましては、市の裁量に委ねられているものと認識しており、エレベーターの保守点検業務や清掃業務など、特定の業務を除いて指定管理者に管理を行わせることについては、法令上特段の問題はないものと考えております。

○木下靖委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ただいまの答弁にもありましたとおり、指定管理者制度においては、業務範囲は条例に定め、その具体的な内容は協定書や仕様書で定める仕組みになっており、市の裁量に委ねられているという御答弁でした。つまり、市と指定管理者の間で合意さえすれば、相当の自由度を持って業務を設計できる制度に本来はなっています。

しかし、現状では、施設ごとに指定管理者が全ての管理を担うものという固定概念に縛られ、思考停止に陥っている面があるのではないかと感じています。例えば、市民センターのように地域の方々による協議会が指定管理を担っている場合、地域事情への柔軟な対応やコミュニティー形成に強みを發揮されています。一方で、エレベーターや自家用発電機といった専門性を要する維持管理は当然、外部委託に頼らざるを得ません。そうであれば、こうした専門的業務は市がまとめて契約をし、ほかの施設とまとめて契約を一括で行うことで、コスト削減と効率化を図ったほうが合理的と考えます。

これは、指定管理の協定書を結び直す必要があるので、まずは、指定管理に入っていない、市が現在、直接発注に出しているところの契約をまとめていって、指定管理の更新のタイミングで指定管理施設の中の設備の法定点検などの業務を含めて包括していく形に見直していくと契約の件数が——スケールが増えていって、トータルの効率化も図られていくのではないかと思います。

市民サービスを維持向上させるために行動し続ける自治体だけが、これからの時代を生き残ることができると思います。まずは、足元の——できるこの契約の見直しから、ぜひすぐにやっていただきたいと要望して私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第117号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第124号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」まで及び議案第134号「令和7年度青森市一般会計補正予算」の計9件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第 117 号「令和 7 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 124 号「令和 7 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」まで及び議案第 134 号「令和 7 年度青森市一般会計補正予算」の計 9 件についてお諮りいたします。

議案第 117 号から議案第 124 号まで及び議案第 134 号の計 9 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

○赤平勇人委員 議案 118 号に異議があります。

○木下靖委員長 議案番号を確認いたします。議案第 118 号でよろしいですか。

○赤平勇人委員 はい。

○木下靖委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 それでは、議案第 118 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 118 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木下靖委員長 起立多数であります。

よって、議案第 118 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 118 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 118 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査いただき、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会